

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画

環境影響評価提案書

令和2年(2020年)4月

株式会社日本エスコン  
中電不動産株式会社

## 目 次

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1- 1
2. 事業者の環境に対する取組方針	2- 1
3. 事業の名称、目的及び内容	3- 1
(1) 事業の名称	3- 1
(2) 事業の目的	3- 1
(3) 事業の内容	3- 1
① 事業の種類	3- 1
② 事業の規模	3- 1
③ 事業の実施場所	3- 1
④ 事業計画の概要	3- 3
⑤ 工事計画	3-16
⑥ 環境影響要因の概要	3-18
⑦ 事業計画の複数案の検討経緯	3-18
4. 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況	4- 1
(1) 地域の範囲	4- 1
(2) 地域の概況	4- 2
① 社会条件	4- 2
② 自然条件	4-58
③ 環境の概況	4-63
④ 周辺事業の有無	4-90
5. 当該事業における環境に対する取組方針	5- 1
6. 当該事業における環境取組内容	6- 1
7. 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	7- 1
(1) 環境影響評価の項目	7- 1
① 環境影響要因の細区分の抽出	7- 1
② 環境要素の細区分の抽出	7- 1
③ 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由	7- 3
(2) 調査、予測及び評価の方法	7- 4
① 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	7- 4
② 評価の方法	7-16
8. その他の事項	8- 1

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称：株式会社日本エスコン

代表者氏名： 代表取締役社長 伊藤 貴俊

主たる事務所の所在地：東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 4 号

オークラブレステージタワー20F

事業者の名称：中電不動産株式会社

代表者氏名： 代表取締役社長 渡邊 穰

主たる事務所の所在地：愛知県名古屋市中区栄二丁目 2 番 5 号

## 2. 事業者の環境に対する取組方針

株式会社日本エスコンは、以下に示すとおり、E S G 経営を推進し、環境への取り組み活動を実施している。

### E S G 経営理念

当社は「IDEAL to REAL（理想を具現化し、新しい未来を創造する）」のコーポレートメッセージのもと、時代とともに変化するニーズに対応し、理想の暮らしを創造するライフ・デベロッパーとして、E S G ※推進による新たな価値創造と持続可能な成長の実現を目指してまいります。

※E S G：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取った3要素の総称。

### E S G 経営方針

環境や社会、ガバナンスに関する法規制や当社が約束したことを遵守し、E S G 推進により社会から必要とされる企業として成長してまいります。

#### 【Environment：環境】

1. 事業展開において省エネルギー化及び廃棄物削減、資源の循環化などを積極的に取り入れていくことで、脱炭素社会の実現に向けた環境にやさしい不動産開発を推進します。
2. まちづくりを通じて、地域の環境改善を図ってまいります。
3. 働き方改革に真摯に取り組み、職場環境の改善・業務の効率化を図り、やりがいや働きがいの向上を通じて社員やその家族の豊かで健康的な生活の実現を目指します。

#### 【Social：社会】

1. まちづくりを通じた地域の活性化、地域のコミュニティ創生を推進し、新しい未来を創造します。
2. 女性、高齢者、障害者の雇用活躍を図り、ダイバーシティを推進していきます。
3. 少子高齢化に対応する医療、福祉等への社会貢献を果たし、地域の安全で快適な暮らしを支えてまいります。
4. 海外事業展開に伴い、グローバルでのSDGsの実現に向け事業展開を推進してまいります。

#### 【Governance：企業統治】

1. 経営状況のタイムリーな把握が可能となるように、経営情報の開示を定量面・定性面ともに充実してまいります。
2. ガバナンス体制において、経営の安定性及び健全性、透明性を確保できる体制を整備してまいります。
3. 事業の拡大・多様性によるリスク増大に対応すべく、リスクマネジメント強化を図ってまいります。

中電不動産株式会社の環境に関する基本方針は、以下に示すとおりである。

## 【環境基本方針】

「環境保全」を重要な経営課題の一つであると位置付け、事業活動を通じて環境への配慮と環境負荷の低減に努めることにより、環境を保全し、地域社会に貢献する企業をめざす。

### 1 環境法令の遵守

環境法令を遵守し、環境保全に努める。

### 2 環境負荷の低減

省資源・省エネルギー、温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進およびグリーン調達など、環境負荷の低減に努める。

### 3 環境管理の推進

環境管理体制を維持し、業務と一体となった環境保全に継続的に取り組む。従業員の環境保全意識の向上を図るため、環境教育、啓発活動を実施する。

### 4 地域との連携

地域社会とのコミュニケーションを図り、地域の環境保全に取り組む。

### 3. 事業の名称、目的及び内容

#### (1) 事業の名称

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画

#### (2) 事業の目的

国立循環器病研究センター跡地(約 66,000 m<sup>2</sup>)において、周辺の住環境と調和した魅力ある街づくりを目指し、住宅及び商業施設等を建設することを目的とする。

#### (3) 事業の内容

##### ① 事業の種類

事業の種類は「住宅団地の建設」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」(平成10年吹田市条例第7号)第2条に規定する要件に該当する。

##### ② 事業の規模

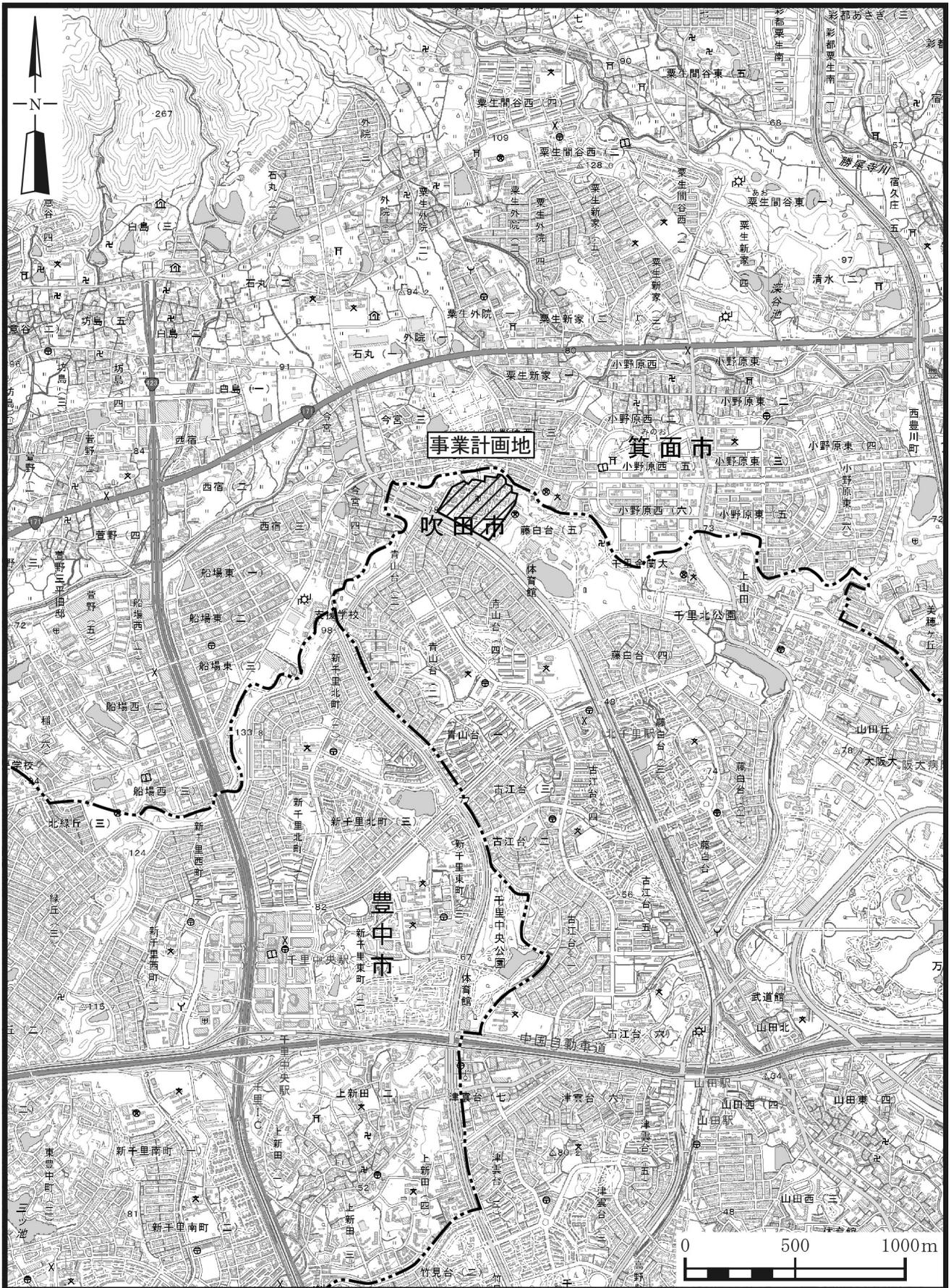
敷地面積 約 66,000 m<sup>2</sup>

建物高さ 30.85m (最高高さ)

住宅戸数 800戸 (集合住宅、戸建て住宅、住宅型有料老人ホーム)

##### ③ 事業の実施場所

吹田市藤白台5丁目125番地23 (図3-1参照)



この地図は、国土地理院の電子地形図 25000 を使用したものである。

図 3-1 事業計画地の位置

④ 事業計画の概要

本事業は、国立循環器病研究センター跡地において、集合住宅、戸建て住宅、住宅型有料老人ホーム及び商業施設等を建設する計画である。

a. 土地利用及び施設計画

事業計画地内の現況の土地利用状況及び将来の土地利用計画は、表 3-1(1)、(2)、図 3-2 及び図 3-3 に示すとおりである。

事業計画地は、昭和 52 年（1977 年）から令和元年（2019 年）6 月末の期間、国立循環器病研究センターとして利用されていた区域である。

本事業では、この区域に集合住宅、戸建て住宅、住宅型有料老人ホーム及び小規模な商業施設を建設する計画である。施設配置は図 3-3 に、施設概要は表 3-2 に示すとおりである。宅地は、北側の千里緑地沿いに集合住宅 664 戸、中央付近に戸建て住宅 49 戸、南側の千里けやき通り沿いに住宅型有料老人ホーム（87 室）及び商業施設を配置する計画である。

なお、各施設の平面、立面、断面は図 3-4(1)から図 3-7(2)に示すとおりである。

表 3-1(1) 土地利用状況（現況）

土地利用区分	現 況		備 考
	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)	
裸地	60,300	91.4	国立循環器病研究センター建物跡地
緑地	5,700	8.6	
計	66,000	100.0	

表 3-1(2) 土地利用計画（将来）

土地利用区分	将 来		備 考
	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)	
集合住宅用地	37,500	56.8	664 戸、 保育所含む
戸建て用地	7,500	11.4	49 戸
住宅型有料老人ホーム用地	2,400	3.6	87 室
店舗用地	11,000	16.7	店舗駐車場含む
開発道路	5,600	8.5	
提供公園	2,000	3.0	
計	66,000	100.0	

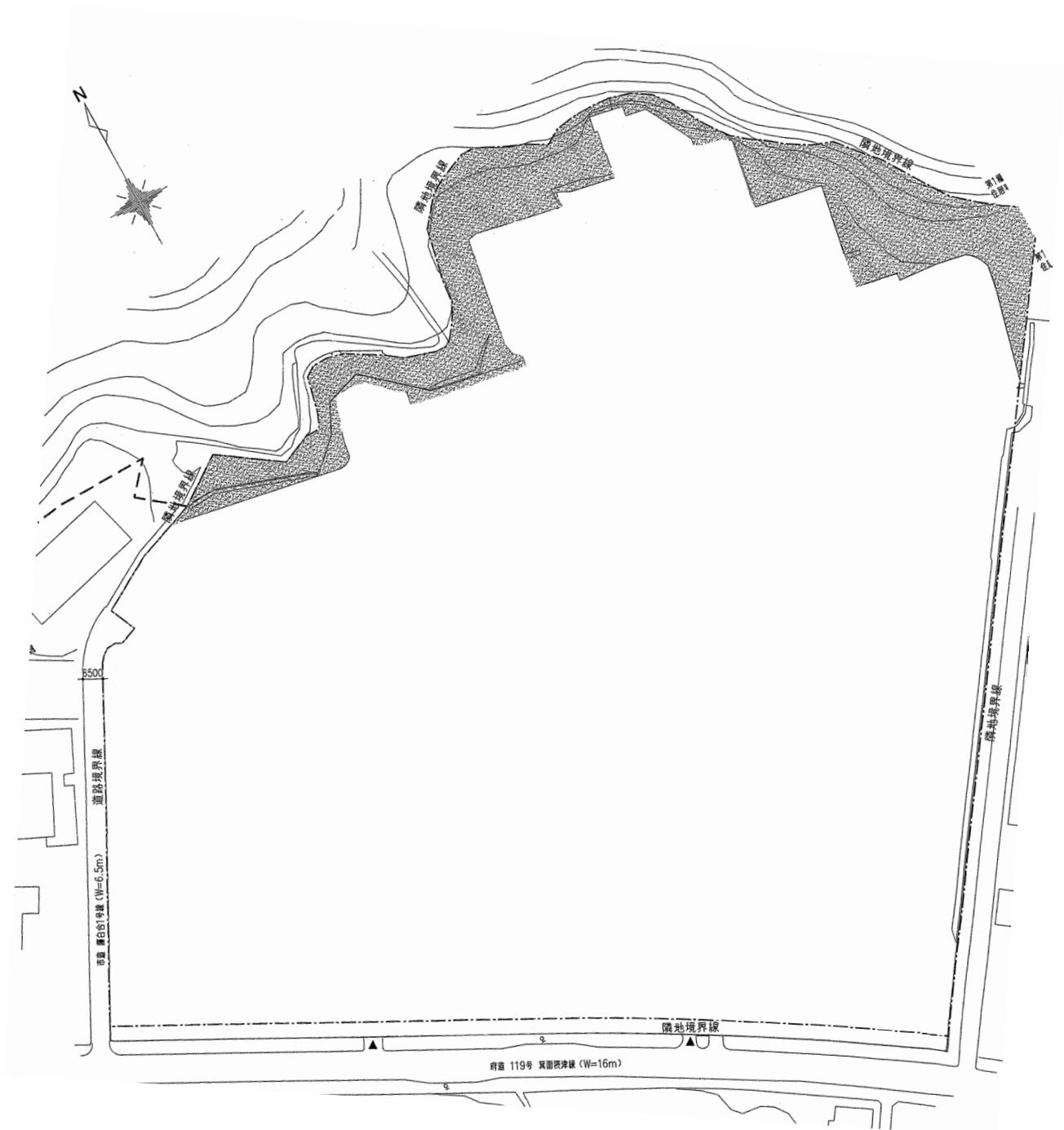


图 3-2 土地利用現況图



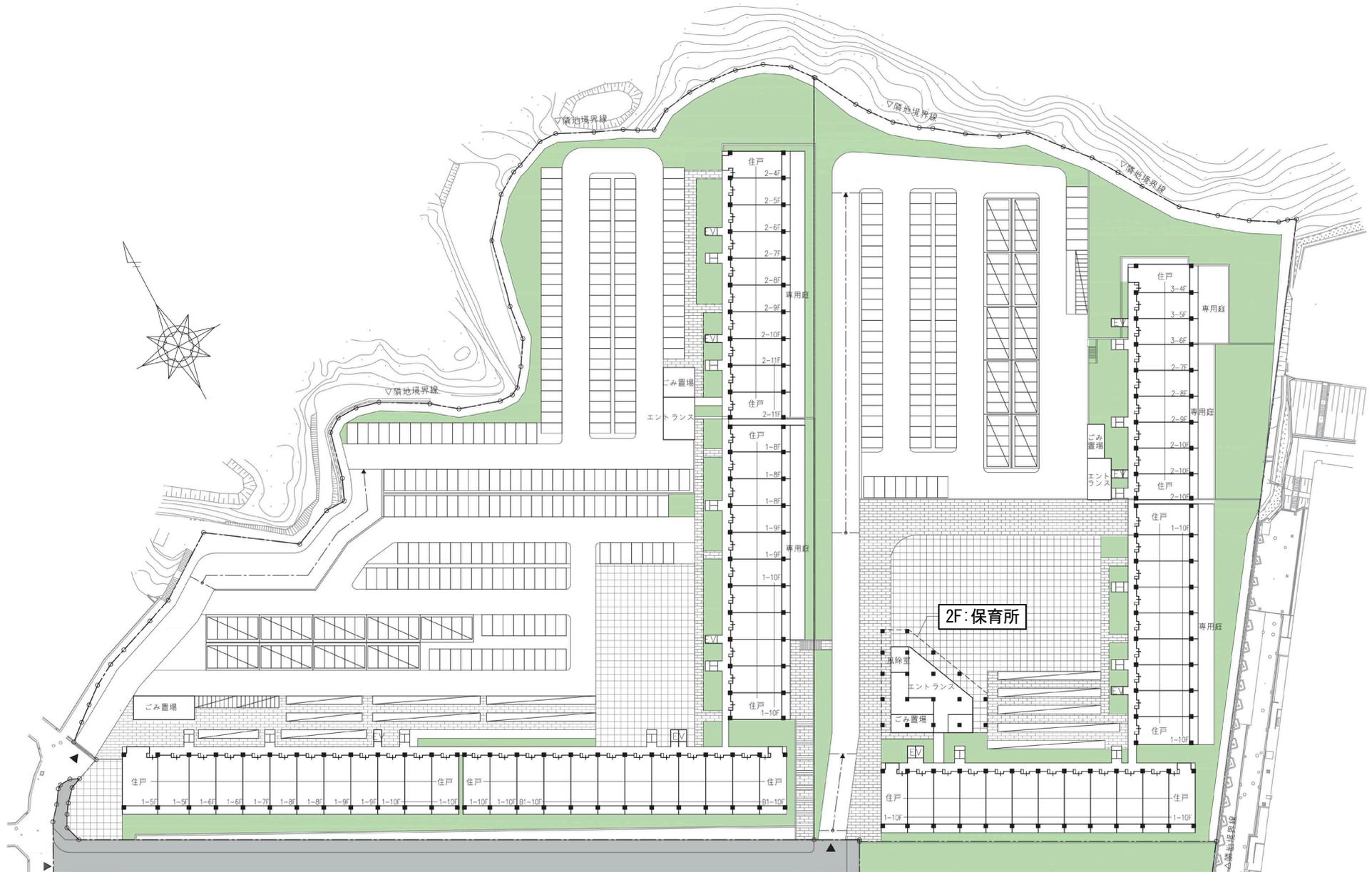
※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。

図 3-3 将来土地利用・施設配置計画図

表 3-2 施設概要（集合住宅、住宅型有料老人ホーム、戸建住宅、店舗）

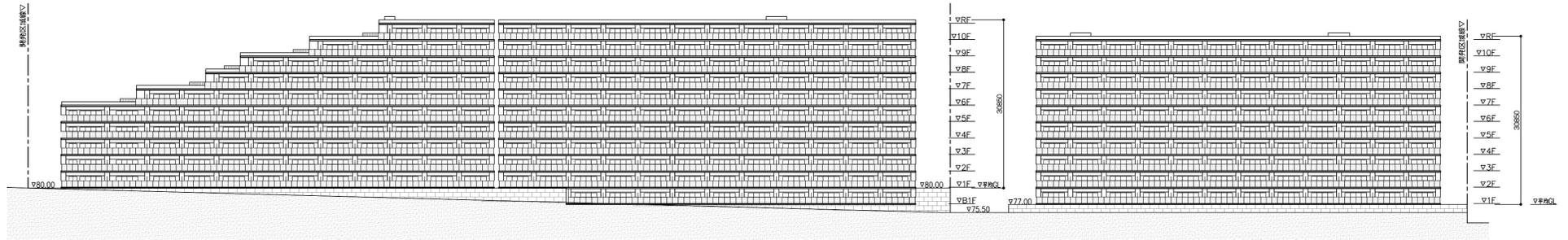
	集合住宅A	集合住宅B	住宅型有料 老人ホーム	店舗A	店舗B	戸建住宅
主要用途	共同住宅・保育所	共同住宅	住宅	店舗	店舗	住宅
建築敷地面積	17,000 m <sup>2</sup>	20,500 m <sup>2</sup>	2,400 m <sup>2</sup>	5,600 m <sup>2</sup>	5,400 m <sup>2</sup>	7,500 m <sup>2</sup>
建物構造	R C造	R C造	S造	S造	S造	W造・S造
建築面積	3,800 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	830 m <sup>2</sup>	1,050 m <sup>2</sup>	2,300 m <sup>2</sup>	—
建蔽率	22.4 %	24.4 %	34.6 %	24.1%	33.3 %	約60%
延べ床面積	21,000 m <sup>2</sup>	30,000 m <sup>2</sup>	2,530 m <sup>2</sup>	1,300 m <sup>2</sup>	2,270 m <sup>2</sup>	—
容積率	123.5 %	140.5 %	105.4 %	23.2 %	42.0 %	約120%
建物高さ	10F	11F、B1F	4F	1F	2F	2F
	30.85 m	30.85 m	17.6 m	5.4 m	9.9 m	8.2 m
計画戸数	267 戸	397 戸	87 戸	—	—	49戸
駐車場台数	267 台	397 台	14 台	100 台	110台	—
駐輪場台数 (バイク含む)	415 台	616 台	10 台	70台	90台	—
その他				店舗3棟(1F) 店舗営業時間： 7:00～23:00	店舗4棟(1F) 店舗・クリニック モール1棟(2F) 店舗営業時間： 7:00～23:00	各戸敷地面積 150.00～199.00 m <sup>2</sup> 各戸延べ床面積 180.00～238.00m <sup>2</sup> 各戸建築面積 90～119 m <sup>2</sup>

※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。



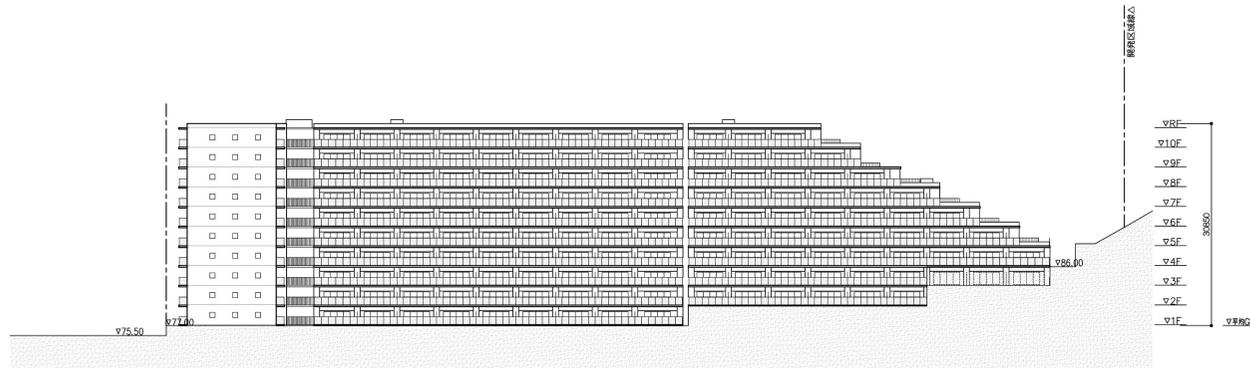
※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。

図 3-4(1) 施設平面図 (集合住宅)

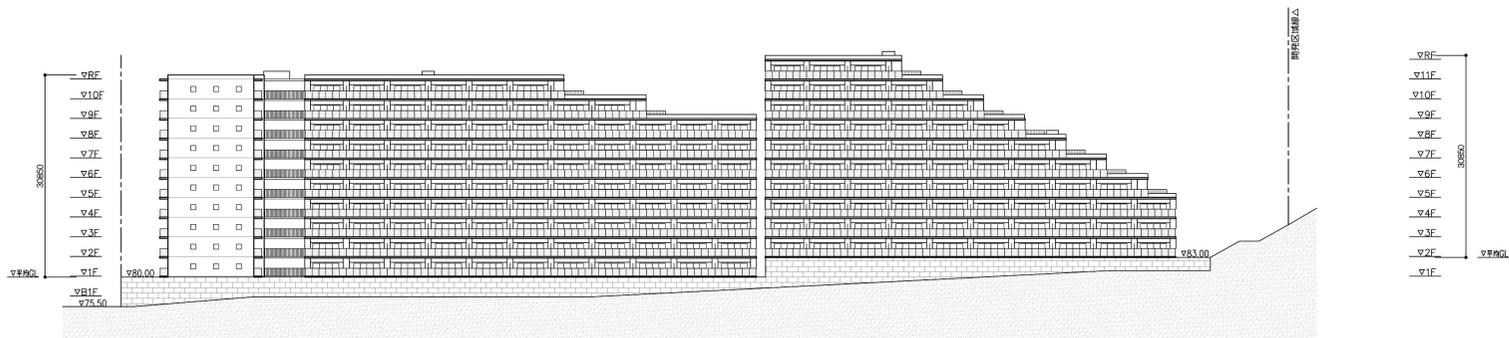


集合住宅B 南立面図

集合住宅A 南立面図



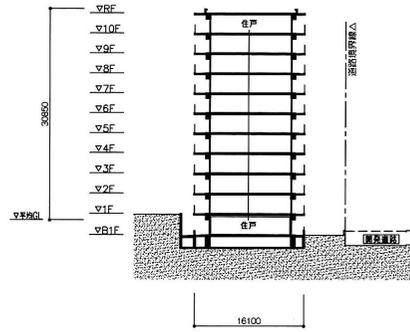
集合住宅A 東立面図



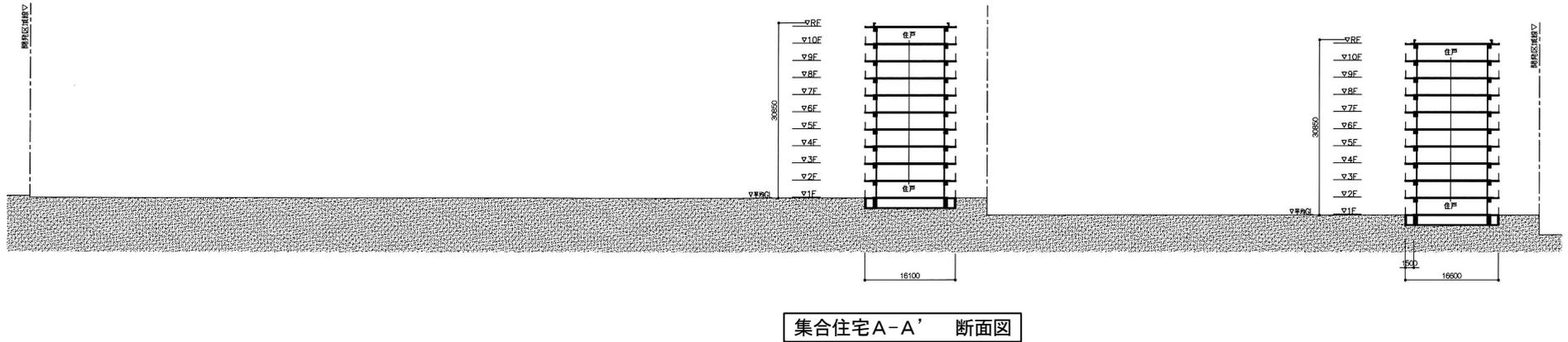
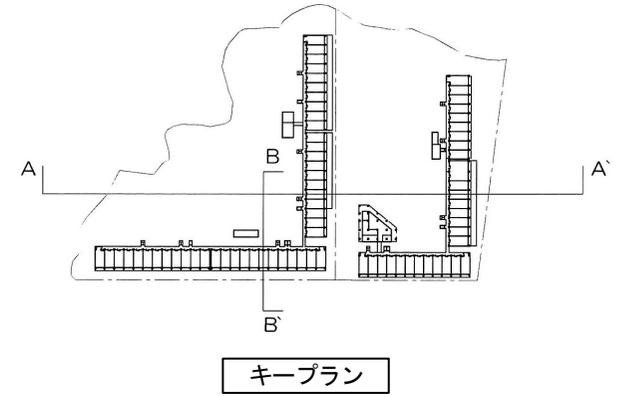
集合住宅B 東立面図

※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。

図 3-4(2) 施設立面図 (集合住宅)



集合住宅B-B' 断面図



集合住宅A-A' 断面図

※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。

図 3-4(3) 施設断面図 (集合住宅)

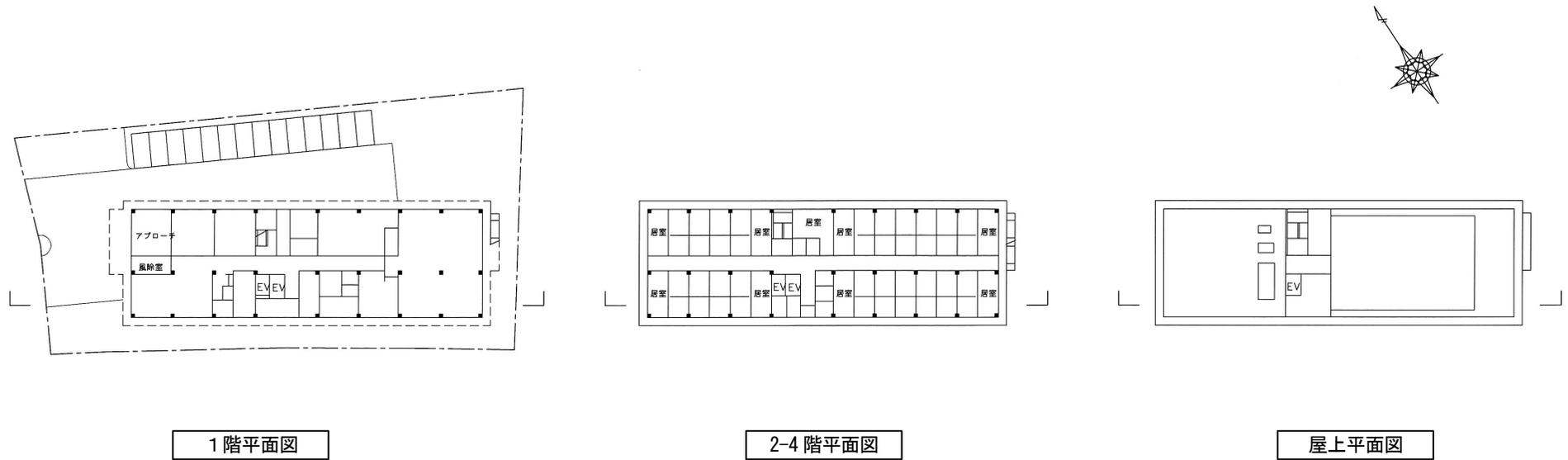


図 3-5(1) 施設平面図（住宅型有料老人ホーム）

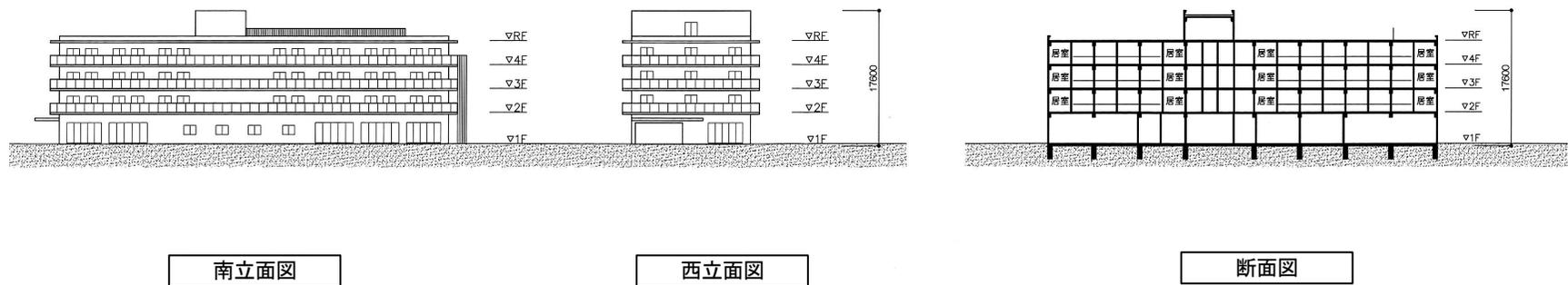


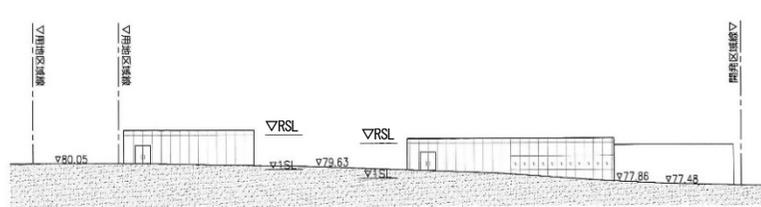
図 3-5(2) 施設立面図・断面図（住宅型有料老人ホーム）

※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。

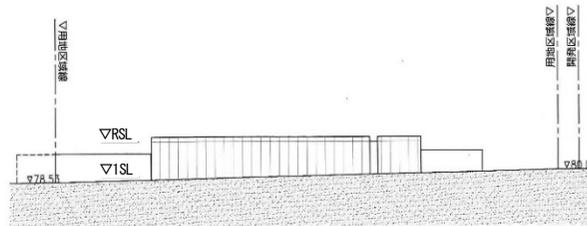


※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。

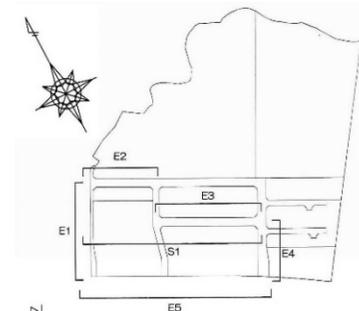
図 3-6 (1) 施設平面図 (店舗)



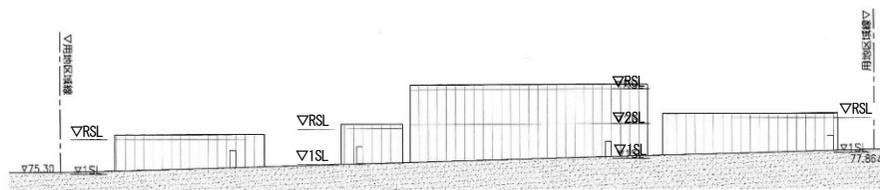
立面図-1



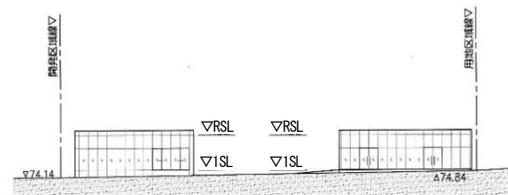
立面図-2



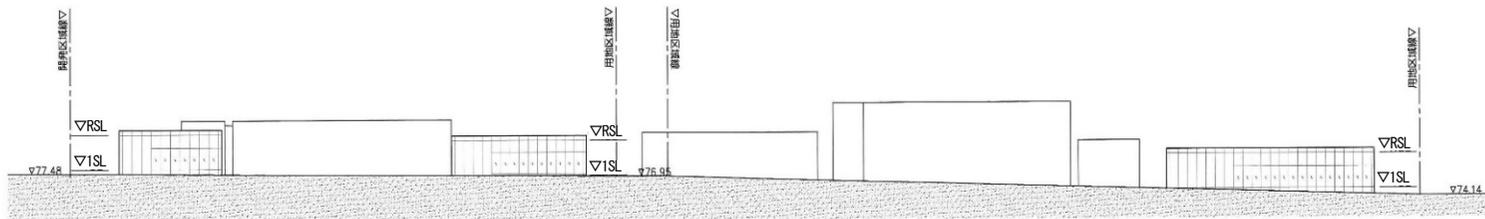
キープラン



立面図-3

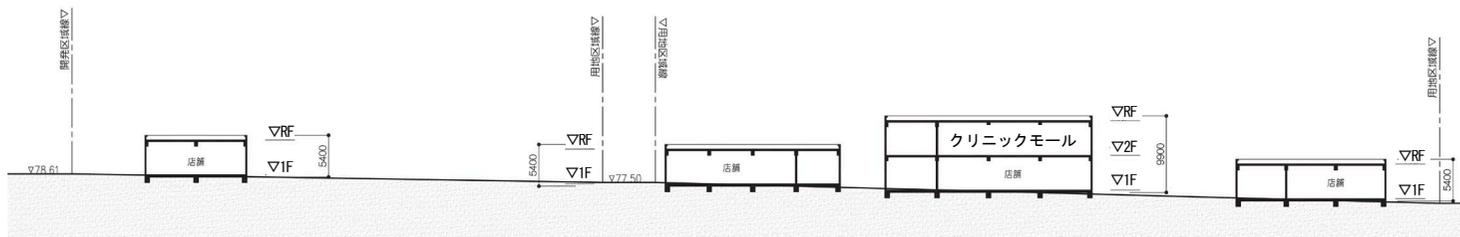


立面図-4



立面図-5

図 3-6(2) 立面図 (店舗)



断面図-1

図 3-6(3) 断面図 (店舗)

※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。

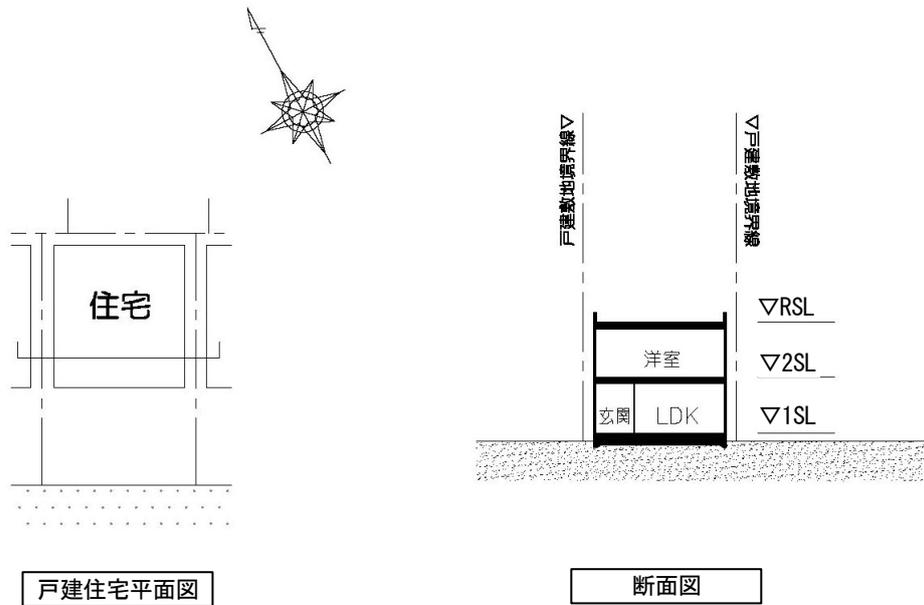


図 3-7(1) 戸建住宅平面図・断面図

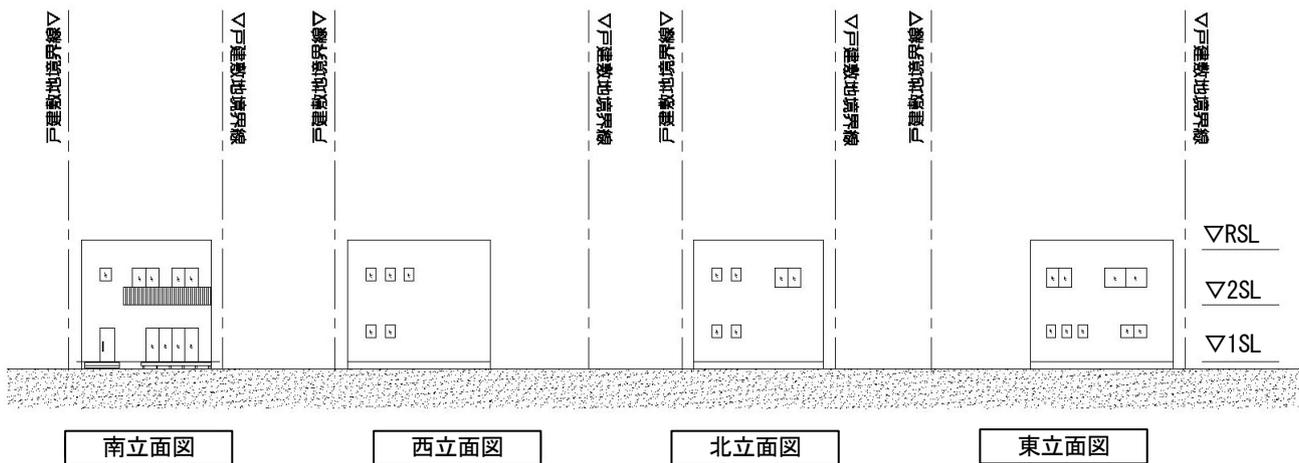


図 3-7(2) 立面図（戸建住宅）

※計画は現段階のものであり、今後変更する可能性があります。

b. 緑化計画

事業計画地内においてオープンスペースや造成法面の緑化、駐車場で緑化以外にも屋上緑化、壁面緑化を実施する計画である。

緑化計画の策定にあたっては、敷地背後に連なる千里緑地や千里けやき通り沿いのケヤキ並木との関係性に配慮しながら、現存の植生や地域在来の植生を基調としつつ、人々が日常生活の中で季節ごとに安らぎや潤いを感じられるような、多様性豊かな緑地環境の形成を目指すこととする。

### c. 交通計画

事業計画地は、南側を千里けやき通りに接しており、入場・退場車両は、当該道路を利用する。これらの主要な通行ルートは、図 3-9 に示すとおりである。また、事業計画地からの出入りは図 3-8 に示すとおりとし、千里けやき通りへの接続については、国立循環器病研究センター存在時と同様とすることを想定している。



図 3-8 事業計画地への出入り位置

### d. 道路整備計画

本事業との関連において、一部の道路や交差点について市や関係機関と協議を行う予定である。

### e. 給水計画

給水は、吹田市水道事業者から供給を受ける計画である。

### f. ガス・電気供給計画

ガスは大阪ガス株式会社から、電気は、中部電力株式会社から供給を受ける計画である。なお、一部において太陽光発電の利用を検討している。

### g. 排水計画

生活排水、雨水排水とも、すべて公共下水道へ放流する。なお、集合住宅においては、雨水貯留槽を設置する計画である。

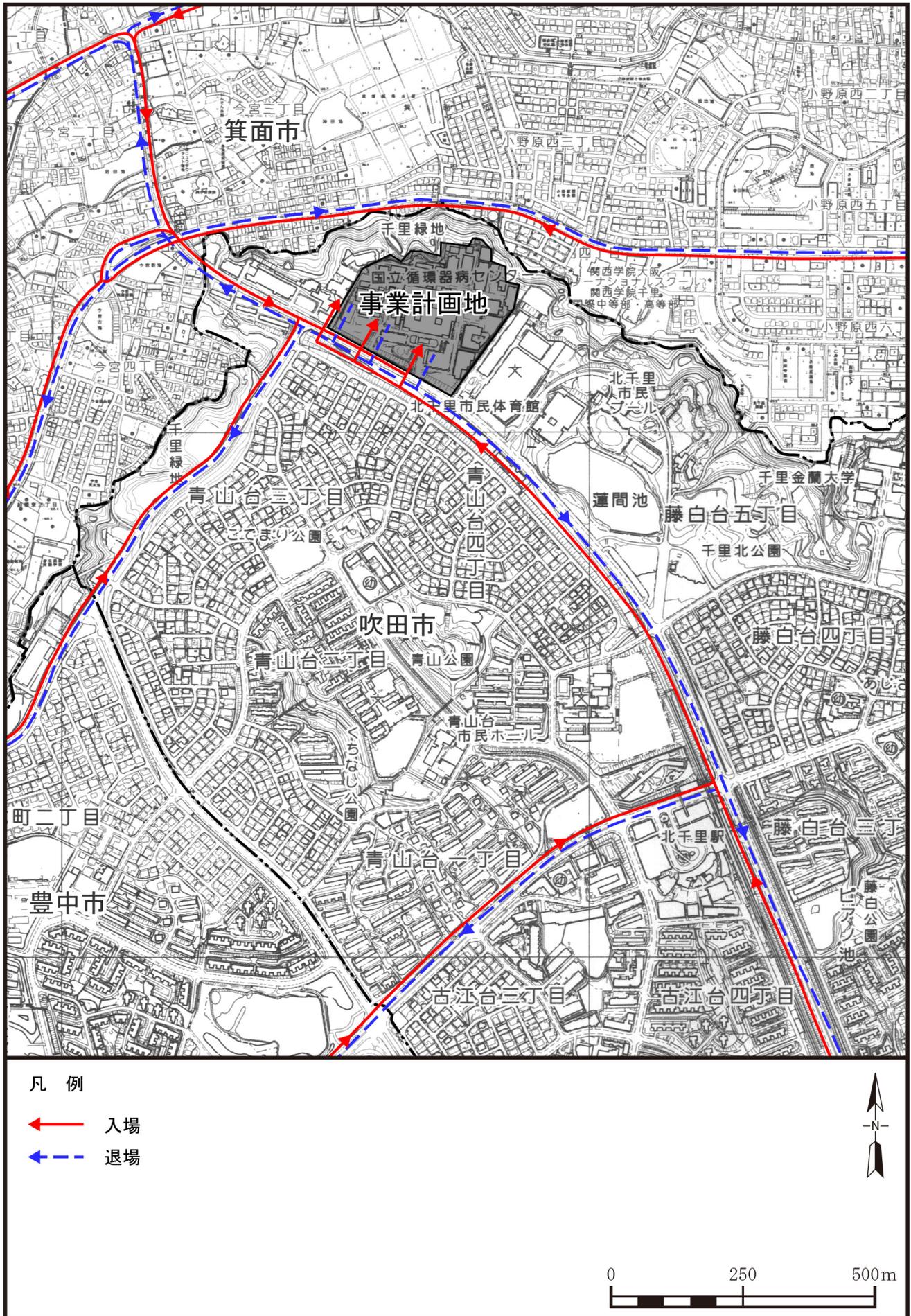


図 3-9 交通計画図 (供用後)

h. 地下水利用計画

大規模な地下水揚水は行わない計画である。

i. 廃棄物処理計画

建設廃棄物については可能な限り再資源化する計画とすることにより廃棄物の処分量の減少に努める。処理が困難なものについては、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する。また、建設発生土については、事業計画地での埋め戻しに利用する等、残土の発生を抑制する。

供用後の一般廃棄物は、吹田市分別収集計画に従い、収集に係る分別の区分に分別し、吹田市の一般廃棄物収集運搬委託業者に収集運搬を委託する計画である。産業廃棄物は、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する計画である。

⑤ 工事計画

a. 工事工程の概要

本事業における工事工程は表 3-3 に示すとおりである。

最初に造成工事を行った後、集合住宅、戸建て住宅、商業施設、住宅型有料老人ホームの建築工事を行う。

全体の工期は約 4 年 6 か月を予定している。

表 3-3 工事計画表

作業		年											
		1 年目			2 年目			3 年目			4 年目		
開発工事		約54か月											
建設工事	集合住宅	約39か月											
	戸建住宅	約24か月											
	商業施設	約10か月											
	住宅型有料老人ホーム	約12か月											

b. 工事用車両

工事用車両の主要走行ルートは図 3-10 に示すルートを想定している。

工事用車両の走行時間帯は、原則として 8 時から 18 時までの間を予定しているが、大型車両の入場については、8 時半以降とする。また、歩行者等の安全を考慮し、出入口前に誘導員を配置する計画である。

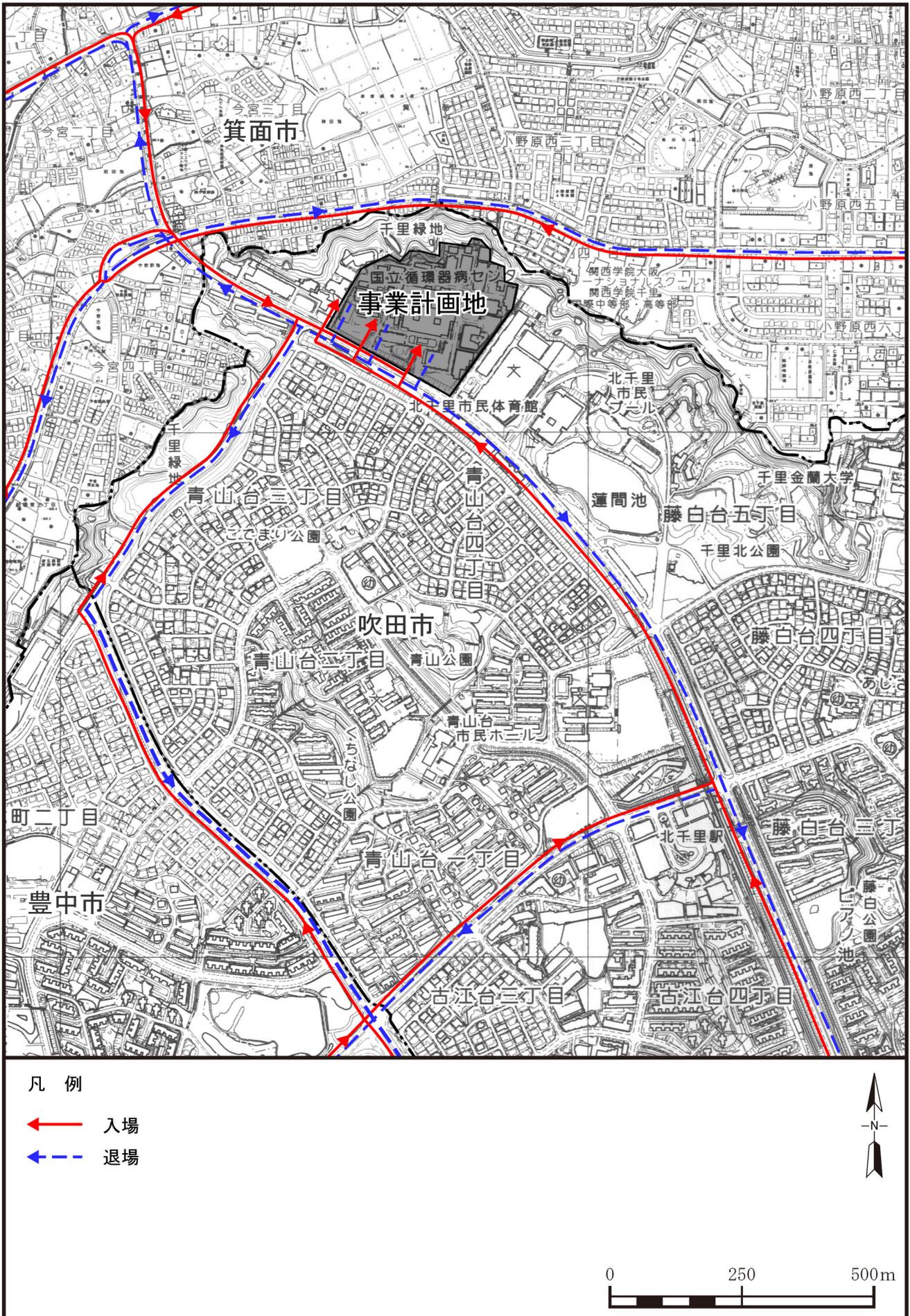


図 3-10 工事用車両主要走行ルート図

## ⑥ 環境影響要因の概要

本事業は、国立循環器病研究センター跡地に、集合住宅、戸建て住宅、住宅型有料老人ホーム及び小規模な商業施設を建設するものである。

本事業の計画内容から、環境に影響を及ぼす要因（以下「環境影響要因」という。）となる行為の区分としては、「工事」、「存在」及び「供用」であり、それぞれの環境影響要因としては、以下に示す事項が考えられる（詳細は「7.（1）環境影響評価の項目」に記載）。

### a. 工事

- ・建設機械の稼働（開発工事、建築工事に伴う建設機械の稼働）
- ・工事用車両の走行（資材運搬や工事関係者の通勤車両等の走行）
- ・工事の影響（工事の実施による廃棄物等の発生）

### b. 存在

- ・緑の回復育成（既存の緑地の消失、新たな緑地の整備）
- ・建築物等の存在（新たな建築物等の出現）

### c. 供用

- ・人口の増加（人口の増加による廃棄物の発生、エネルギー使用の増加）
- ・施設の供用（店舗等の供用による廃棄物の発生、エネルギー使用の増加）
- ・冷暖房施設等の稼働（住宅、店舗等、施設の供用による設備の稼働）
- ・施設関連車両の走行（商品等運搬車両、廃棄物収集車両の走行、施設への入場・退場車両の走行（自家用車含む））
- ・駐車場の利用（事業計画地内での車両の走行（自家用車含む））
- ・歩行者の往来（事業計画地内に来店する歩行者の往来）

## ⑦ 事業計画の複数案の検討経緯

本事業計画においては、当初、集合住宅及び戸建て住宅からなる住宅団地としての開発を検討していたが、地域住民の方々からの要望等を受け、事業計画地内に商業施設等を配置した街づくりの検討を行った。

なお、事業計画地北側の千里緑地側に集合住宅、中央付近に戸建て住宅、南側の千里けやき通り沿いに商業施設を配置するなどの計画により、以下のとおり周辺環境への影響を軽減することを検討した。

- ・事業計画地の北側に集合住宅を配置することにより計画建物による圧迫感や日影影響を軽減する。
- ・集合住宅の高さを国立循環器病研究センター建物高さ（約 45m）以下とすることにより、事業計画地周辺に対する景観への影響、日照障害、テレビ受信障害、風害を軽減する。
- ・商業施設を千里けやき通り沿いに配置することにより、地域住民の方々も商業施設を利用しやすくするとともに周辺からの入場車両の事業計画地内の通行量及び排気ガス排出量を削減する。

#### 4. 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況

##### (1) 地域の範囲

環境影響評価を実施する地域の範囲の考え方については、環境要素の特性、事業の内容及び地域の概況を考慮して環境要素ごとに設定することを基本とする。

このような観点から、本事業による環境影響評価を実施する地域の範囲は、原則として、事業計画地から概ね 100m以内とし、図 4-1 に示す事業計画地と周辺の藤白台 5 丁目、青山台 3 丁目及び 4 丁目の範囲とする。

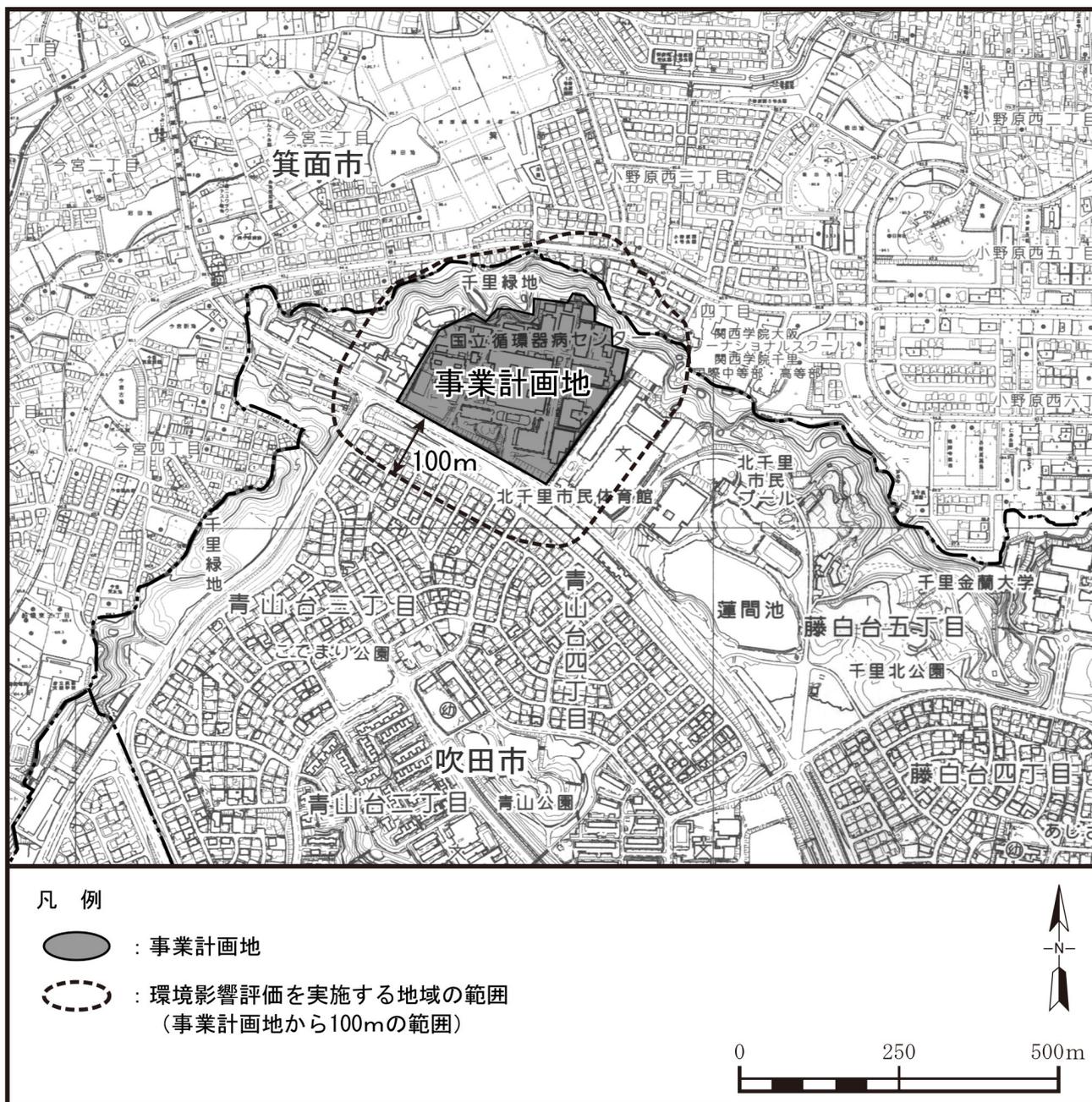


図 4-1 事業計画地から 100m の範囲

(2) 地域の概況

① 社会条件

a. 人口

吹田市の平成26年から平成30年の人口、世帯数及び人口密度は、表4-1(1)に示すとおりである。平成30年の人口総数は371,753人、世帯数は171,500世帯、人口密度は10,301人/km<sup>2</sup>となっている。

平成26年から平成30年の経年的な傾向をみると、人口総数及び人口密度、世帯数で若干増加傾向を示している。

また、事業計画地の周辺の町丁別の平成30年の人口、世帯数及び人口密度は、表4-1(2)に示すとおりである。

表4-1(1) 吹田市の人口、世帯数及び人口密度

各年9月30日現在

年	項目	人口 (人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
		総数	男	女		
平成26年		361,877	174,255	187,622	163,064	10,027
平成27年		365,587	175,892	189,695	165,540	10,130
平成28年		369,441	177,613	191,828	168,328	10,237
平成29年		370,365	177,756	192,609	169,790	10,262
平成30年		371,753	178,293	193,460	171,500	10,301

注) 1. 外国人を含む住民基本台帳の人数である。

2. 市域面積は、36.09 km<sup>2</sup>である。

資料：総務室・市民課

出典：「吹田市統計書 平成30年版(2018年)」(吹田市、平成31年(2019年)3月)

表4-1(2) 町丁別の人口、世帯数及び人口密度(平成30年)

平成30年(2018年)9月30日現在

町丁別	項目	人口 (人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
		総数	男	女		
青山台1丁目		1,951	893	1,058	1,176	12,356
青山台2丁目		1,869	854	1,015	850	11,792
青山台3丁目		1,084	487	597	466	3,715
青山台4丁目		1,500	681	819	779	5,300
藤白台3丁目		4,191	1,903	2,288	1,866	19,242
藤白台4丁目		956	437	519	420	4,775
藤白台5丁目		173	85	88	81	409

注) 1. 面積は、住民表示に基づく面積である。

2. 住民基本台帳に基づく数値である。

3. 寮関係の世帯数は寮生個々を1世帯としている。

資料：総務室・市民課

出典：「吹田市統計書 平成30年版(2018年)」(吹田市、平成31年(2019年)3月)

b. 土地利用

(a) 「国土利用計画法」に基づく土地利用基本計画の決定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地利用計画によると、吹田市全域が市街化区域として計画されている。

(b) 土地利用の状況

吹田市の土地利用の状況は、表 4-2 に示すとおりである。市街地として利用されている面積は全体の 63.9% であり、学校、鉄軌道・道路、公共施設を加えると全体の 82.0% を占めている。

表 4-2 吹田市の土地利用状況

平成 30 年（2018 年）3 月 31 日現在

分 類		面積 (ha)	比率 (%)
市街地	一 般 市 街 地	1,976.3	54.8
	商 業 業 務 地	202.6	5.6
	官 公 署	7.0	0.2
	工 場 地	118.9	3.3
普通緑地	公 園 ・ 緑 地	309.0	8.6
	遊 園 地 ・ 運 動 場	118.8	3.3
	学 校	282.6	7.8
	公 開 庭 園 ・ 社 寺 敷 地	12.5	0.3
	墓 地	0.8	0.0
農地	田	12.7	0.4
	畑	53.3	1.5
山 林		18.9	0.5
水 面		64.5	1.8
荒 無 地 ・ 低 湿 地		26.3	0.7
公 共 施 設		80.7	2.2
鉄 軌 道 敷 ・ 道 路		291.9	8.1
そ の 他 空 地		32.2	0.9
総 数		3,609.0	100.0

注) 1. 項目及び面積は、都市計画基礎調査（平成 27 年度（2015 年度））の分類及び数値である。

2. 面積はおおむね 0.5ha 以上のまとまりのあるものを測定している。

3. 四捨五入のため、合計が一致しないところがある。

資料：都市計画室

出典：「吹田市統計書 平成 30 年版（2018 年）」（吹田市、平成 31 年（2019 年）3 月）

(c) 「都市計画法」に基づく用途地域等の指定状況

吹田市の用途地域の指定面積は、表 4-3 に示すとおりである。住居系地域は 84.6%、商業系地域は 7.8%、工業系地域は 7.6%となっている。

事業計画地及びその周辺地域の用途地域の指定状況は、図 4-2 に示すとおりである。事業計画地は第 1 種中高層住居専用地域に指定されている。

表 4-3 吹田市の用途地域の指定面積

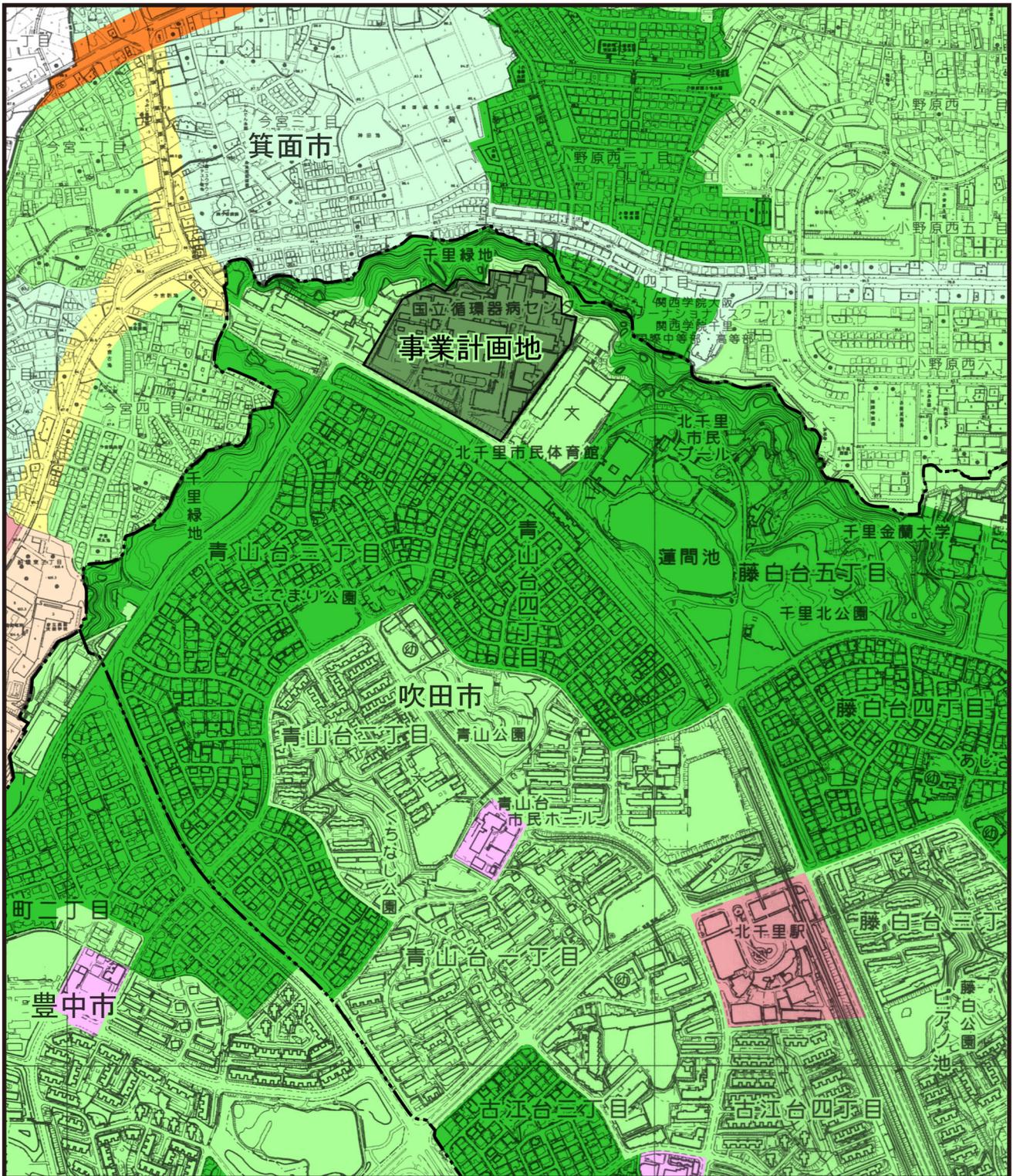
平成 30 年（2018 年）3 月 31 日現在

分 類	面積 (ha)	比率 (%)
第 1 種低層住居専用地域	473	13.8
第 2 種低層住居専用地域	7	0.2
第 1 種中高層住居専用地域	1,123	32.8
第 2 種中高層住居専用地域	553	16.1
第 1 種住居地域	430	12.6
第 2 種住居地域	286	8.4
準住居地域	24	0.7
近隣商業地域	161	4.7
商業地域	107	3.1
準工業地域	184	5.4
工業地域	77	2.2
工業専用地域	—	—
総 数	3,425	100.0

注) 面積については、最終変更（平成 25 年（2013 年）8 月 12 日告示）の数値です。

資料：都市計画室

出典：「吹田市統計書 平成 30 年版（2018 年）」（吹田市、平成 31 年（2019 年）3 月）



凡 例

- |   |   |
|---|---|
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#008000; border:1px solid black;"></span> 第一種低層住居専用地域  | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#FF8C00; border:1px solid black;"></span> 準住居地域  |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#90EE90; border:1px solid black;"></span> 第一種中高層住居専用地域 | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#FF69B4; border:1px solid black;"></span> 近隣商業地域 |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#E0FFE0; border:1px solid black;"></span> 第二種中高層住居専用地域 | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#F08080; border:1px solid black;"></span> 商業地域   |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#FFFF00; border:1px solid black;"></span> 第一種住居地域      |   |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#FFDAB9; border:1px solid black;"></span> 第二種住居地域      |   |



出典：〔「大阪府地図情報提供システム」(大阪府ホームページ)〕をもとに作成  
 図 4-2 事業計画地及びその周辺における用途地域の指定状況

c. 産業

(a) 産業別従業者数

吹田市の平成 28 年の産業別従業者数は、表 4-4 に示すとおりであり、産業分類別事業所数及び従業者数の総数はそれぞれ 11,526 所、144,593 人で、産業別では卸売業、小売業が事業所数で 3,236 所（28.1%）、従業員数も 36,510 人（25.3%）と最も多くなっている。

表 4-4 吹田市の産業大分類別事業所数及び従業員数（平成 28 年）

平成 28 年（2016 年）6 月 1 日現在

産業大分類	事業所数 (所)	従業者数 (人)
全産業	11,526	144,593
農林漁業	5	38
鉱業，採石業，砂利採取業	—	—
建設業	824	7,621
製造業	441	6,968
電気・ガス・熱供給・水道業	7	114
情報通信業	189	2,960
運輸業，郵便業	222	5,715
卸売業，小売業	3,236	36,510
金融業，保険業	140	2,308
不動産業，物品賃貸業	1,234	5,165
学術研究，専門・技術サービス業	526	6,120
宿泊業，飲食サービス業	1,354	13,219
生活関連サービス業，娯楽業	978	7,772
教育，学習支援業	487	14,805
医療，福祉	1,263	25,603
複合サービス事業	42	669
サービス業（他に分類されないもの）	578	9,006
公務（他に分類されるものを除く）	—	—

注) 1. 「—」は該当数字がないことを示す。

2. 平成 28 年経済センサス-活動調査では国・地方公共団体に属する授業所は調査の対象から除かれている。

資料：総務室（総務省統計局 経済センサス-活動調査）

出典：「吹田市統計書 平成 30 年版（2018 年）」（吹田市、平成 31 年（2019 年）3 月）

「平成 28 年経済センサス-活動調査」（総務省統計局ホームページ）

(b) 農業

吹田市の専業・兼業別農家数の推移は、表 4-5 に示すとおりである。

平成 27 年の農家の総数は 69 戸であり、構成比をみると専業農家が 29.0%、兼業農家が 71.0%となっている。また、平成 7 年からの傾向をみると、農家の総戸数は 256 戸から 69 戸に、兼業農家数が 225 戸から 49 戸と大きく減少している。

表 4-5 吹田市における専業・兼業別農家数

各年 2 月 1 日現在

項 目		年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
農 家 数	総 数	(戸)	256	128	96	80	69	
	構 成 比	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	専 業	(戸)	31	22	20	18	20	
	構 成 比	(%)	12.1	17.2	20.8	22.5	29.0	
	兼 業	総 数	(戸)	225	106	76	62	49
		構 成 比	(%)	87.9	82.8	79.2	77.5	71.0
		第 1 種兼業	(戸)	10	3	1	—	1
		構 成 比	(%)	3.9	2.3	1.1	—	1.4
		第 2 種兼業	(戸)	215	103	75	62	48
		構 成 比	(%)	84.0	80.5	78.1	77.5	69.6

- 注) 1. 農家とは、経営耕地面積が 10 a 以上（昭和 60 年以前は 5 a 以上）の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満（昭和 60 年以前は 5 a 未満）であっても、調査期日目の前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上（昭和 60 年は 10 万円以上）あった世帯である。  
 2. 専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人もいない農家であり、兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人以上いる農家である。  
 3. 第 1 種兼業とは、農業所得を主とする兼業農家であり、第 2 種兼業とは、農業所得を従とする兼業農家である。  
 4. 平成 12 年（2000 年）・平成 17 年（2005 年）・平成 22 年（2010 年）・平成 27 年（2015 年）の数値は、経営耕地面積が 30 a 以上、または農産物販売金額が 50 万円以上の販売農家の数値である。

資料：総務室（農林業センサス及び世界農林業センサス）

出典：「吹田市統計書 平成 30 年版（2018 年）」（吹田市、平成 31 年（2019 年）3 月）

(c) 工業

吹田市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額の推移は、表 4-6 に示すとおりである。平成 29 年の事業所数は 132 所、従業員数は 4,858 人、製造品出荷額は 2,818 億円となっている。また、平成 24 年から平成 29 年の傾向をみると、事業所数、従業員数及び製造品出荷額ともに増減を繰り返している。

表 4-6 吹田市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額（従業員 4 人以上）

平成 24 年から平成 26 年は 12 月 31 日現在  
平成 28 年は 10 月 1 日現在  
平成 29 年は 6 月 1 日現在

年 \ 項目	事業所数 (所)	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)
平成 24 年	150	4,646	25,804,284
平成 25 年	154	5,262	29,937,238
平成 26 年	148	4,848	29,387,172
平成 28 年	172	4,961	29,252,957
平成 29 年	132	4,858	28,178,242

- 注) 1. 平成 27 年度から平成 28 年度は工業統計調査は実施されていない。  
2. 平成 28 年度については、経済センサス-活動調査より抜粋している。

資料：総務室（経済産業省 工業統計調査  
平成 28 年は、総務統計局 経済センサス-活動調査）

出典：「吹田市統計書 平成30年版（2018年）」（吹田市、平成31年（2019年）3月）

(d) 商業

吹田市の事業所数、常時従業員数及び年間販売額の推移は、表 4-7 に示すとおりである。平成 26 年の事業所数は 2,111 所、常時従業員数は 23,436 人、年間販売額は 1 兆 5,175 億円となっている。

また、平成 9 年から平成 19 年の傾向をみると、事業所数は減少しており、常時従業員数は平成 14 年に増加後、減少しており、年間販売額は平成 14 年の減少後、増加している。

表 4-7 吹田市の卸売・小売業の事業所数・従業者数及び年間販売額（飲食店除く）

年 \ 項目	事業所数 (所)	常時従業員数 (人)	年間販売額 (万円)
平成 9 年	3,589	36,421	221,748,728
平成 14 年	3,479	39,113	180,514,453
平成 16 年	3,390	36,154	186,542,802
平成 19 年	3,080	34,841	216,041,845
平成 26 年	2,111	23,436	151,751,432

注) 1. 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改訂及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、平成 19 年以前の調査の数値とは接続しない。

2. 平成 9 年から平成 19 年は各年 6 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在の数値である。

資料：総務室（経済産業省 商業統計調査、商業統計調査大阪府結果表）

出典：「吹田市統計書 平成 30 年版（2018 年）」（吹田市、平成 31 年（2019 年）3 月）

d. 交通

(a) 道路

事業計画地周辺における主要地方道以上の交通量は表 4-8 に、道路網及び交通量調査地点の位置は図 4-3 に示すとおりである。

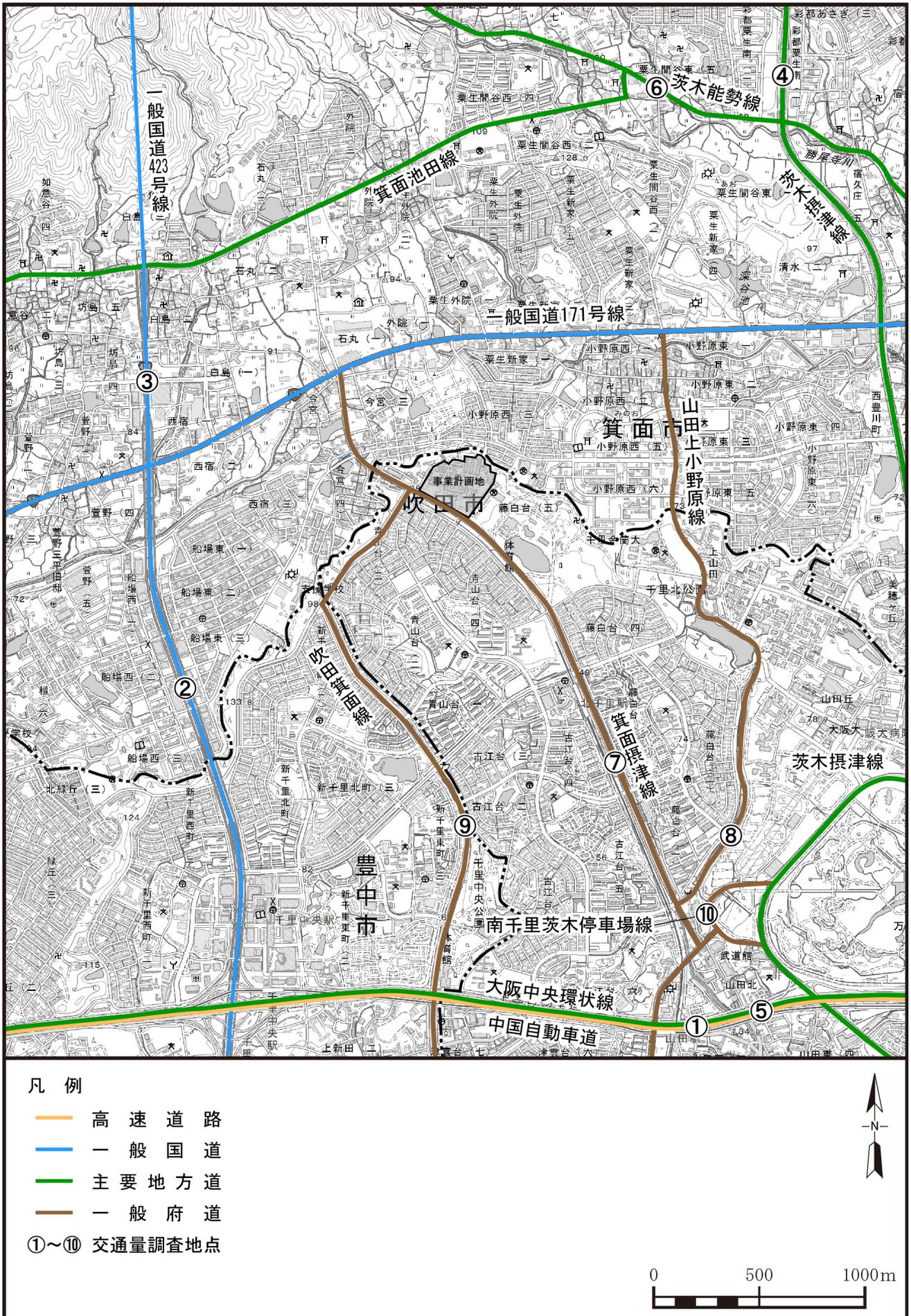
事業計画地周辺の道路としては、事業計画地の南西側を府道箕面摂津線（千里けやき通り）と府道吹田箕面線が通り、事業計画地の西側で合流している。また、北側には、東西に一般国道 171 号線、東側には、南北に府道山田上小野原線が通っている。

事業計画地周辺における平日 12 時間の自動車交通量は、府道箕面摂津線（千里けやき通り）の吹田市古江台 4 丁目で 5,417 台、府道吹田箕面線の豊中市新千里北町で 5,575 台、府道山田上小野原線の吹田市藤白台 1 丁目で 6,816 台となっている。

表 4-8 事業計画地周辺における交通量

図中番号	路線名	観測地点	平日 12 時間（7～19 時） 交通量（台）			平日 24 時間 交通量 （台）
			小型車	大型車	合計	
1	中国自動車道	大阪中央環状線中国吹田 IC～ 大阪中央環状線中国豊中 IC	28,718	17,942	46,660	75,575
2	一般国道 423 号	豊中市新千里北町 1 丁目	29,648	3,125	32,773	45,103
3	一般国道 423 号	箕面市坊島 4 丁目	23,078	2,175	25,253	34,849
4	茨木摂津線	箕面市彩都栗生南 1 丁目	7,523	720	8,243	10,470
5	大阪中央環状線	吹田市万博記念公園 進歩橋	51,648	9,948	61,596	90,692
6	茨木能勢線		5,341	509	5,850	7,547
7	箕面摂津線（千里けやき通り）	吹田市古江台 4 丁目	5,200	217	5,417	6,668
8	山田上小野原線	吹田市藤白台 1 丁目	6,687	129	6,816	8,448
9	吹田箕面線	豊中市新千里北町 3 丁目	5,132	443	5,575	6,869
10	南千里茨木停車場線		7,686	405	8,091	10,599

出典：「平成 27 年度道路交通センサス」（国土交通省道路局ホームページ）



この地図は、国土地理院の電子地形図 25000 を使用したものである。

図 4-3 事業計画地周辺における道路網及び交通量調査地点位置

(b) 鉄道

事業計画地周辺における鉄道の乗降者人員は表 4-9 に、鉄道網は図 4-4 に示すとおりである。

事業計画地周辺の鉄道としては、事業計画地の南側に阪急千里線が南北に、大阪モノレールが東西に通り、東側に大阪モノレール彩都線が南北に、南西側に北大阪急行電鉄が南北に通っている。

事業計画地最寄りの北千里駅では、1日当たりの乗車が 13,040 人、降車が 15,383 人となっている。

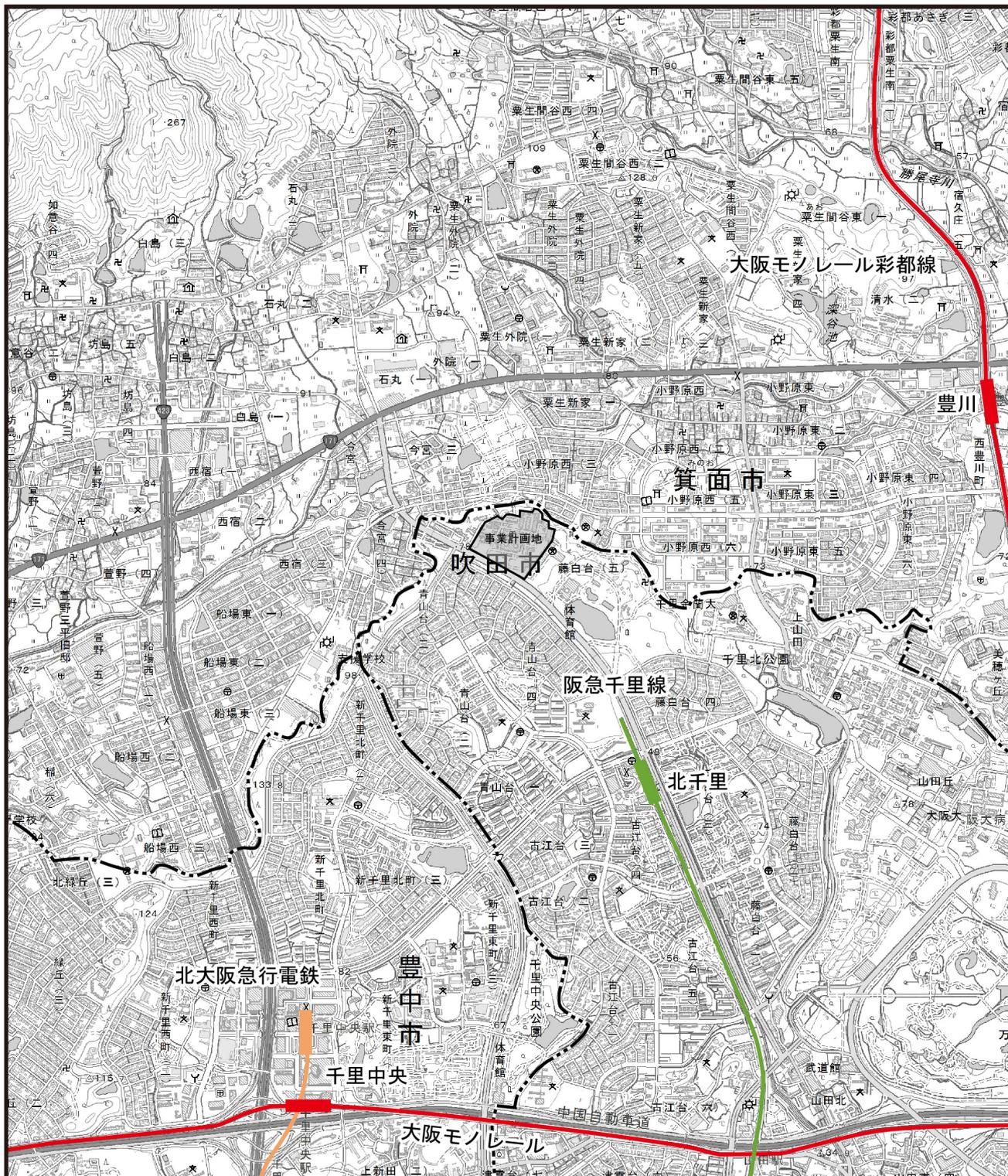
表 4-9 鉄道の乗降者人員

路線名	駅名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)
阪急千里線	北千里	13,040	15,383
北大阪急行電鉄	千里中央	46,624	44,912
大阪 モノレール	本線	千里中央	20,643
	彩都線	豊川	1,567
			1,530

注) 1. 阪急電鉄、北大阪急行電鉄は交通量調査による。

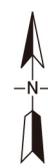
2. 大阪モノレールは1日平均である。

出典：「令和元年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和2年）



凡例

- 阪急千里線
- 北大阪急行電鉄
- 大阪モノレール



この地図は、国土地理院の電子地形図 25000 を使用したものである。

図 4-4 事業計画地周辺における鉄道網

e. 水利用

(a) 上水道

吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量は、表 4-10 に示すとおりである。

平成 29 年度の給水世帯数は 170,237 世帯、給水人口は 369,590 人、普及率は 99.9%、年間総配水量は 41,663,190m<sup>3</sup>、1 人 1 日平均配水量は 309L である。

また、平成 25 年度からの傾向をみると、給水世帯数及び給水人口は増加傾向がみられるが、年間総配水量はほぼ横ばい、1 人 1 日平均配水量は減少傾向にある。

表 4-10 吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
給水世帯数 (世帯)	161,671	163,891	166,823	168,817	170,237
給水人口 (人)	359,508	362,428	367,025	369,040	369,590
普及率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
年間総配水量 (m <sup>3</sup> )	41,989,859	41,723,400	41,910,691	41,763,521	41,663,190
1 人 1 日平均 配水量 (L)	321	317	314	310	309

資料：水道部企画室

出典：「吹田市統計書 平成 30 年版（2018 年）」（吹田市、平成 31 年（2019 年）3 月）

(b) 下水道

吹田市の下水道の普及状況は、表 4-11 に示すとおりである。

平成 29 年度の都市計画決定面積は 3,582ha、処理面積は 3,498ha（普及率 97.7%）、処理人口は 369,798 人（普及率 99.9%）である。平成 25 年度からの傾向をみると、処理人口は増加傾向にある。

表 4-11 吹田市の下水道の普及状況

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
都市計画決定 面積 (ha)	3,582	3,582	3,582	3,582	3,582
処理面積 (ha)	3,484	3,484	3,493	3,494	3,498
普及率 (%)	97.3	97.3	97.5	97.5	97.7
処理人口 (人)	359,565	362,602	367,216	369,218	369,798
普及率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

資料：下水道経営室

出典：「吹田市統計書 平成 30 年版（2018 年）」（吹田市、平成 31 年（2019 年）3 月）

(c) 地下水

吹田市の地下水採取量の状況は、表 4-12 に示すとおりである。

平成 29 年度の井戸設置事業所数は 25 か所、井戸本数は 53 本であり、採取量については、工業用が 336m<sup>3</sup>/日、上水用が 14,866m<sup>3</sup>/日、その他が 3,468m<sup>3</sup>/日となっている。平成 25 年度からの傾向をみると、井戸設置事業所数、井戸本数、工業用の採取量はほぼ横ばい、上水用の採取量については平成 28 年から減少傾向である。

表 4-12 吹田市域における地下水採取量

単位：m<sup>3</sup>/日

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
井戸設置事業所数		25( 2)	24( 3)	24( 3)	24( 3)	25( 4)
井 戸 本 数		54( 4)	54( 8)	51( 9)	51( 7)	53( 9)
採 取 量	工 業 用	295	305	339	354	336
	上 水 用	16,527	17,379	17,644	16,248	14,866
	そ の 他	4,317	4,123	3,529	3,435	3,468
計		21,139	21,807	21,512	20,037	18,670

注) 1. 日採取量は 365 日の平均値

2. ( )は休止中の事業所又は井戸本数

出典：吹田市地下水採取量データ（吹田市環境保全課資料）

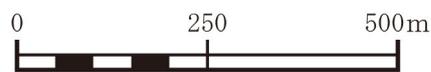
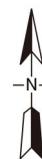
f. 環境の保全について配慮を要する施設

事業計画地周辺における学校、病院、幼稚園及び保育所等の特に環境の保全について配慮を要する施設の分布状況は図 4-5 に示すとおりである。



凡 例

- 配慮を要する施設



出典：〔「都市計画情報すいた」（吹田市ホームページ）〕等をもとに作成

図 4-5 事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設

g. 関係法令による規制等

(a) 環境基本法に基づく環境基準

国においては「環境基本法」第 16 条に基づき、大気汚染、公共用水域の水質汚濁、地下水の水質汚濁、騒音及び土壌の汚染について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。その概要は、以下に示すとおりである。

ア. 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について、表 4-13 に示すとおり定められている。

表 4-13 大気の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
二 酸 化 い お う	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適応しない。

2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。

3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。

4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」

(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号(最終改正:平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 73 号))

「二酸化窒素に係る環境基準について」

(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号(最終改正:平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 74 号))

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号(最終改正:平成 30 年 11 月 19 日 環境庁告示第 100 号))

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号)

イ. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 4-14(1)に、生活環境の保全に関する環境基準（河川）は表 4-14（2）にそれぞれ示すとおり定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（ただし、ふっ素及びほう素については海域を除く）についてカドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及びPCB等の27項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、水域類型ごとに基準値が定められており、吹田市市内における対象水域とその水域類型は表 4-15 に示すとおりである。

なお、事業計画地周辺には、南西側にD類型の山田川がある。

表 4-14(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適応しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 5. 測定方法は省略。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号(最終改正:平成31年3月20日 環境省告示第46号))

表 4-14(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL 以 下
A	水道2級・水産1級・ 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL 以 下
B	水道3級・水産2級及 びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL 以 下
C	水産3級・工業用水1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	—

注) 1. 基準値は、日間平均値とする。  
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。  
 3. 浮遊物質については、各類型ごとに定める水質目標値のほか、景観保全等の観点から「ゴミ等の浮遊がみとめられないこと」とする。  
 4. 利用目的の適応性の欄における用語の意義は下記のとおりである。  
 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号(最終改正:平成31年3月20日 環境省告示第46号))

表 4-15 吹田市内における対象水域とその水域類型

	水域	範囲	BOD等 5項目類型	水生生物の保全に 関する項目類型
環境基準	安威川	吹田市域	B	生物 B
	神崎川	吹田市域	B	生物 B
環境目標	山田川	全域	D	—
	味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
	糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
	高川	全域	D	—
	正雀川	全域	E	—

出典：「水質環境基準水域類型の指定」（昭和48年3月16日大阪府告示第390号）

「河川・水路の水質について」（吹田市HP）

ウ．地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 4-16 に示すとおり、全ての地下水を対象に、カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及び PCB 等の 28 項目について定められている。

表 4-16 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 5. 測定方法は省略。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号(最終改正:平成 31 年 3 月 20 日 環境省告示第 46 号))

エ. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 4-17 に示すとおりである。また、大阪府では地域の類型ごとに当てはめる地域の指定が表 4-18 に示すとおり行われている。

事業計画地周辺は、A 類型もしくは B 類型に指定されている。

表 4-17 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。  
 2. A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注) 「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年 環大企第 257 号）によると、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。)
- ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15 メートル
- ・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号(最終改正:平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 54 号))

表 4-18 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A A	吹田市内該当なし
A	都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域（関西国際空港の敷地及び工業用の埋立地を除く。）
C	都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」  
（平成 11 年 3 月 大阪府公告第 29 号）

オ. 土壌汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 4-19 に示すとおり、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛及び六価クロム等の 29 項目について定められているのである。

表 4-19 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
注) 1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」

(平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号(最終改正:平成 31 年 3 月 20 日 環境省告示第 48 号))

(b) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号(最終改正:平成 26 年 6 月 18 日 法律第 72 号)) 第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準が表 4-20 に示すとおり設定されている。

表 4-20 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
<p>備考</p> <p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合。簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。</p>	

- 注) 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」

(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号(最終改正:平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号))

(c) 環境保全に係る条例等

吹田市では、市民、事業者及び行政のすべて全ての者が、より一層の英知と総力を結集し、協働して、環境の保全と創造に取り組み、自然との共生を図りつつ持続的に発展する吹田を目指すことを目的に「吹田市環境基本条例」（平成9年3月31日 条例第5号）を平成9年4月1日から施行している。

また、「吹田市環境基本条例」の理念にのっとり、公害の防止その他の環境の保全及び創造に関する施策の必要な事項を定め、これに基づく施策を推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として、「吹田市環境の保全等に関する条例」（平成9年3月31日 条例第6号(最終改正:平成28年12月28日 条例第34号)）を平成9年4月1日から施行している。また、平成10年8月には、「吹田市環境基本条例」に基づき「吹田市環境基本計画」を策定し、その後、平成21年3月に「吹田市第2次環境基本計画」、平成26年3月に「吹田市第2次環境基本計画-改訂版-」、令和2年2月に「吹田市第3次環境基本計画」を策定している。

大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成6年3月23日 大阪府条例第5号(最終改正:平成25年3月27日 大阪府条例第47号)）が平成6年3月に制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日 条例第6号(最終改正:令和元年6月12日 大阪府条例第12号)）が平成6年3月に制定されている。

## ア. 大気汚染

### (ア) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日 法律第97号(最終改正:平成29年6月2日 法律第45号)）では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制項目としては、ばい煙の排出規制、揮発性有機化合物の排出抑制、粉じんの排出規制がある。これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における大気中の濃度の基準とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質として定めており、排出基準、設置・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、事業者の事業活動に伴って生じる大気汚染等の防止に関する事項について公害防止協定を当該事業場と締結することができることなどが定められている。

### (イ) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

### (ウ) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成7年10月2日 環境庁告示第64号(最終改正:平成24年3月30日 環境省告示第65号)）により、自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度が定められている。また、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環境省令で定める限度を超えていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和35年6月25日 法律第105号(最終改正:令和元年6月14日 法律第37号)）の規定による措置をとるべきことを要請することができるとしている。

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日 法律第70号(最終改正:令和元年5月24日 法律第14号)）（以下「自動車NO<sub>x</sub>法」という。）では、自動車の交通が集中している地域で二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域（対象地域）として定めている。さらに、大都市地域における窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）による大気汚染が依然として深刻な状況にあり、また、粒子状物質（PM）による浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況も低いことから、

平成13年6月に「自動車NO<sub>x</sub>法」が改正され、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）（平成4年6月3日 法律第70号（最終改正：令和元年5月24日 法律第14号）が制定された。自動車NO<sub>x</sub>・PM法では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量削減計画、車種規制、事業者排出抑制対策が行われている。吹田市はその対象地域に該当している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、大阪府内の37市町の対策地域を発地又は着地として、「対象自動車（トラックやバス等）」で荷物の積御し、人の乗り降りや作業などを伴う場合は、「車種規制適合車又は経過措置対象車」を使用しなければならないと定められており、いわゆる流入車規制が行われている。

## イ. 水質汚濁

### （ア）公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号（最終改正：平成29年6月2日 法律第45号））では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年10月2日 法律第110号（最終改正：平成27年10月2日 法律第78号））では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の1日当たりの最大量が50m<sup>3</sup>以上である場合、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準の適用とともに、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

### （イ）地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

ウ. 騒音

(ア) 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年6月10日 法律第98号(最終改正:平成26年6月18日 法律第72号)）では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表4-21に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表4-21に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する工場・事業場については施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

なお、事業計画地は第二種区域に指定されている。

表4-21 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

区域の区分		時間の区分			
		朝 〔午前6時から 午前8時まで〕	昼間 〔午前8時から 午後6時まで〕	夕 〔午後6時から 午後9時まで〕	夜間 〔午後9時から翌日 の午前6時まで〕
第一種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- 注) 1. 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
- 第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域  
 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域  
 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域  
 第四種区域：工業地域
3. 「既設の学校、保育所等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であって、昭和54年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
4. この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号(最終改正:平成27年4月20日 環境省告示第67号)）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規制規則」

（平成6年10月26日 大阪府規則第81号(最終改正:令和元年8月23日 大阪府規則第32号)）

「工場・事業場の規制について（騒音に係る規制基準）」

（吹田市ホームページより）

(イ) 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 4-22 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表 4-22 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表 4-22 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における音量	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法・条例	1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）	85 デシベル	19時 から 翌日 の7時	22時 から 翌日 の6時	10時間 以内	14時間 以内	連続 6日 以内	日曜日 及び 休日	
	2. びょう打機を使用する作業								
	3. さく岩機を使用する作業*								
	4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
	5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
	6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業								
	7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業								
	8. ブルドーザ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業								
条例	9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザを使用する作業								
	10. コンクリートカッターを使用する作業*								
	11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								

- 注) 1. \*は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「騒音規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号（最終改正：平成27年4月20日 環境省告示第66号））

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

（平成6年10月26日 大阪府規則第81号（最終改正：令和元年8月23日 大阪府規則第32号））

「特定建設作業の規制について（騒音に係る特定建設作業）」

（吹田市ホームページより）

(ウ) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、市町村長は、自動車騒音が表 4-23 に示す限度を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べることができるとしている。

表 4-23 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 〔 午前 6 時から 午後 10 時まで 〕	夜 間 〔 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで 〕
	1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注) 1. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

- a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月2日 総理府令第15号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

（平成6年10月26日 大阪府規則第81号(最終改正:令和元年8月23日 大阪府規則第32号)）

(エ) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限、深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

エ. 振動

(ア) 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」（昭和51年6月10日 法律第64号(最終改正:平成26年6月18日 法律第72号)）では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表4-24に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について表4-24に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

なお、事業計画地は第一種区域に指定されている。

表4-24 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 〔午前6時から 午後9時まで〕	夜間 〔午後9時から翌日 の午前6時まで〕
第一種区域		60 デシベル	55 デシベル
第二種区域（Ⅰ）		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第一種区域の境界線から15m以内の地域	65 デシベル	60 デシベル
	その他の区域	70 デシベル	65 デシベル

- 注) 1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。  
 2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。  
     第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域  
     第二種区域（Ⅰ）：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域  
     第二種区域（Ⅱ）：工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域  
 3. 「既設の学校、保育所等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であって、昭和54年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。  
 4. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適要しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

（昭和51年11月10日 環境庁告示第90号(最終改正:平成27年4月20日 環境省告示第65号)）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

（平成6年10月26日 大阪府規則第81号(最終改正:令和元年8月23日 大阪府規則第32号)）

「工場・事業場の規制について（振動に係る規制基準）」（吹田市ホームページより）

(イ) 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業などの特定建設作業について、表 4-25 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 4-25 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表 4-25 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法 ・ 条 例	1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）	75 デシ ベル	19 時 か ら 翌 日 の 7 時	22 時 か ら 翌 日 の 6 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 6 日 以 内		日 曜 日 及 び 休 日
	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
	3. 舗装版破碎機を使用する作業*								
	4. ブレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業*								
5. ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業									
条例									

- 注) 1.\*は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地及び幼保連携型認定こども園の周囲80mの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「振動規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「振動規制法施行規則」

（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号(最終改正:平成 27 年 4 月 20 日 環境省令第 19 号)）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

（平成 6 年 10 月 26 日 大阪府規則第 81 号(最終改正:令和元年8月23日 大阪府規則第 32 号)）

「特定建設作業の規制について（振動に係る特定建設作業）」

（吹田市ホームページより）

(ウ) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 4-26 に示す限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。

表 4-26 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔午前 6 時から 午後 9 時まで〕	夜 間 〔午後 9 時から翌日 の午前 6 時まで〕
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注) 区域の区分は、以下に示すとおりである(ただし、工業専用地域、関西国際空港・大阪国際空港・八尾空港の敷地、工業用の埋立地のうち用途地域の指定のない地域を除く)。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号(最終改正：平成 27 年 4 月 20 日 環境省令第 19 号))

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

(平成 6 年 10 月 26 日 大阪府規則第 81 号(最終改正：令和元年 8 月 23 日 大阪府規則第 32 号))

#### オ. 悪臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号(最終改正:平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号))では、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素及びトルエン等 22 物質）について、規制基準（事業場の敷地境界線の他表における基準）が定められている。

規制には、悪臭物質による濃度規制と、人の臭覚による臭気指数規制があり、どちらかで規制することになっている。吹田市では、濃度規制に代えて、多種多様な悪臭物質による複合臭等に対応が可能な規制方法である臭気指数規制を平成 21 年 4 月から導入している。

吹田市の臭気規制基準（敷地境界線における基準）は、吹田市内の悪臭苦情が用途地域に関わらずほぼ均一に発生していることから、市内一律の規制基準として、臭気指数「10」を設定している。

#### カ. 土壌汚染

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

また、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号(最終改正:平成 29 年 6 月 2 日 法律第 45 号))では、特定有害物質（鉛、砒素等 26 物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることなどを定めている。

大阪府では、「土壌汚染対策法」に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成 16 年 1 月に施行している。調査対象物質として土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。管理有害物質及び基準値は表 4-27 に示すとおりである。

表 4-27 管理有害物質及び基準値

分類		項目	含有量基準 (指定基準) 〔mg/kg〕	溶出量基準 (指定基準) 〔mg/L〕	第二溶出量基準 〔mg/L〕	
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	特定有害物質（土壌汚染対策法）	揮発性有機化合物 〔第1種特定有害物質〕	クロロエチレン	—	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 以下	0.1 以下
			1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン	—	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	—	0.03 以下	0.3 以下
			ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
			重金属等 〔第2種特定有害物質〕	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150 以下	カドミウム 0.01 以下
	六価クロム化合物	六価クロム 250 以下		六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下	
	シアン化合物	遊離シアン 50 以下		シアンが検出されないこと	シアン 1 以下	
	水銀及びその化合物	水銀 15 以下		水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下	
				うちアルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物	セレン 150 以下		セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下	
	鉛及びその化合物	鉛 150 以下		鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下	
	砒素及びその化合物	砒素 150 以下		砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下	
	ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下		ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下	
	ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下		
	農薬等 〔第3種特定有害物質〕	シマジン	—	0.003 以下	0.03 以下	
		チオベンカルブ	—	0.02 以下	0.2 以下	
		チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下	
		PCB	—	検出されないこと	0.003 以下	
		有機りん化合物	—	検出されないこと	1 以下	
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g以下	—	—

注) mg/kg (土壌 1 キログラムにつきミリグラム)、mg/L (検液 1 リットルにつきミリグラム)、pg-TEQ/g (土壌 1 グラムにつきピコグラム [2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

出典：「土壌汚染対策法施行規則」

(平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号(最終改正:平成 31 年 1 月 28 日 環境省令第 3 号))

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

(平成 6 年 10 月 26 日 大阪府規則第 81 号(最終改正: 令和元年 8 月 23 日 大阪府規則第 32 号))

#### キ．地盤沈下

「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日 法律第 146 号(最終改正:平成 26 年 6 月 13 日 法律第 69 号))では、工業用水としての地下水の採取について許可等が必要とされている。

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日 法律第 100 号(最終改正:平成 12 年 5 月 31 日 法律第 91 号))では冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等が必要とされている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では給水人口 5,000 人以上の水道事業用の地下水の採取について許可等が必要とされている。

#### ク．日照阻害

「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号(最終改正:令和元年 6 月 14 日 法律第 37 号))では、日照を確保するため中高層の建築物の高さの制限について規定しており、「吹田市建築基準法施行条例」（平成 12 年 3 月 16 日 条例第 3 号(最終改正:令和元年 8 月 8 日 条例第 13 号))では、その対象区域及び日影時間（冬至日の真太陽時における午前 9 時から午後 3 時まで）を指定している。

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さが 10m を超える建築物を建築する場合、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号(最終改正:平成 30 年 4 月 25 日 法律第 22 号))による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の 20 日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」（吹田市環境部地域環境課ホームページ）では、近隣住民への事前説明、市長との事前協議及び日照障害の防止措置について定められている。

#### ケ．電波障害

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さ 10m を超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の 20 日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」（吹田市環境部地域環境課ホームページ）では、近隣住民への事前説明、市長との事前協議及び電波障害の防止措置について定められている。

#### コ．自然環境（動植物、人と自然とのふれあいの場）

吹田市の自然環境関係法令に基づく地域指定状況は表 4-28 に示すとおりである。

事業計画地及び周辺地域は、「都市計画法」に基づく千里山西風致地区及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号(最終改正:平成 26 年 5 月 30 日 法律第 46 号))に基づく特定猟具使用禁止区域に指定されている。

表 4-28 自然環境関係法令に基づく地域指定状況

法 令	地域指定	指 定 場 所
森林法	風致保安林	垂水神社(0.86ha) 片山神社(0.48ha) 山田 <sup>イザナギ</sup> 伊射奈岐神社(0.50ha)
都市計画法	風致地区	千里山東(約47ha) 千里山西(約88ha) 服部(約9ha)

出典：「風致地区のしおり」（吹田市都市計画部都市計画室、平成30年4月）

法 令	地域指定	期 間	面 積
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特定猟具使用禁止区域	平成31年11月15日から 平成41年11月14日まで	約3,611ha

出典：「令和元年度鳥獣保護区等位置図」（大阪府、令和元年）

なお、吹田市には、以下に示す法令等に基づく地域の指定はない。

区 分
「自然環境保全法」（昭和47年6月22日 法律第85号(最終改正:平成23年8月30日 法律第105号))に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
「大阪府自然環境保全条例」（昭和48年3月30日 大阪府条例第2号(最終改正:平成29年4月1日 大阪府条例第38号))に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
「自然公園法」（昭和32年6月1日 法律第161号(最終改正:平成26年6月13日 法律第69号))に基づく国立公園及び国定公園の区域
「都市緑地法」（昭和48年9月1日 法律第72号(最終改正:平成30年6月27日 法律第67号))に基づく緑地保全地区
「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和42年7月31日 法律第103号(最終改正:平成29年5月12日 法律第26号))に基づく近郊緑地保全区域
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日 法律第88号(最終改正:平成26年5月30日 法律第46号))に基づく鳥獣保護区

#### サ. 景観

吹田市では、「景観法」（平成16年6月18日 法律第110号(最終改正:平成30年5月18日 法律第23号))に基づき、市内全域が景観計画区域として指定されており、一定規模以上の建築物の建築や外壁の塗り替え、擁壁などの工作物、店舗の看板などの屋外広告物などを計画する際には、吹田市との事前協議や届出が必要である。

また、「吹田市景観まちづくり条例」（平成20年12月26日 条例第24号)に基づき、市長は景観形成地区又は景観配慮区域（以下「重点地区」という。）を指定することができる。

景観形成地区は、特に景観まちづくりを進める必要がある地域などを、土地所有者の意見を聴いた上で指定され、建築物のデザインや色彩、敷地のしつらえな

ど地域の特性に合わせた基準が定められて、その基準に基づいて誘導・指導が行われている。平成 30 年（2018 年）11 月末現在、景観形成地区として 21 地区、約 96.6ha が指定されている。景観配慮地区は、景観上良好な特性を有する地域や景観に特に配慮したまちづくりの必要がある地域を指定するものであり、地区特有の基準を定めることができる。平成 30 年（2018 年）11 月末現在、景観配慮地区として指定された地区はない。なお、重点地区以外の景観計画区域の届出対象行為は、表 4-29 に示すとおりである。

また、屋外広告物の表示等については、「吹田市景観まちづくり条例」に基づく届出が必要である。

表 4-29 重点地区以外の景観計画区域の届出対象行為

区分	規 模	対象行為
建築物	都市計画法(昭和 43 年 法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められている地域における高さが 15 メートルを超え、又は建築面積が 600 平方メートルを超えるもの。	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
	上記以外の地域における高さが 10 メートルを超え、かつ、建築面積が 300 平方メートルを超えるもの。	
工作物	建築基準法施行令(昭和 25 年 政令第 338 号)第 138 条に定める工作物。	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
	その他規則で定める工作物。	
土地	500 平方メートル以上のもの。	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

出典：「吹田市景観まちづくり条例」（平成 20 年 12 月 26 日 条例第 24 号）

#### シ. 文化財

「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号(最終改正:平成 30 年 6 月 8 日 法律第 42 号)) では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、及び前記の発掘の結果遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知しなくてはならないことが定められている。

また、「吹田市文化財保護条例」（平成 9 年 3 月 31 日 条例第 8 号(最終改正:平成 17 年 3 月 22 日 条例第 5 号)) では、埋蔵文化財を発見した事業者は、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならないことが定められている。

h. 環境関連計画等

(a) 第9次大阪地域公害防止計画

大阪府では、昭和47年の第1次公害防止計画の策定以降、第8次にわたり計画を策定し、その推進に努めてきた。その間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果を上げてきたが、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が多様化し、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取組を要する課題が多く残されていることから、平成24年3月に「第9次大阪地域公害防止計画」が策定されている。

なお、「第9次大阪地域公害防止計画」の概要は、表4-30に示すとおりである。

表4-30 第9次大阪地域公害防止計画の概要

項目	概要
計画策定地域	公害防止計画を策定する地域は、次の大阪府内の29市1町である。 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町
計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
計画目標	環境基準未達成項目について、環境基準が達成されるよう努める。
主要な課題	本計画における課題は、大阪湾の水質汚濁、河川の水質汚濁、大気汚染、地下水汚染、土壌汚染、騒音とし、そのうち主要課題（環境大臣の同意を得る課題）は、以下のとおりである。 1. 大阪湾の水質汚濁 大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びリンによる富栄養化の防止を図る。また、大阪湾内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図る。 2. 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。

出典：「第9次大阪地域公害防止計画」（平成24年3月、大阪府）

(b) 大阪 21 世紀の新環境総合計画

大阪府では、平成 8 年に「大阪府環境基本条例」（平成 6 年 3 月 23 日 条例第 5 号(最終改正:平成 25 年 3 月 27 日 条例第 47 号)）に基づく「環境総合計画」を策定し、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境にわたる施策を総合的かつ計画的に推進してきた。しかし、その後も大阪の環境をめぐる状況の大きな変化に加え、地球規模での対応が求められるようになってきた。また、国においても、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日 法律第 117 号(最終改正:平成 30 年 6 月 13 日 法律第 45 号)）、「ダイオキシン類対策特別措置法」や関連するリサイクル法等の整備、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正、新たな環境基本計画の策定などの取組が進んでいた。

これらの状況を踏まえ、大阪府では、行政計画という位置付けにとどまらず、あらゆる主体で取り組む基本的方向を示す新たな計画として、平成 14 年 3 月に「大阪 21 世紀の環境総合計画」を策定し、10 年後の平成 23 年 3 月に「大阪 21 世紀の新環境総合計画」として見直しを行った。

さらに、平成 27 年 6 月には、国の施策等が見直されたのを踏まえ、一部の目標等を見直し、その後も平成 28 年 6 月、平成 30 年 3 月に計画の一部見直しを行っている。「大阪 21 世紀の新環境総合計画」（平成 30 年 7 月改定、大阪府）の概要は、表 4-31 に示すとおりである。

表 4-31 大阪 21 世紀の新環境総合計画

項 目	概 要	
計画の位置付け	豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定するものです。また、大阪府の 2025 年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すものです。	
計画の期間	長期的にわたる期間を見通し、計画の期間は 2020 年度までの 10 年間	
計画の対象	<p>◆対象地域 大阪湾を含む大阪府全域</p> <p>◆対象とする環境の範囲 地球温暖化などの地球環境、大気、水、土壌などの環境、生態系、種、遺伝子の多様性の保全・回復などの生物多様性、資源やエネルギーの消費抑制、廃棄物の減量、リサイクルの促進など資源の循環的な利用、騒音、振動、悪臭、熱環境などに係る問題や、潤いと安らぎのある水と緑、景観、歴史的・文化的環境を含む範囲とし、今後、新たな環境問題が生じた場合は、柔軟に対応を検討していくこととします。</p>	
2020年度目標	低炭素・省エネルギー社会の構築	<p>◆温室効果ガス排出量<sup>*</sup>を 2005 年度比で 7%削減する。 ※電気の排出係数は関西電力㈱の 2012 年度の値 (0.514kg-CO<sub>2</sub>/kwh) を用いて設定</p>
	資源循環型社会の構築	<p>◆資源の循環をさらに促進する。 ・【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。 ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。 ◆リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。 ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。(2009年府民アンケート34.3%) ・資源物(ペットボトルや空き缶、古紙等)を分別している府民の割合を概ね100%にする。(2009年府民アンケート89.4%)</p>
	全てのいのちが共生する社会の構築	<p>◆生物多様性の府民認知度を70%以上にする。(2008年大阪府府民アンケート16.9%) ◆生物多様性の損失を止める行動を拡大する。 ・活動する府民の割合を倍増する。(2014年大阪府府民アンケート6.0%) ・保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。</p>
	健康で安心して暮らせる社会の構築	<p>◆大気環境をさらに改善する。 ・二酸化窒素の日平均値0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善する。 ・微小粒子状物質(PM2.5)の環境保全目標を達成する。 ・光化学オキシダント濃度0.12ppm(注意報発令レベル)未満を目指す。 ◆人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。 ・BOD(生物化学的酸素要求量)3mg/L以下(環境保全目標のB類型)を満たす河川の割合を8割にする。 ◆多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。 ・底層DO(溶存酸素量)5mg/L以上(湾奥部は3mg/L以上)を達成する。 ・藻場を造成する。(藻場面積400haを目指す) ◆環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。</p>

出典：「大阪 21 世紀の新環境総合計画」(平成 23 年 3 月(改定：平成 30 年 7 月)、大阪府)

(c) 吹田市第3次環境基本計画

「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）は、吹田市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的・計画的に推進する役割を担うものとして、目標・施策の大綱などを定めている。

また、「吹田市第4次総合計画」を環境面から補完・具体化する役割を担うものとして、施策などを詳細かつ具体的に示すものであるとともに、進行管理において明らかとなった課題や推進の方向性については、「吹田市第4次総合計画」の更新時などに整合を図るものとされている。

その他、吹田市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策などについては、環境分野において「吹田市第3次環境基本計画」との整合を図るものとされており、その位置づけは図4-6に示すとおりである。また、計画の指標一覧及び施策体系図は図4-7、4-8に示すとおりである。

なお、「吹田市第3次環境基本計画」の期間は、上位計画である「吹田市第4次総合計画」との整合を図り、計画の初年度を令和2年度（2020年度）、最終年度（計画目標年度）を令和10年度（2028年度）としている。また、市をとりまく環境や社会情勢の変化に対応するため、取組成果や進捗状況の評価を行い、「吹田市第4次総合計画」の更新時などに必要に応じて見直しを行うとしている。

さらに、吹田市ではより良い環境を目指すために、環境目標を表4-32(1)～(8)に示すとおり定めている。

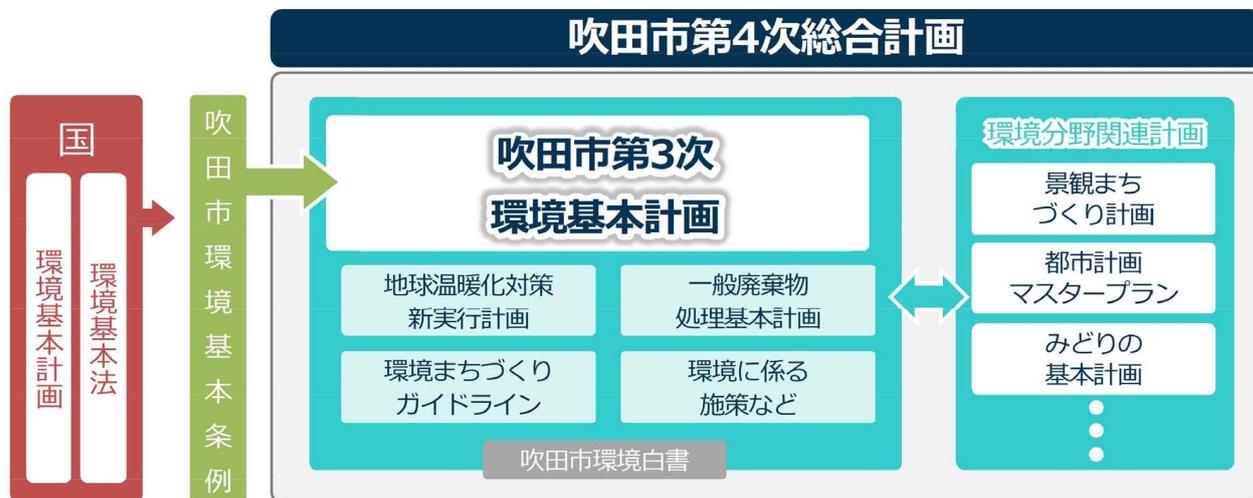


図4-6 吹田市第3次環境基本計画の位置づけ

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

# 吹田市第3次環境基本計画 指標一覧（目標年度| 令和10年度（2028年度））

目 標	達成指標（※1）	活動指標（※2）	
重点戦略	<b>はぐくむ</b> 環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ	○ 地域の美化や緑化、環境イベントなどのボランティア活動に参加する市民の割合： <b>21%</b> ○ 行政、団体、その他企業などと連携した環境活動を実施している事業者の割合： <b>40%</b>	▶ エコスクール活動簿の評価（教室での取組）が21点以上の学校数 ▶ 環境啓発イベント参加者数 ▶ すいた環境サポーター養成講座修了者数（累計） ▶ アジェンダ21すいたの事業者会員数 ▶ 地域材使用量（累計）
	<b>まもる</b> 良好な環境をまもる	○ 市域の年間エネルギー消費量： <b>13.1 PJ(ペタジュール)</b> ○ 市民1人当たりのごみ排出量（1日）： <b>760g</b> ○ 生物多様性の保全を重要だと思う市民の割合： <b>50%</b>	▶ 市域の太陽光発電システム設備容量（累計） ▶ 食品ロス削減などのごみ削減啓発活動数（累計） ▶ 生物多様性保全イベント参加者数
	<b>そなえる</b> 気候変動による影響にそなえる	○ 災害に備えている市民の割合： <b>75%</b> ○ 居住地周辺の夏場の暑さ（涼しさ）に満足している市民の割合： <b>30%</b>	▶ 連合自治会単位での自主防災組織の結成率 ▶ 雨水排水施設の整備率 ▶ 透水性舗装面積累計
目 標	達成指標（※1）	活動指標（※2）	
分野別目標	<b>エネルギー</b> 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	◎ 年間エネルギー消費量 市域： <b>13.1 PJ(ペタジュール) (☆)</b> 家庭部門・市民1人当たり： <b>8.2 GJ (ギガジュール)</b> 業務部門・従業員1人当たり： <b>25.6 GJ (ギガジュール)</b> ○ 市域の年間温室効果ガス排出量： <b>1,092 千t-CO<sub>2</sub></b> ○ 市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量： <b>2.89 t-CO<sub>2</sub></b> ○ 吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量： <b>24 千t-CO<sub>2</sub></b>	▶ 公共施設における再生可能エネルギー導入件数 ▶ 市域の太陽光発電システム導入件数及び設備容量(累計) (☆)
	<b>資源循環</b> 資源を大切に する社会システム の形成	◎ 市民1人当たりのごみ排出量（1日）： <b>760g (☆)</b> ◎ リサイクル率： <b>25.6%</b> ○ ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合： <b>40%</b> ○ 燃焼ごみの年間搬入量： <b>84,390 t</b> ○ ごみの年間排出量(家庭系ごみ)： <b>76,995 t</b> ○ ごみの年間排出量(事業系ごみ)： <b>27,646 t</b> ○ マイバッグ持参率： <b>80%</b>	▶ 食品ロス削減などのごみ削減啓発活動数(累計) (☆)
	<b>生活環境</b> 健康で快適な暮らしを支える環境の保全	◎ 公害に関する苦情を解決した割合： <b>80%</b> ◎ 「環境美化推進団体」の団体数： <b>40 団体</b> ○ 環境目標値達成率： <b>100%</b> （二酸化窒素、一般環境騒音、河川BOD） ○ 快適な生活環境の確保に満足している市民の割合： <b>40%</b> ○ 熱帯夜日数（5年移動平均値）： <b>29 日以下</b> ○ 居住地周辺の夏場の暑さ（涼しさ）に満足している市民の割合： <b>30% (☆)</b>	▶ 下水処理水の高度処理普及率 ▶ 環境美化推進重点地区数 ▶ 雨水浸透箇所数累計 (☆) ▶ 透水性舗装面積累計 (☆)
	<b>みどり・自然共生</b> 自然の恵みが 実感できる みどり豊かな 社会の形成	◎ 吹田市域の緑被率： <b>30%</b> （将来目標） ◎ 「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数： <b>60 団体</b> ◎ みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合： <b>67%</b> ○ 生物多様性の保全を重要だと思う市民の割合： <b>50% (☆)</b> ○ 緑あふれる未来サポーター制度(公園)の登録団体数： <b>120 団体</b>	▶ 生物多様性保全イベント参加者数 (☆) ▶ 市域面積に対する緑地面積の割合 ▶ 市民1人当たりに対する都市公園面積 ▶ 公園などの面積 ▶ 希少種の保全数（ヒメボタル、コバノミツバツツジ、ヤマサギソウ、イヌセンブリ）
<b>都市環境</b> 快適な都市環境の創造	◎ 今住んでいるところが気に入っている、住み続けようと思っている市民の割合： <b>70%</b> ◎ まちなみが美しいと感じる市民の割合： <b>70%</b> ○ 鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合： <b>60%</b> ○ コミュニティバス1便当たりの乗車人数： <b>↗</b>	▶ バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路など整備延長 ▶ 自転車通行空間の整備延長 ▶ まちづくりのルール（地区整備計画）の策定地区数[面積] ▶ 景観に関するルール（景観重点地区）の指定地区数[面積]	

※1 目標達成状況を示す指標 ※2 達成指標の実現に向けた具体的な行動の指標  
 ※ ◎ は、代表指標（各分野を代表する達成指標）  
 ※ ☆ は、重点戦略と重複する指標（各戦略の目標が分野横断的なものであるため、分野別目標の指標と重複するものがあります。）

図 4-7 吹田市第3次環境基本計画の基本理念

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）



図 4-8 吹田市第3次環境基本計画の基本理念

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

表 4-32(1) 吹田市の目標値

○大気汚染

項 目	目 標 値	対象地域
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域。
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	

- 注) 1. 二酸化窒素の目標値については、上記の目標値を達成できた時点において、1時間値の1日平均値0.02ppm以下に向かって努力することとする。  
 2. ダイオキシン類に係る目標値は2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○悪 臭

目 標 値	対 象 地 域
大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。	車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域。

表 4-32(2) 吹田市の目標値

○水

① 健康項目

項 目	目 標 値	対 象 水 域
カドミウム	0.003 mg/L 以下	全公共用水域
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下	

- 注) 1. 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満であることをいう。  
 3. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表 4-32(3) 吹田市の目標値

② 生活環境項目

ア BOD等5項目

項目	類型	AA	A	B	C	D	E
	利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下
	浮遊物質 (SS)	25mg/L以下	25mg/L以下	25mg/L以下	50mg/L以下	100mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	2mg/L以上
	大腸菌群数	50 MPN /100ml 以下	1,000 MPN /100ml 以下	5,000 MPN /100ml 以下	—	—	—
対象水域		対象水域及びその水域類型は別表のとおりとする。					

注) 目標値は日間平均値とする。

イ 水生生物の保全に関する項目

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 目標値は年間平均値とする。

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

表 4-32(4) 吹田市の目標値

(別表) 対象水域とその水域類型

水域名	範 囲	該当類型	
		BOD等 5項目類型	水生生物 項目類型
山田川	全 域	D	—
味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
高 川	全 域	D	—
正雀川	全 域	E	—
安威川	吹田市域	B	生物B
神崎川	吹田市域	B	生物B

- 注) 1. 現状において既に基準値を達成している水域においては、現状より悪化させないこととする。  
 2. 農業用利水点については水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(ため池もこれに準ずる)。  
 3. 利用目的の適応性の欄における用語の意義は次のとおりである。  
 (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。  
 (2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。  
     水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。  
     水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。  
 (3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。  
     水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。  
     水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。  
 (4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。  
     工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。  
     工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。  
 (5) 環境保全：市民の日常生活(沿岸の遊歩道を含む。)において不快感を生じない限度。

③ ため池

項 目	目 標 値
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以上 8.5 以下
化学的酸素要求量 (COD)	8 mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	50 mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以下
全窒素 (T-N)	1 mg/L 以下
全りん (T-P)	0.1mg/L 以下

④ 特殊項目

項 目	目 標 値	対 象 水 域
フェノール類	0.01 mg/L 以下	安威川下流・神崎川
銅	0.05 mg/L 以下	
亜鉛	0.1 mg/L 以下	
溶解性鉄	1.0 mg/L 以下	
溶解性マンガン	1.0 mg/L 以下	
全クロム	1.0 mg/L 以下	
アンモニア性窒素	1.0 mg/L 以下	
陰イオン界面活性剤	0.5 mg/L 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと	

表 4-32(5) 吹田市の目標値

○地下水

項 目	目 標 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下

- 注) 1. 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満であることをいう。  
 3. ダイオキシン類に係る基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○地盤沈下

目 標	対 象 地 域
地盤沈下を進行させないこと。	市 内 全 域

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

表 4-32 (6) 吹田市の目標値

○土壌汚染

項 目	目 標 値	対象地域
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	市内全域
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機りん	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
ひ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
P C B	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。	

- 注) 1. 検液とは土壌（重量）の10倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。  
 2. 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他、上表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌を除く。  
 3. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 4. ダイオキシン類にあつては、目標値が達成されている場合であつて、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

表 4-32(7) 吹田市の目標値

○環境騒音

<道路に面しない地域>

地域の 類型	目 標 値		対 象 地 域
	昼 間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から翌日 の午前6時まで〕	
A	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60dB 以下	50dB 以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

<道路に面する地域>

地 域 の 区 分	目 標 値	
	昼 間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から翌日 の午前6時まで〕
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、道路に面する地域の特例として上表にかかわらず当面下表のとおりとする。

目 標 値	
昼 間 (午前6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

上表の目標値を達成した幹線交通を担う道路に近接する空間については、順次道路に面する各々の地域の区分の基準値を達成するように努める。

- 注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- (1) 道路法（昭和27年 法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市道（市道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
  - (2) (1)に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年 法律第183号）第2条第9項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年 建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
  - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

時間の区分については、当面環境基準に定める時間の区分のとおりとする。

この時間の区分で目標値を達成した地域は、本市の地域特性や生活弱者への配慮から、より一層の静穏な時間を確保するため、昼間にあっては午前7時から午後9時までの間とし、夜間にあっては午後9時から翌日の午前7時までの間とした時間の区分での目標値を達成するように努める。

- 注) 1. 騒音の評価手法は、等価騒音レベル(LAeq)によるものとする。
2. この目標値は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

表 4-32 (8) 吹田市の目標値

○航空機騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	57dB 以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
II	62dB 以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 評価は、時間帯補正等価騒音レベル(Lden)による。

○新幹線鉄道騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	70dB 以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75dB 以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 「地形類型のあてはめをする地域」とは新幹線鉄道の軌道中心線から300m以内の地域をいう。

○鉄軌道騒音（新幹線鉄道騒音を除く）

目標値	対象地域
80dB 以下	鉄軌道騒音の影響を受ける住居等の存する地域

注) 1. この目標値は暫定目標値とする。  
2. 測定評価の方法は新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日 環境庁告示第46号）に定めるところによる。

○建設作業騒音

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

○振 動

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

○低周波空気振動

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

出典：「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年(2020年)2月、吹田市）

(d) 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）

吹田市では、「都市緑地法」（昭和48年9月1日 法律第72号（最終改正：平成30年6月27日 法律第67号））に基づき、市域における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的に推進するため、平成9年3月に策定した「いきいき吹田みどりの基本計画」を平成23年3月に改正し、「吹田市第2次みどりの基本計画」を策定している。さらに、計画策定から5年が経過したことから、みどりの量の増減や施策などの進捗状況を把握・評価し、平成28年8月に「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」を策定している。「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定める基本方針は「みどりを継承する」、「みどりを生み出す」、「みどりを活かす」、「市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める」という4つの分類で整理したみどりの課題に対応するため、表4-33に示すとおり設定されている。

表4-33 第2次みどりの基本計画（改訂版）の基本方針

基本方針	
基本方針1 みどりを継承する	<b>今ある民有地のみどりを次世代へ継承する</b> 集合住宅や戸建住宅などで育まれてきたみどり、丘陵・斜面のみどり、農地・ため池など、今ある民有地のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。
	<b>今ある公共のみどりを次世代へ継承する</b> 吹田市のシンボルである万博記念公園や千里緑地などの大規模な公園・緑地、日常的に利用される身近な公園・緑地、道路のみどり、河川・水路など、今ある公共のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。
基本方針2 みどりを生み出す	<b>地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す</b> 商業地・業務地のような密集した市街地や住宅地など、それぞれの地域の特性を踏まえ、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースの活用、道路残地の活用、住宅地における生垣緑化など、スペースの有効活用やみどりを多く体感できるような創意工夫などにより、地域に応じたみどりを生み出していきます。
	<b>地域に応じたみどりの拠点をつくる</b> 地域の特性を踏まえ、まとまったみどりが乏しい地域には、公園・緑地を整備するなど、地域に応じたみどりの拠点を確保していきます。
基本方針3 みどりを活かす	<b>生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める</b> 今ある大規模な公園・緑地、丘陵・斜面のみどり、大規模な河川などのまとまったみどりと、中小河川や道路のみどりなどのつながりのあるみどりを活かし、人がいつでも、どこでも、みどりとふれあえるまち、多様な生き物が息息・生育できるまちを目指してみどりのネットワークの形成を進めていきます。
	<b>今ある公園・緑地を充実する</b> 今あるみどりのストックを十分に活かすために、バリアフリー化、施設の長寿命化、機能強化などの再整備に取り組み、公園・緑地を充実していきます。
	<b>人と地域を育む場としてみどりを活かす</b> 身近なみどりの魅力を発見することができる市民観光の推進、人のつながりと自然の大切さを学ぶことができる環境教育・学習の推進、楽しく参加できるイベントを通じて緑化意識を向上することができる啓発イベントの開催のほか、福祉、子育て、にぎわい、コミュニティなどの活性化に向けた仕組みづくりを検討しながら、人と地域を育む場として、みどりが持つ多様な効果を有機的に活かしていきます。
基本方針4 市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める	<b>市民参画・協働を支える仕組みをつくる</b> 効率的かつ効果的なみどりの保全、整備、維持管理を行っていくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を主体的に担うことができる仕組みづくりを進めていきます。
	<b>市民参画・協働による取組を進める</b> みどりの質・量を充実していくために、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で役割を担う、市民参画・協働の取組を進めていきます。

出典：「第2次みどりの基本計画（改訂版）」（平成28年、吹田市）

(e) 吹田市景観まちづくり計画

吹田市では、潤いがあり、地域の特色ある景観づくりを総合的・計画的に推進するために、平成5年に「吹田市都市景観形成基本計画」が策定された。

その後、環境と共生するまちづくりや安心・安全のまちづくり、近年の各地での市民活動の高まりなど、総合的なまちづくりのなかで景観形成を考えていくことが必要とされ、平成16年には国の法律として「景観法」が制定された。

以上のようなことから、「吹田市都市景観形成基本計画」の見直しを行い、地域らしさと潤いある景観を形成し、快適な暮らしの環境の創造に資するとともに、市民、事業者、専門家及び行政の協働による取組みにより、次代につなぐ良好な景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示すものとして平成19年3月に「吹田市景観まちづくり計画」が策定された。

「吹田市景観まちづくり計画」に示されている基本目標及び基本方針は、表4-34に示すとおりである。

表4-34 吹田市景観まちづくり計画における基本目標及び基本方針

<p><b>A. 地勢を活かした、潤いのある景観をまもり、はぐくむ</b></p> <p>大規模な公園や緑地、河川や池の親水空間をもつ本市の地勢特性を活かした緑豊かで、潤いのある景観をまもり、つくとともに、身近な場所においても緑化を進めるなど、潤いのある景観をはぐくみます。</p> <p>[基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緑の保全と育成を進めます。</li><li>・ 潤いのある水辺景観を育成します。</li><li>・ 共生の景観保全・整備を進めます。</li></ul>
<p><b>B. すべての人が快適に暮らせる「生きる景観」をまもり、はぐくむ</b></p> <p>住宅地が大半を占める本市では、市民の日常的な生活環境や市民が培ってきた景観を、より快適で潤いや親しみのある「生きる景観」とすることをめざした景観まちづくりを進めます。</p> <p>[基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 良好な住環境の保全・育成を進めます。</li><li>・ 歴史的な景観の保全・整備を進めます。</li><li>・ 潜在的な景観資源の活用を進めます。</li></ul>
<p><b>C. 調和とめりはりのある景観をつくり、はぐくむ</b></p> <p>本市の景観を、より魅力あるものにするために、市域や地域の特性を活かし、調和のとれた景観まちづくりを進めます。賑わいや落ち着きのあるまちなど、役割や場所に応じた景観をつくり、はぐくみ、調和の中にもめりはりのある美しい景観まちづくりを進めます。</p> <p>[基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域に調和するまちづくりを進めます。</li><li>・ シンボルとなる景観を創造します。</li><li>・ 特徴ある景観の活用・演出を進めます。</li></ul>

② 自然条件

a. 気象

吹田市は内陸部に位置するが、瀬戸内海式気候に属し大阪湾からの海風の影響を受け、比較的温暖な気候となっている。

吹田市西消防署（垂水町 3 丁目 25 番 16 号）において観測された平成 30 年の気象の状況は、表 4-35 に示すとおりである。年平均気温は 17.8℃、平均湿度は 62.5%、平均風速は 2.0m/s、年間降水量は 1,444.0mm となっている。

また、吹田市内の各所における風配図の状況は、図 4-9 に示すとおりである。

表 4-35 事業計画地周辺における気象の状況（吹田市西消防署）

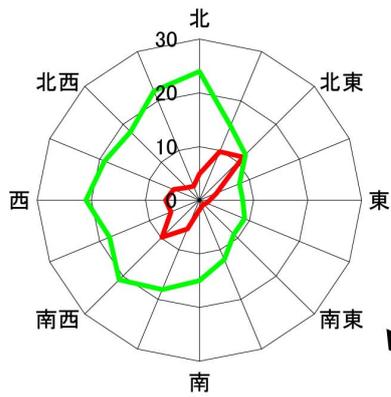
区分		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
気温 (℃)	平均	4.7	5.2	11.3	16.8	20.3	24.1	30.5	30.5	24.6	20.3	15.2	9.6	17.8
	最高	15.4	16.6	23.3	27.0	31.8	37.0	42.9	41.0	35.4	34.3	29.2	29.8	42.9
	最低	-3.2	-2.4	1.3	5.5	10.0	15.8	21.9	20.4	16.9	12.1	5.5	0.6	-3.2
平均湿度 (%)		64.7	56.8	59.3	58.1	60.8	67.5	63.3	59.7	73.0	59.8	61.9	65.3	62.5
平均風速 (m/s)		1.9	1.8	2.3	2.1	2.2	2.1	2.3	2.6	2.1	1.8	1.3	1.7	2.0
降水量 (mm)		40.5	23.5	122.5	131.5	166.5	139.5	353.0	55.0	324.0	23.0	19.5	45.5	1,444.0

注) 1. 観測地点：西消防署の屋上

2. 天気日数は各日午前 9:00 に観測し、降水日数は 1 日積算 0.5mm 以上の雨量を観測した日数です。

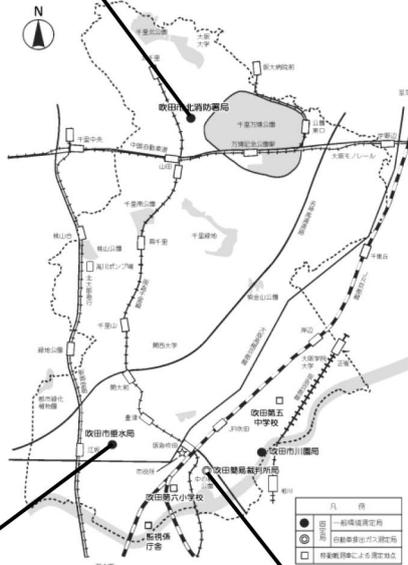
出典：「吹田市統計書 平成 30 年版（2018 年）」（吹田市、平成 31 年（2019 年）3 月）

平成30年度（2018年度） 風配図

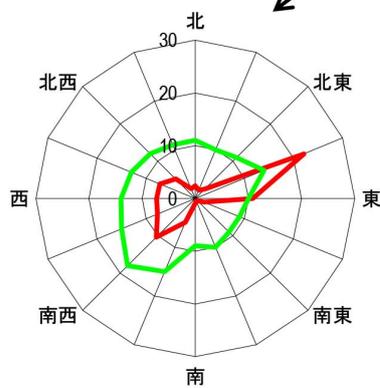


カーム 24.2%  
吹田市北消防署局

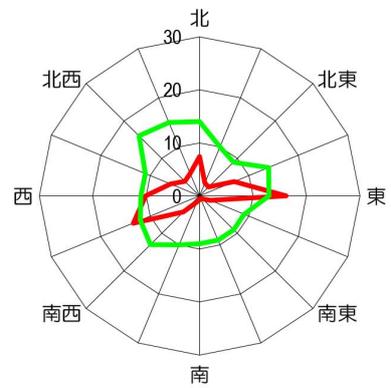
※平成30年8月に川園局を高野台に移設したことに伴い、両局の有効測定日は250日未満となり、環境大気常時監視実務推進マニュアルに基づき、測定結果は年平均値として取り扱いできないため、気象の月別変化に各月の測定結果を掲載しています。



線種	項目	単位
— (Red)	風向頻度	%
— (Green)	平均風速	0.1m/s



カーム 11.8%  
吹田市垂水局



カーム 16.7%  
吹田簡易裁判所局

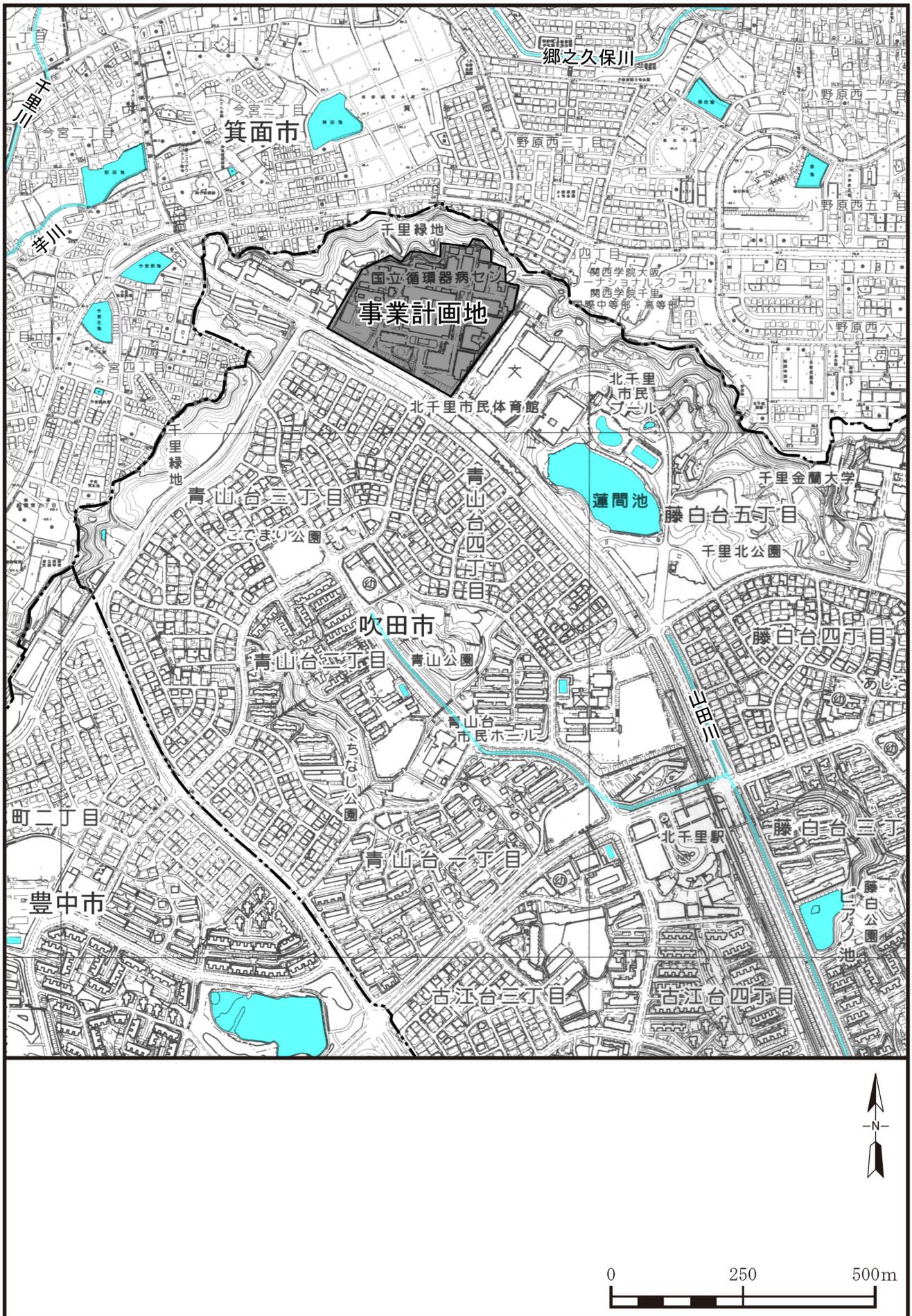
(注) カームとは、風速が 0.4m/s 以下をいう。

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

図 4-9 吹田市内における風配図

b. 水象

事業計画地周辺における河川等の分布状況は図 4-10 に示すとおりである。事業計画地の南側には南東側へ山田川が、北西側を千里川と支流の芋川がそれぞれ流れている。また、事業計画地の周辺には、ため池が点在している。



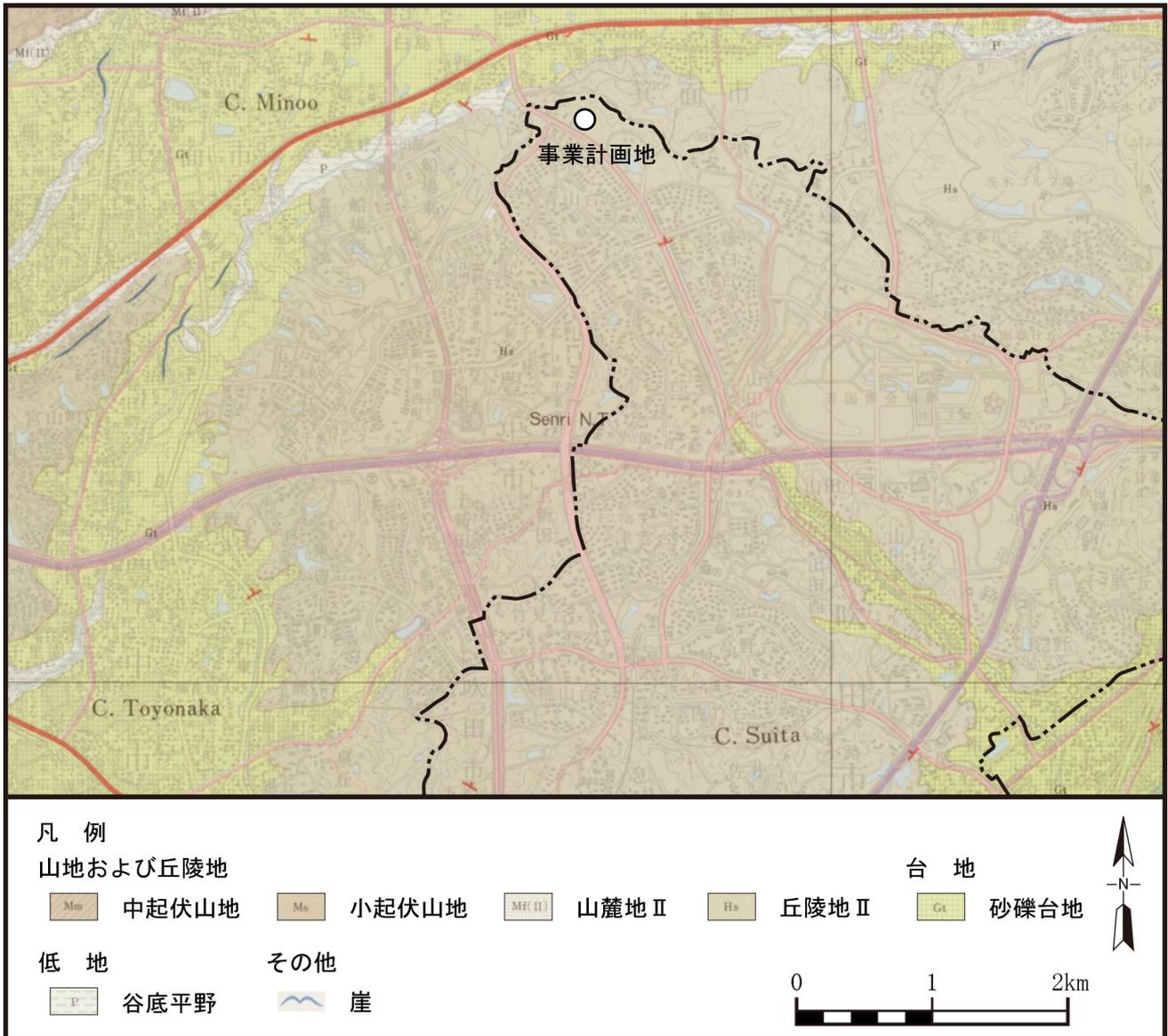
出典：〔「都市計画情報すいた」（吹田市ホームページ）〕等をもとに作成  
 図 4-10 事業計画地周辺における河川等の状況

c. 地象

(a) 地形

吹田市の地形は大きく丘陵地、台地、低地などに分類され、丘陵地は標高約20m～100mのなだらかな地形であり、全体的に南東部に向かって低くなっている。この丘陵地は千里丘陵と呼ばれ、吹田市中央部以北の広い範囲に分布している。事業計画地は千里丘陵の北端に位置している。

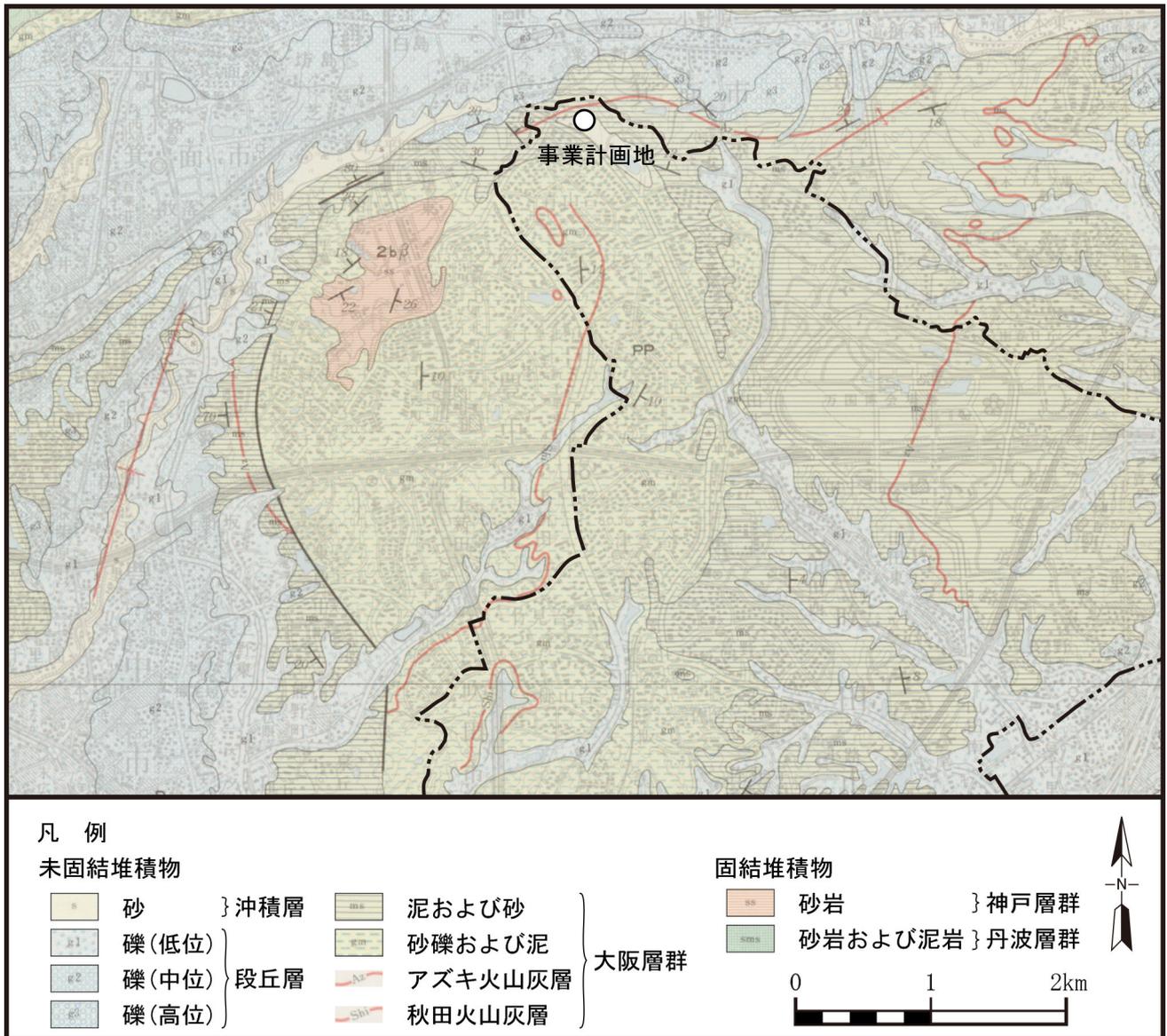
事業計画地周辺における地形の状況は図 4-11 に示すとおりである。



出典：〔「土地分類図（大阪府）」（国土庁土地局、昭和51年）〕をもとに作成  
 図 4-11 事業計画地周辺における地形の状況

(b) 地質

吹田市の地質は全体として、大阪層群が緩やかに東に向けて傾斜している。この地層は大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称であり、約 200 万年前～約 30 万年前頃にかけて堆積した砂礫・砂・粘土や火山灰からできている。事業計画地周辺の地質は沖積層の砂もしくは大阪層群の泥および砂で構成されている。事業計画地周辺における表層地質の状況は図 4-12 に示すとおりである。



出典：〔「土地分類図（大阪府）」（国土庁土地局、昭和 51 年）〕をもとに作成  
 図 4-12 事業計画地周辺における表層地質の状況

③ 環境の概況

a. 大気汚染

吹田市では、一般環境における大気汚染の現況を把握し、対策を推進するため、吹田市北消防署局、吹田市垂水局、吹田市川園局で常時監視を行っている。なお、大気環境測定局の配置が見直された結果、吹田市川園局は平成30年8月で測定を終了し、吹田市高野台に移設された。同月から吹田市高野台局として測定を開始し、併せて、移動観測車が平成30年9月に廃止された。また、沿道環境については、幹線道路における自動車排出ガスの影響を把握するため、国道479号（大阪内環状線）沿道の吹田簡易裁判所局で常時監視を行っている。

各測定局における測定項目は表4-36に、測定局の位置は図4-13に示すとおりである。

表4-36 吹田市内における大気汚染監視状況

測定項目	一般環境大気測定局				自動車排ガス測定局
	吹田市垂水局(1)	吹田市北消防署局(2)	吹田市川園局(3)	吹田市高野台局(5)	吹田簡易裁判所局(4)
二酸化硫黄		○	○	○	○
窒素酸化物 (二酸化窒素・一酸化窒素)	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)		○			○
光化学オキシダント	○	○	○	○	
一酸化炭素					○
炭化水素 (非メタン炭化水素・全炭化水素)		○			○
有害大気汚染物質		○			○
ダイオキシン類	○	○	○	○	○
気象	風向・風速	○	○	○	○
	温度・湿度	○	○		
	日射量		○		

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

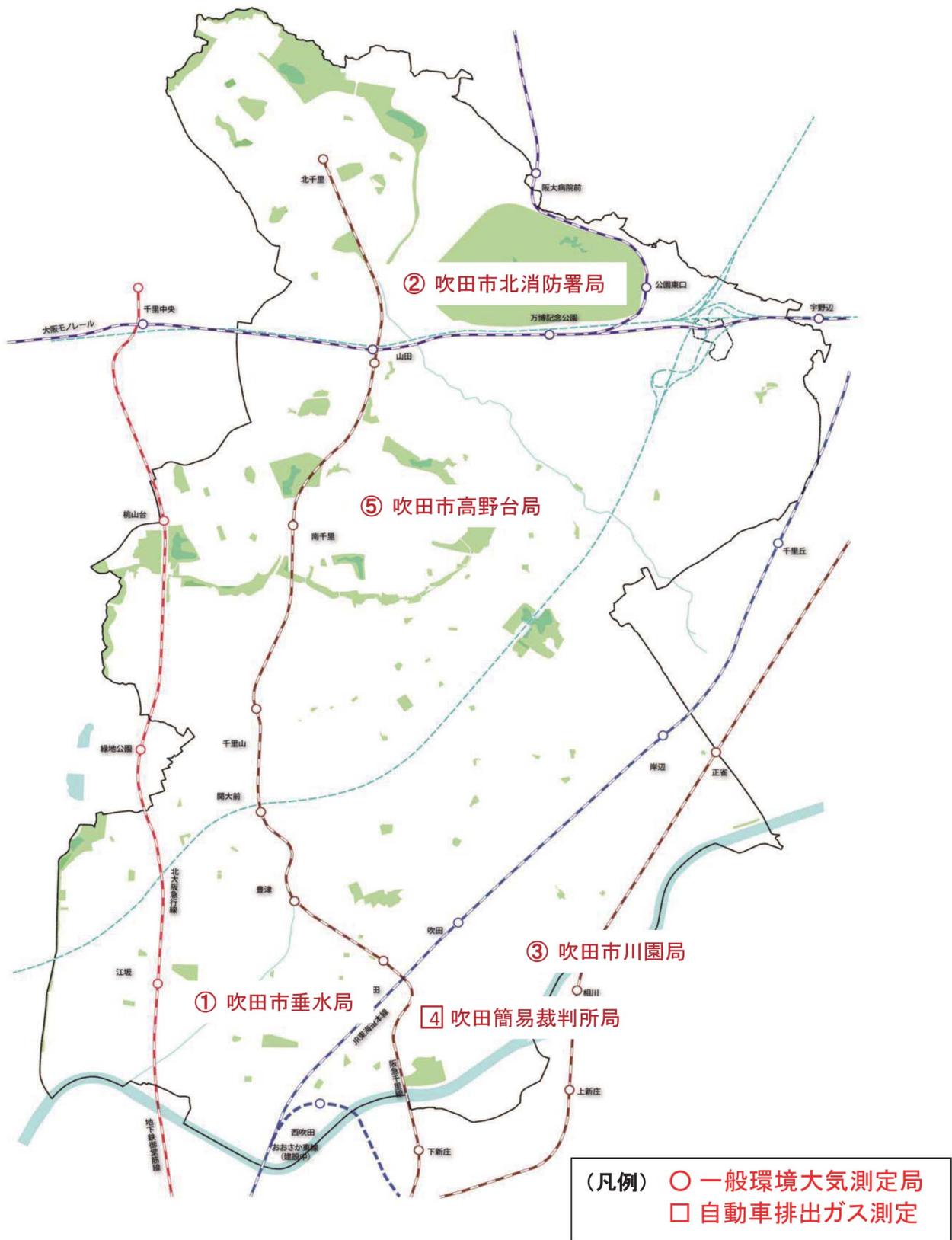


図 4-13 大気汚染測定局位置

(a) 大気汚染常時測定局の測定結果

ア. 窒素酸化物

吹田市内の常時監視局における二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化及び平成30年度の年間測定結果は、表4-37、38に示すとおりである。

平成26～30年度の年平均値は0.011～0.020ppmであり、一般環境測定局及び自動車排出ガス測定局とも近年、横ばいで推移している。

平成30年度の測定結果では、日平均値が0.06ppmを超えた日数は全ての局で0日であり、また日平均値の年間98%値は0.028～0.038ppmとなっており、環境基準、吹田市環境基本計画で設定されている目標値（以下、吹田市の目標値）とも達成している。

表4-37 二酸化窒素年平均値の経年変化（平成26～30年度）

単位：ppm

測定局	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
吹田市垂水局	0.017	0.016	0.015	0.016	0.015
吹田市北消防署局	0.013	0.012	0.012	0.014	0.011
吹田市川園局	0.016	0.016	0.016	0.016	※0.013
吹田簡易裁判所局	0.019	0.020	0.019	0.019	0.018
吹田市高野台局	—	—	—	—	※0.013

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

表4-38 二酸化窒素測定結果（平成30年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値の年間98%値	国の環境基準を達成できなかった日数 <sup>(注)</sup>
	日	時間	ppm	ppm	日	日	ppm	日
吹田市垂水局	353	8,412	0.015	0.074	0	3	0.037	0
吹田市北消防署局	362	8,633	0.011	0.054	0	0	0.028	0
吹田市川園局	123	2,931	※0.013	0.053	0	0	0.025	0
吹田簡易裁判所局	360	8,577	0.018	0.066	0	3	0.038	0
吹田市高野台局	233	5,560	※0.013	0.053	0	0	0.032	0

注) 国の二酸化窒素にかかる環境基準では、年間の日平均値のうち、低い方から98%に相当する日平均値（「日平均値の年間98%値」という。）で評価することとされており、この値が0.06ppm以下の場合環境基準を達成したとされる。

なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。

※平成30年8月に川園局を高野台に移設したことに伴い、両局の有効測定日は250日未満となり、環境大気常時監視実務推進マニュアルに基づき、測定結果は年平均値として取り扱いきれないが、参考値として掲載している。

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

また、吹田市内の常時監視局における一酸化窒素及び窒素酸化物の平成30年度の年間測定結果は、表4-39に示すとおりである。

一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値はそれぞれ0.003～0.011ppm、0.014～0.029ppmであり、窒素酸化物のうちの二酸化窒素の割合は61.2～83.2%となっている。

表4-39 一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果（平成30年度）

測定局	有効測定日数 日	測定時間 時間	一酸化窒素			窒素酸化物(NO+NO <sub>2</sub> )		
			年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	年平均値のNO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub>
			ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
吹田市垂水局	353	8,412	0.003	0.135	0.017	0.017	0.201	83.2
吹田市北消防署局	362	8,633	0.003	0.115	0.015	0.014	0.166	80.1
吹田市川園局	123	2,930	※0.001	0.144	0.013	※0.014	0.166	89.9
吹田簡易裁判所局	360	8,577	0.011	0.222	0.039	0.029	0.282	61.2
吹田市高野台局	233	5,560	※0.003	0.153	0.020	※0.017	0.199	80.4

※平成30年8月に川園局を高野台に移設したことに伴い、両局の有効測定日は250日未満となり、環境大気常時監視実務推進マニュアルに基づき、測定結果は年平均値として取り扱いきれないが、参考値として掲載している。

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

#### イ. 二酸化硫黄

吹田市内の常時監視局における二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化及び平成30年度の年間測定結果は、表4-40、41に示すとおりである。

平成26～30年度の年平均値は0.001～0.005ppmであり、ほぼ横ばい傾向を示している。

平成30年度の測定結果では、日平均値が0.04ppmを超えた日数は0日であり、1時間値が0.1ppmを超えた時間数も0時間となっており、短期的評価で環境基準を達成している。また日平均値の2%除外値は最高で0.004ppmであり、長期的評価でも環境基準を達成している。また、吹田市の目標値と比較しても全局で達成している。

表4-40 二酸化硫黄年平均値の経年変化（平成26～30年度）

単位：ppm

測定局	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
吹田市垂水局	0.004	0.003	—	—	—
吹田市北消防署局	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
吹田市川園局	0.005	0.004	0.004	0.005	※0.005
吹田簡易裁判所局	0.004	0.004	0.004	0.002	0.001
吹田市高野台局	—	—	—	—	※0.003

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

表 4-41 二酸化硫黄測定結果（平成 30 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	時間	日	ppm	ppm		日
吹田市北消防署局	362	8,641	0.002	0	0	0.015	0.004	無	0
吹田市川園局	121	2,915	※0.005	0	0	0.021	0.009	無	0
吹田簡易裁判所局	363	8,643	0.001	0	0	0.016	0.003	無	0
吹田市高野台局	232	5,584	※0.003	0	0	0.011	0.006	無	0

注) 二酸化硫黄による大気汚染の状態を目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を目標値として定められた1時間値(0.1ppm以下)又は日平均値(0.04ppm以下)に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値(年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合、目標値を達成したと評価される。

※平成30年8月に川園局を高野台に移設したことに伴い、両局の有効測定日は250日未満となり、環境大気常時監視実務推進マニュアルに基づき、測定結果は年平均値として取り扱いできないが、参考値として掲載している。

出典：「すいたの環境 令和元年版(2019年版)」(吹田市、2019年)

#### ウ. 浮遊粒子状物質

吹田市内の常時監視局における浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化及び平成30年度の年間測定結果は、表4-42、43に示すとおりである。

平成26～30年度の年平均値は0.014～0.021mg/m<sup>3</sup>である。一般環境測定局の吹田市垂水局、吹田市北消防署局では、増減を繰り返し、平成30年度は平成26年度より高い値となっている。自動車排出ガス測定局の吹田簡易裁判所局では、平成29年度に前年を上回る値になっているが、平成26年度から平成30年度は減少傾向を示している。

平成30年度の測定結果では、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>を超えた時間数は0時間となっており短期的評価で環境基準を達成している。また日平均値の2%除外値の最高値は0.038mg/m<sup>3</sup>となっており、長期的評価でも環境基準を達成している。

また、吹田市の目標値についても全局で達成している。

表 4-42 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化（平成 26～30 年度）

単位：mg/m<sup>3</sup>

測定局	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
吹田市垂水局	0.014	0.019	0.017	0.018	0.016
吹田市北消防署局	0.014	0.017	0.015	0.014	0.017
吹田市川園局	0.014	0.019	0.018	0.017	※0.019
吹田簡易裁判所局	0.021	0.020	0.017	0.018	0.016
吹田市高野台局	—	—	—	—	※0.013

出典：「すいたの環境 令和元年版(2019年版)」(吹田市、2019年)

表 4-43 浮遊粒子状物質測定結果（平成 30 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
	日	時間	mg/m <sup>3</sup>	時間	日	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>		日
吹田市垂水局	363	8,705	0.016	0	0	0.089	0.037	無	0
吹田市北消防署局	362	8,669	0.017	0	0	0.096	0.038	無	0
吹田市川園局	123	2,948	※0.019	0	0	0.080	0.043	無	0
吹田簡易裁判所局	363	8,698	0.016	0	0	0.102	0.038	無	0
吹田市高野台局	227	5,461	※0.013	0	0	0.054	0.029	無	0

注) 浮遊粒子状物質による大気汚染の状態を目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を目標値として定められた 1 時間値 (0.20mg/m<sup>3</sup>以下) 又は日平均値 (0.10mg/m<sup>3</sup>以下) に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の 2%除外値 (年間の日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値) が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超えず、かつ日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が 2 日以上連続しない場合、目標値を達成したと評価される。

※平成 30 年 8 月に川園局を高野台に移設したことに伴い、両局の有効測定日は 250 日未満となり、環境大気常時監視実務推進マニュアルに基づき、測定結果は年平均値として取り扱いできないが、参考値として掲載している。

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019 年版）」（吹田市、2019 年）

#### エ. 微小粒子状物質

吹田市内の常時監視局における微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化及び平成 30 年度の年間測定結果は、表 4-44、45 に示すとおりである。

平成 26～30 年度の年平均値は 10.9～17.6 μg/m<sup>3</sup>であり、増減はあるものの経年的には減少傾向を示している。

平成 30 年度の測定結果では、吹田市北消防署局では、環境基準及び吹田市の目標値を達成しているが、吹田簡易裁判所局では、日平均値が 35 μg/m<sup>3</sup>を超えた日が 5 日、年平均値は 15.1 μg/m<sup>3</sup>となっており、環境基準及び吹田市の目標値を達成していない。

表 4-44 微小粒子状物質年平均値の経年変化（平成 26～30 年度）

単位：μg/m<sup>3</sup>

測定局	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
吹田市北消防署局	14.5	12.4	10.9	12.4	12.3
吹田簡易裁判所局	17.6	15.2	14.3	15.4	15.1

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019 年版）」（吹田市、2019 年）

表 4-45 微小粒子状物質測定結果（平成 30 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	日
吹田市北消防署局	362	8,676	12.3	29.3	0	0.0	0
吹田簡易裁判所局	357	8,599	15.1	33.0	5	1.4	0

注) 微小粒子状物質に係る環境基準は、「1年平均値が  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1日平均値が  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること」である。

- (1) 短期的評価 年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものを環境基準 ( $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下) と比較して評価する。
- (2) 長期的評価 年平均値を環境基準 ( $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下) と比較して評価する。

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

#### オ. 一酸化炭素

主な発生源が自動車排出ガスであるため、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局で測定を行っている。一酸化炭素の年平均値の経年変化及び平成30年度の測定結果は、表4-46、47に示すとおりである。

平成26～30年度の年平均値は0.3～0.4ppmであり、ほぼ横ばいの傾向を示している。

平成30年度の測定結果では、日平均値が10ppmを超えた日数は0日であり、8時間値が20ppmを超えた回数も0回となっており、短期的評価で環境基準を達成している。また日平均値の2%除外値は0.7ppmであり、長期的評価でも環境基準を達成している。また、吹田市の目標値についても達成している。

表 4-46 一酸化炭素年平均値の経年変化（平成26～30年度）

単位：ppm

測定局	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
吹田簡易裁判所局	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

表 4-47 一酸化炭素測定結果（平成 30 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が10ppmを超えた日数	8時間値が20ppmを超えた回数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	時間	回	ppm	ppm		日
吹田簡易裁判所局	363	8,684	0.4	0	0	3.7	0.7	無	0

注) 一酸化炭素による大気汚染の状態を目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を目標値として定められた 8 時間値 (20ppm 以下) 又は日平均値 (10ppm 以下) に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の 2% 除外値 (年間の日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値) が 10ppm を超えず、かつ日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しない場合、目標値を達成したと評価される。

出典：「すいたの環境 令和元年版 (2019 年版)」 (吹田市、2019 年)

## カ. 光化学オキシダント

### (ア) 光化学オキシダント

吹田市内の常時監視局における光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化及び平成 30 年度の年間測定結果は、表 4-48、49 に示すとおりである。

平成 26～30 年度の年平均値は 0.033～0.036ppm であり、ほぼ横ばい傾向を示している。

平成 30 年度の測定結果では、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が吹田市垂水局で 401 時間、吹田市北消防署局で 418 時間、参考値である吹田市川園局で 304 時間、吹田市高野台局で 56 時間であり、環境基準、吹田市の目標値ともに達成していない。

表 4-48 光化学オキシダント年平均値の経年変化 (平成 26～30 年度)

単位：ppm

測定局	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
吹田市垂水局	0.033	0.034	0.035	0.036	0.035
吹田市北消防署局	0.034	0.036	0.035	0.035	0.036
吹田市川園局	0.034	0.034	0.034	0.034	※0.040
吹田市高野台局	—	—	—	—	※0.037

出典：「すいたの環境 令和元年版 (2019 年版)」 (吹田市、2019 年)

表 4-49 光化学オキシダント測定結果（平成 30 年度）

測定局	昼間測定 日 数	昼間測定 時 間	昼間1時間値 の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間1時間 値の最高値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm
吹田市 垂水局	365	5,410	0.035	74	401	2	4	0.127
吹田市 北消防署局	365	5,411	0.036	81	418	1	2	0.125
吹田市 川園局	123	1,833	※0.040	50	304	1	1	0.120
吹田市 高野台局	234	3,442	※0.037	20	56	0	0	0.075

注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

2. 環境目標値は、昼間の1時間値が、0.06ppm以下であること。

※平成30年8月に川園局を高野台に移設したことに伴い、両局の有効測定日は250日未満となり、環境大気常時監視実務推進マニュアルに基づき、測定結果は年平均値として取り扱いできないが、参考値として掲載している。

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

(イ) 非メタン炭化水素

吹田市内の常時監視局における午前6～9時の非メタン炭化水素濃度の年平均値の経年変化及び平成30年度の年間測定結果は、表4-50、51に示すとおりである。

平成26～30年度の年平均値は0.10～0.33ppmCであり、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局の方が高く推移している。

平成30年度の測定結果では、午前6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを越えた日数が、吹田市北消防署局で17日、吹田簡易裁判所局で127日、午前6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを越えた日数が、吹田市北消防署局で2日、吹田簡易裁判所局で43日となっており、吹田市の目標を達成していない。

表 4-50 非メタン炭化水素年平均値（午前6～9時）の経年変化  
（平成26～30年度）

単位：ppmC

測定局	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
吹田市北消防署局	0.13	0.12	0.11	0.12	0.10
吹田簡易裁判所局	0.33	0.29	0.23	0.19	0.18

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

表 4-51 非メタン炭化水素測定結果（平成 30 年度）

測定局	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを越えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを越えた日数とその割合	
	時間	ppmC	ppmC	日	日	%	日	%
吹田市北消防署局	8,582	0.09	0.10	361	17	4.7	2	0.6
吹田簡易裁判所局	8,609	0.14	0.18	363	127	35.0	43	11.8

注) 指針値及び吹田市目標値：非メタン炭化水素濃度の午前6時～9時までの3時間平均値が、0.20ppmC～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。ただし、3時間のうち1時間でも欠測があると、評価の対象としない。

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

#### キ．有害大気汚染物質

「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）によると、平成30年度は吹田市北消防署局と吹田簡易裁判所局において、有害大気汚染物質の21物質の測定が行われている。このうち、吹田市の目標値が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全局で環境基準及び吹田市の目標値（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、国の指針値が定められているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ニッケル化合物、マンガン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物についても全局で指針値を達成している。

#### ク．ダイオキシン類

「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）によると、吹田市内の吹田市北消防署局、吹田市垂水局、吹田市川園局、吹田簡易裁判所局、吹田市高野台局において大気中のダイオキシン類の測定が行われており、全局で環境基準及び吹田市の目標を達成している。

#### (b) 発生源の状況

「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）によると、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、ばい煙等の発生施設の状況は表4-52、53に示すとおりである。

表 4-52 大気汚染防止法に基づく工場・事業場数及び施設数

	ばい煙	一般粉じん	特定粉じん	揮発性有機化合物	工場・事業場実数
工場数	15(73)	1(2)	0(0)	0(0)	16
事業場数	112(380)	0(0)	0(0)	1(3)	112
計	127(453)	1(2)	0(0)	1(3)	128

注) ( ) 内は施設数

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

表 4-53 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場数及び施設数

	ばいじん	有害物質	揮発性有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	工場・事業場実数
工場数	2(9)	7(24)	6(94)	9(41)	0(0)	13
事業場数	1(1)	6(10)	30(95)	0(0)	0(0)	36
計	3(10)	13(34)	36(190)	9(41)	0(0)	49

注) ( ) 内は施設数

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

(c) 公害苦情の状況

吹田市の大気汚染に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4-54 に示すとおりであり、平成 30 年度は苦情受付件数が 43 件、処理件数が 38 件となっている。

表 4-54 大気汚染に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数	処理件数
平成 26 年度	68	64
平成 27 年度	58	51
平成 28 年度	27	25
平成 29 年度	33	24
平成 30 年度	43	38

注) 受付及び処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成30年版（2018年）」（吹田市、平成31年（2019年）3月）  
「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

b. 水質汚濁

吹田市では、市内の河川、水路及びため池の水質汚濁の現況を把握するため、定期的に水質調査が行われている。調査地点の位置は図 4-14、15 に示すとおりである。

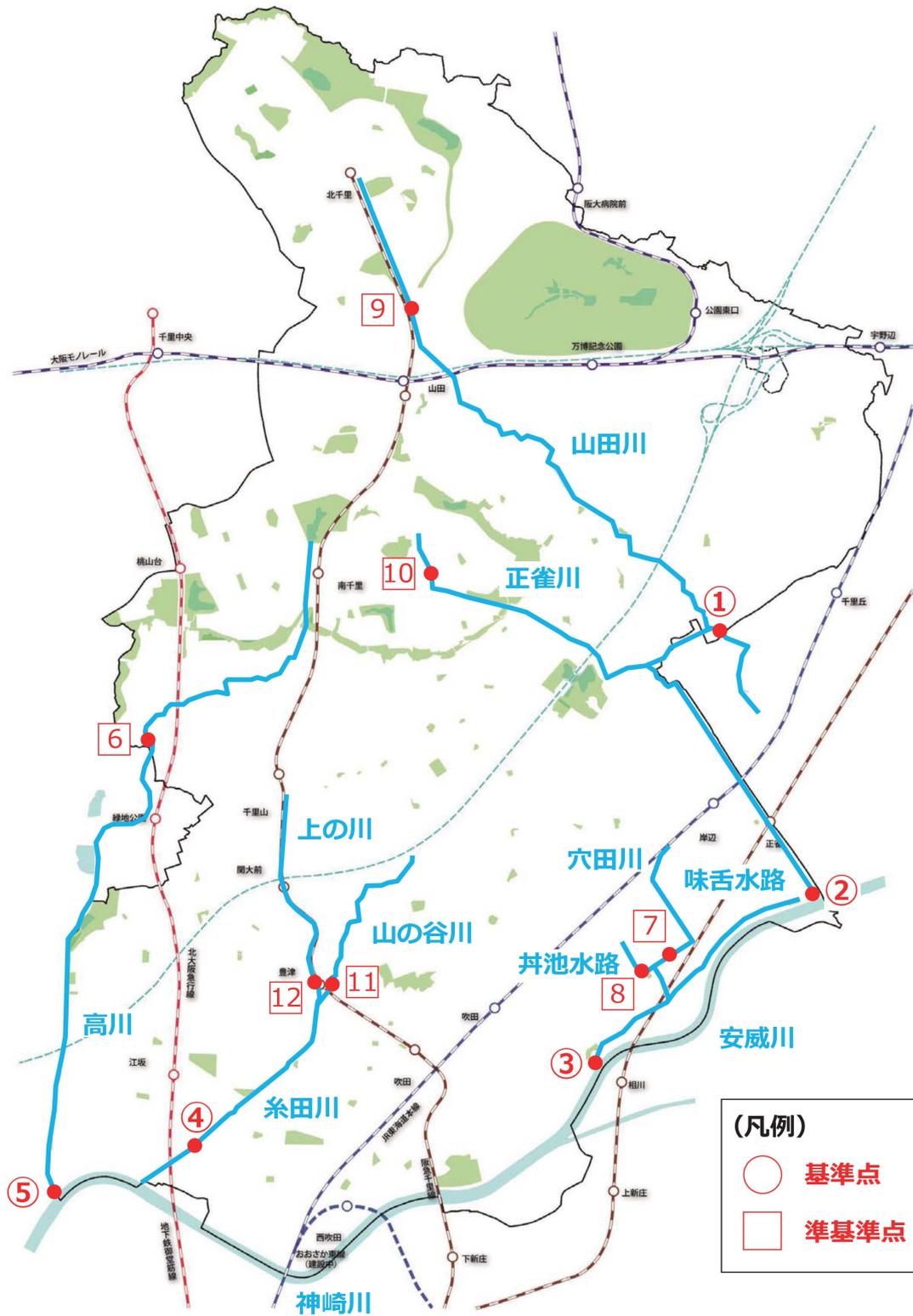


図 4-14 河川・水路等の水質調査地点

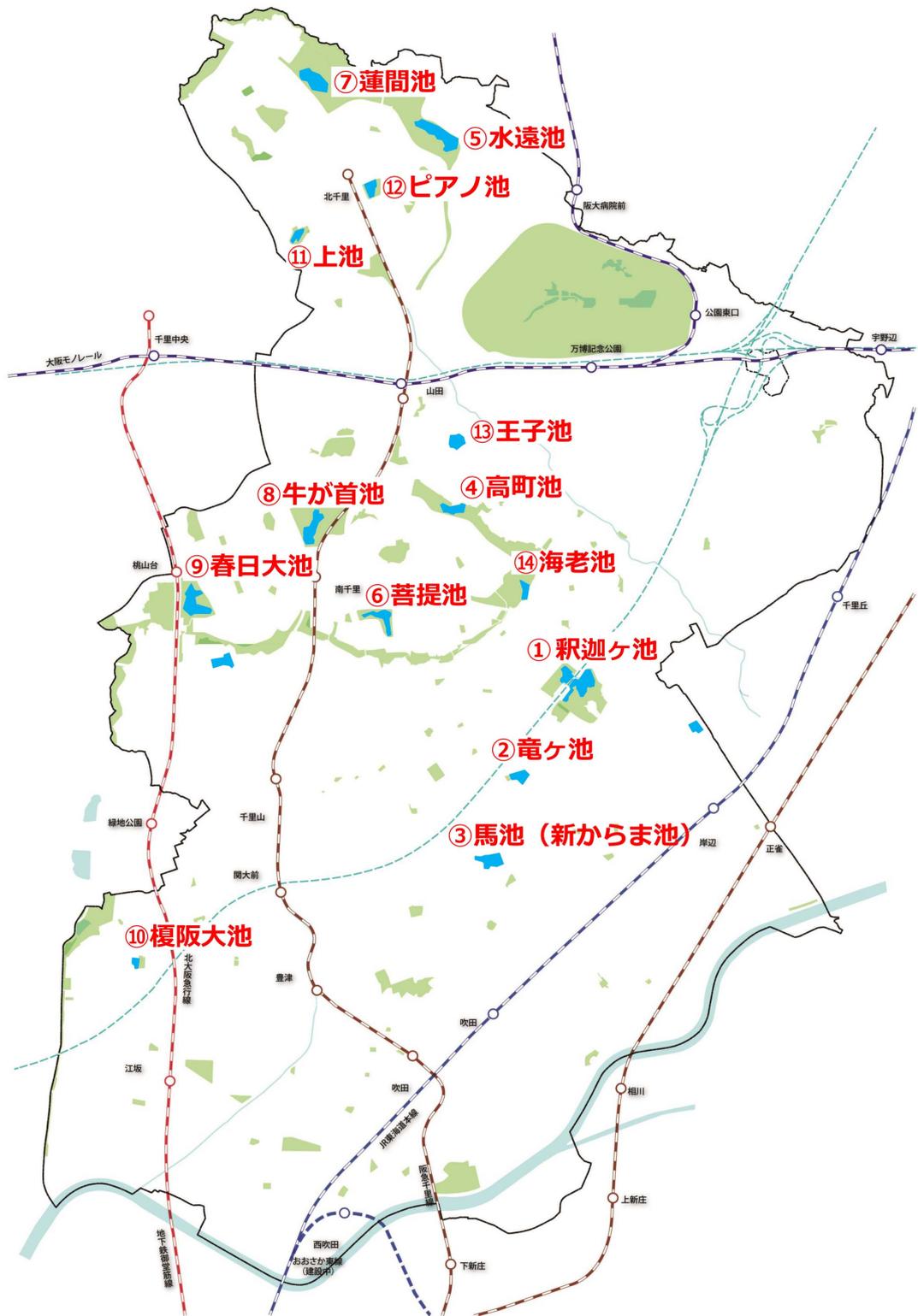


図 4-15 ため池の水質調査地点

(a) 公共用水域の測定結果

ア. 人の健康に係る項目

人の健康項目については、全ての調査地点において吹田市の環境目標値を達成している。

イ. 生活環境に係る項目

河川・水路における環境目標の達成率の推移は表 4-55 に示すとおりである。

平成 30 年度の達成状況は、浮遊物質、溶存酸素量及び生物化学的酸素要求量の達成率は 100%であるが、水素イオン濃度の達成率は 31.3%となっている。

表 4-55 河川・水路における環境目標達成率の推移

単位：%

年度	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	測定地点数
平成 26 年度		14.0	96.0	100	100	13
平成 27 年度		14.6	97.9	100	100	12
平成 28 年度		35.4	91.7	100	100	12
平成 29 年度		31.3	95.8	100	100	12
平成 30 年度		31.3	100	100	100	12

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019 年版）」（吹田市、2019 年）

ウ. 特殊項目

吹田市環境基本計画では、安威川及び神崎川において環境目標を達成することとしており、その他の河川については環境目標を設定していないが、基準点 5 地点で調査が行われている。

「平成 30 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和 2 年 3 月）によると、平成 30 年度の吹田市域及びその周辺水域における特殊項目の調査結果は、表 4-56(1)に示すとおりであり、吹田市の環境目標を達成している。

また、その他の河川についての調査結果は表 4-56(2)に示すとおりであり、吹田市の環境目標を達成している。

表 4-56(1) 安威川下流及び神崎川における特殊項目の測定結果

単位：mg/L

項目	地点名	安威川 (新京阪橋)	神崎川 (新三国橋)	目標値
ノルマルヘキサン抽出物質		N. D	N. D	0.01mg/L 以下
フェノール類		<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
銅		<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
溶解性鉄		<0.08	<0.08	1.0mg/L 以下
溶解性マンガソ		0.07	0.01	1.0mg/L 以下
全クロム		<0.03	<0.03	1.0mg/L 以下
陰イソ界面活性剤		0.01	0.01	0.5mg/L 以下
亜硝酸性窒素		0.06	0.09	1.0mg/L 以下
硝酸性窒素		2.7	2.3	—
アソモニア性窒素		0.26	0.63	—
りん酸性りん		0.27	0.23	—

注) 1. 測定結果は年間平均値である。

2. 神崎川については吹田市内の調査地点がないため、吹田市に隣接する大阪市内の神崎川(新三国)の測定値を参考として記載している。

出典：「平成 30 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府、令和 2 年 3 月)

表 4-56(2) 基準点 5 地点における特殊項目の測定結果

単位：mg/L

項目	地点名	山田川 (市域境界)	正雀川 (流末)	味舌水路 (流末)	糸田川 (流末)	高川 (流末)	目標値
ノルマルヘキサン抽出物質		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.01mg/L 以下
フェノール類		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
銅		<0.005	<0.005	0.005	0.011	0.006	0.05mg/L 以下
溶解性鉄		0.11	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	1.0mg/L 以下
溶解性マンガソ		0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	1.0mg/L 以下
全クロム		<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1.0mg/L 以下
陰イソ界面活性剤		0.01	0.01	0.02	0.04	<0.01	0.5mg/L 以下
亜硝酸性窒素		<0.04	<0.04	0.18	<0.04	0.05	1.0mg/L 以下
硝酸性窒素		0.50	10	0.90	0.53	0.09	—
アソモニア性窒素		<0.04	0.07	0.05	0.04	<0.04	—
りん酸性りん		0.008	0.46	0.14	0.015	0.029	—

注) 測定結果は年間平均値である。

出典：「すいたの環境 令和元年版(2019年版)」(吹田市、2019年)

(b) ため池の現況

ア. 人の健康に係る項目

人の健康項目については、全てのため池で吹田市の環境目標値を達成している。

イ. 生活環境に係る項目

ため池における環境目標の達成率の推移は表 4-57 に示すとおりである。

平成 30 年度の達成状況は、水素イオン濃度が 83.3%、化学的酸素要求量が 81.5%、浮遊物質量が 98.1%、溶存酸素量が 90.7%、全窒素が 92.9%、全りんが 92.9%となっている。

表 4-57 ため池における環境目標達成率の推移

単位：%

年度 \ 項目	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	全窒素	全りん
平成 26 年度	75.0	67.6	98.5	92.6	94.1	94.1
平成 27 年度	69.5	67.8	96.6	100.0	93.3	93.3
平成 28 年度	76.8	73.2	96.4	96.4	92.9	92.9
平成 29 年度	74.5	65.5	94.5	98.2	92.7	90.9
平成 30 年度	83.3	81.5	98.1	90.7	92.6	92.6

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019 年版）」（吹田市、2019 年）

(c) 地下水の現況

吹田市では、地下水質の状況を把握するために、市内 10 か所の井戸で概況調査が行われているが、「平成 30 年度地下水質概況調査結果」（吹田市ホームページ）によると、平成 30 年度の調査結果は全ての井戸で吹田市の目標値を達成している。

(d) 発生源の状況

吹田市における「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく業種別特定（届出）工場・事業場数は表 4-58 に示すとおりである。

表 4-58 特定（届出）工場・事業場数

業 種		瀬戸内海 環境保全 特別措置法	水質汚濁 防止法	大阪府 生活環境の 保全等 に関する条例	計	規制対象 工場・事 業場数
製造業	食料品製造業	3	1	1	5	3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1			1	1
	化学工業		4	1	5	5
	皮革業		1		1	
	窯業・土石製品製造業					
	非鉄金属製造業		1(1)		1	
	金属製造業		1		1	1
	製造業一般		1		1	1
	小 計	4	9(1)	2	15	11
その他	洗たく業		12(7)		12	7
	自動式車両洗浄施設		28(25)		28	
	旅館業	1(1)	4(4)		5	
	試験・研究機関		18(8)		18	16
	し尿処理施設	1(1)			1	1
	下水道終末処理施設		2		2	2
	病院		6(3)		6	6
	その他	1	7(3)		8	6
	小 計	3(2)	77(50)		80	38
指定地域特定施設		3(2)		3		
合 計	7(2)	89(53)	2	98	49	

注) 1. 指定地域特定施設とは処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽をいう。

2. ( ) は分流式下水道接続事業所数で内数。

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019 年版）」（吹田市、2019 年）

(e) 公害苦情の状況

吹田市の水質汚濁に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4-59 に示すとおりであり、平成 30 年度は苦情受付件数が 1 件、処理件数が 0 件となっている。

表 4-59 水質汚濁に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成 26 年度	3	2
平成 27 年度	4	2
平成 28 年度	4	3
平成 29 年度	2	1
平成 30 年度	1	0

注) 受付及び処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 30 年版（2018 年）」（吹田市、平成 31 年（2019 年）3 月）

「すいたの環境 令和元年版（2019 年版）」（吹田市、2019 年）

c. 騒音

(a) 環境騒音

吹田市では、一般環境騒音の現況を把握するため、用途地域の面積比により調査地点数を算出し、市内 50 地点で調査を実施している。

平成 26 年度から平成 30 年度にかけて実施された調査結果に対する吹田市の環境目標値との適合状況は、表 4-60 に示すとおりである。

地域の類型別にみると、A 地域は 32 地点中、昼間は 29 地点、夜間は 30 地点、1 日では 29 地点が適合している。B 地域は 11 地点中、昼間、夜間、1 日ともに 10 地点が適合している。C 地域は 7 地点中、昼間は全地点、夜間は 6 地点、1 日では 6 地点が適合している。

表 4-60 地域類型別環境目標適合状況

地域の類型	用途地域	調査地点数	適合していた調査地点数					
			昼間 6:00～ 22:00	適合率 (%)	夜間 22:00～ 6:00	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第1種低層住居専用地域	7	7	100	7	100	7	100
	第1・2種中高層住居専用地域	25	22	88	23	92	22	88
	小計	32	29	91	30	94	29	91
B	第1種住居地域	10	9	90	9	90	9	90
	第2種住居地域	1	1	100	1	100	1	100
	小計	11	10	91	10	91	10	91
C	近隣商業地域	2	2	100	1	50	1	50
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小計	7	7	100	6	86	6	86
合計		50	46	92	46	92	45	90

注) 平成 30 年度から調査方法を見直し、5 年間で 1 回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年度未調査分は前年度までのデータを用いている。

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019 年版）」（吹田市、2019 年）

(b) 道路交通騒音

吹田市では、道路交通騒音の現況を把握するため、名神高速道路、国道 423 号（新御堂筋）、中国縦貫自動車道、府道大阪中央環状線、近畿自動車道の幹線道路の 19 路線 32 地点で調査を実施している。

平成 30 年度における吹田市の環境目標値の適合状況は表 4-61 に示すとおりである。

表 4-61 時間帯別の環境目標値適合状況

道路の種類	調査路線数	調査地点数	適合していた調査地点数		
			昼間 6:00～ 22:00	夜間 22:00～ 6:00	一日
名神高速道路	1	3	3	3	3
中国自動車道	1	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	0	0	0
国道	2	8	5	3	3
府道	12	15	15	15	15
市道	2	2	2	2	2
計	19	32	28	26	26

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

(c) 発生源の状況

「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）によると、平成 30 年度の吹田市における「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、騒音規制法対象が 240 か所、府条例対象が 282 か所となっている。

(d) 公害苦情の状況

吹田市の騒音に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4-62 に示すとおりであり、平成 30 年度は苦情受付件数が 128 件、処理件数が 81 件となっている。

表 4-62 騒音に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成 26 年度	83	49
平成 27 年度	94	50
平成 28 年度	107	58
平成 29 年度	126	85
平成 30 年度	128	81

注) 受付及び処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成30年版（2018年）」（吹田市、平成31年（2019年）3月）

「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

d. 振動

(a) 発生源の状況

「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）によると、平成30年度の吹田市における「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、振動規制法対象が89か所、府条例対象が14か所となっている。

(b) 公害苦情の状況

吹田市の振動に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表4-63に示すとおりであり、平成30年度は苦情受付件数が27件、処理件数が16件となっている。

表4-63 振動に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成26年度	10	5
平成27年度	9	3
平成28年度	14	6
平成29年度	17	12
平成30年度	27	16

注) 受付及び処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成30年版（2018年）」（吹田市、平成31年（2019年）3月）  
「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

e. 悪臭

吹田市の悪臭に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表4-64に示すとおりであり、平成30年度は苦情受付件数が14件、処理件数が12件となっている。

表4-64 悪臭に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成26年度	13	10
平成27年度	7	2
平成28年度	13	8
平成29年度	10	6
平成30年度	14	12

注) 受付及び処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成30年版（2018年）」（吹田市、平成31年（2019年）3月）  
「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）

f. 地盤沈下

吹田市内では、地盤沈下の状況を把握するための水準測量が行われている。吹田市内に設置された水準点における平成21年度から平成27年度の水準測量による地盤高さ（東京湾の平均海面からの高さ）は、表4-65に示すとおりである。

表 4-65 水準測量による地盤高さ

単位：m

測定地点 (水準点)	年間変動量		
	平成21年度	平成24年度	平成27年度
岸部中3丁目 <sup>1)</sup>	12.4915	12.4861	—
泉町1丁目 <sup>1)</sup>	3.8739	3.8631	—
岸部中1丁目 <sup>2)</sup>	13.6410	13.6424	13.6506
高浜町 <sup>2)</sup>	5.7817	5.7848	5.7932

注) 1. 大阪府が設置・測量している水準点である。平成25年度以降、水準測量は実施されていない。

2. 国土地理院が設置・測量している水準点である。

出典：< 1)のデータ>「吹田市内における水準測量結果」(大阪府事業所指導課資料)

< 2)のデータ>水準測量観測成果表(国土地理院資料)

#### g. 日照障害、電波障害

吹田市では、高さ10メートルを超える中高層建築物については、日照障害や電波障害など周辺住民に与える影響が大きいことから、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により、建築主に対し、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともにできる限りその軽減に努めるよう指導している。

中高層建築物建築に係る事前協議件数の推移は表4-66に示すとおりである。

表 4-66 中高層建築物建築に係る事前協議件数

単位：件

種別 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
共同住宅	30	38	33	44	40
事務所ビル	2	2	2	3	5
戸建住宅	0	0	1	2	0
その他	12	12	12	11	10

出典：「すいたの環境 令和元年版(2019年版)」(吹田市、2019年)

## h. 動植物

### (a) 動物

吹田市では、平成 22 年度から 2 年かけて市内の自然環境の現況を調査し、平成 24 年 3 月に「すいたの自然 2011」をとりまとめている。事業計画地及びその周辺は、「区域別調査」の「北千里区域」に含まれている。

「すいたの自然 2011」によると事業計画地及びその周辺において、哺乳類はコウベモグラ、モグラ属の一種、アブラコウモリ、タヌキ、イタチ属の一種の計 6 種、鳥類はカイツブリ、カワウ、サギ類、コシアカツバメなど 68 種、両生類・爬虫類はニホンアマガエル、ウシガエル、ニホントカゲなど 10 種、昆虫類はマツムシ、ショウリョウバッタモドキ、クロシデムシなど 430 種が確認されている。

動物の確認種のうち、重要種として、哺乳類ではカヤネズミ 1 種が、鳥類ではオオタカ、オオコノハズク、ヒバリ、コシアカツバメ、サンショウクイ、トラツグミ、センダイムシクイの 7 種が、昆虫類ではキイトトンボ、セスジイトトンボ、ウチワヤンマ、ナツアカネ、マイコアカネ、コシロシタバ、ドウガネブイブイの 7 種が確認されている。

### (b) 植物

事業計画地及び周辺地域の現存植生は図 4-16 に示すとおりである。「すいたの自然 2011」によると、植物は 564 種確認されており、事業計画地の北側に接する千里緑地では竹林が分布するものの、南東側の千里北公園では他には見られないオギやススキの草原、広々とした芝生などが広がり、青山台から箕面市の境界緑地においては全体的に自然度が高く、樹林が生長して暗い林のところと、里山林の残っているところがある。

なお、環境省「自然環境調査 Web-GIS」（環境省自然環境局ホームページ）によると、事業計画地の周辺には、「特定植物群落」や「巨樹・巨木林」は分布していない。



出典：〔「すいたの自然 2011」(吹田市、平成 24 年)〕をもとに作成

図 4-16 事業計画地及びその周辺における現存植生の状況

i. 人と自然とのふれあいの場

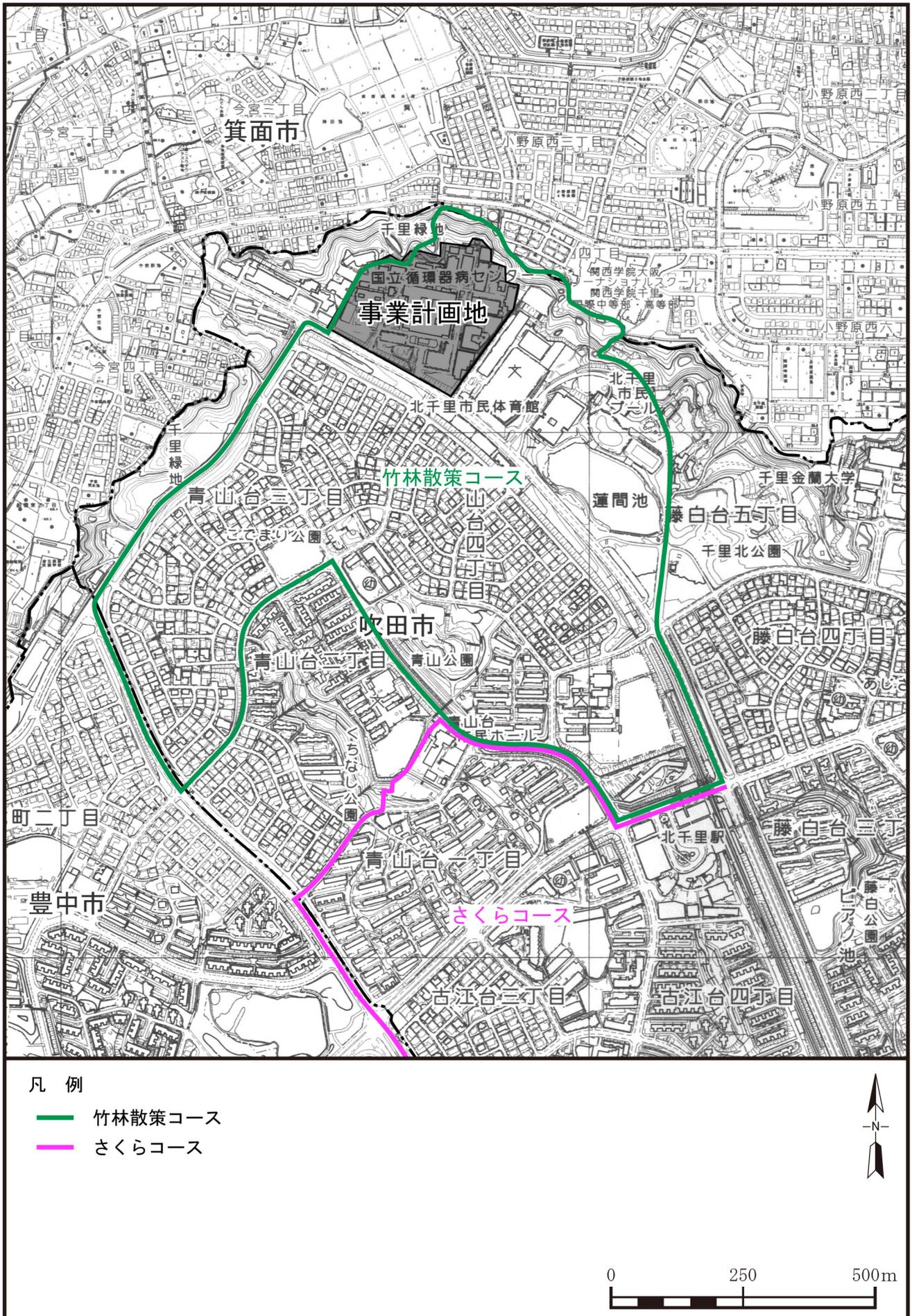
事業計画地周辺の人と自然とのふれあいの場の分布状況は、図 4-17 に示すとおりである。

事業計画地は、吹田市の北部、箕面市との市境界付近にあり、千里緑地と接している。「ぶらっと吹田」コースマップによると、「竹林散策コース」が事業計画地近くを通過し、「季節ごとの彩りと「竹林浴」を楽しむコース」として紹介され、また、少し離れているが「さくらコース」が事業計画地の南側にあり、「千里のさくら並木」として紹介されている。

j. 景観

事業計画地が位置する千里ニュータウンは、昭和 30 年代の高度成長期に竹林と雑木林に覆われていた千里丘陵を 10 年の歳月をかけて大阪府が開発した日本で最初の大規模ニュータウンである。土地利用は、住宅用地が 44% を占め、戸建・中高層住宅が計画的に配置されている。道路や公園など公共空間の割合が既成の市街地に比べて著しく多く、竹林のなごりを残す千里緑地が周囲を囲み、イベント会場としても多々使われる千里南公園、千里北公園の総合公園のほかに、地区公園や各住区の近隣公園などが計画的に配置されている。また、広幅員の道路には街路樹が植えられ、四季折々の特色を演出するとともに、緑の量感を一層高めている。開発から相当年数を経ていることもあり、住宅地区や地区・近隣センターの一部で更新が進みつつあり、今まではぐくんできたまちの風格やゆとり、潤いのある環境を保つために、市民参加によって「千里ニュータウンのまちづくり指針」が策定された。

なお、事業計画地周辺の青山台 3 丁目及び 4 丁目には「吹田市景観まちづくり条例」に基づく重点地区が分布している。



出典：〔「ぶらっと吹田 花と緑、水めぐる遊歩道」(吹田市、平成18年)〕をもとに作成

図 4-17 事業計画地及びその周辺における人と自然とのふれあいの場の分布状況

k. 文化財

(a) 指定（登録）文化財

吹田市には、国指定（登録）の文化財が 18 件、大阪府指定の文化財が 10 件、吹田市指定（登録）の文化財が 24 件ある。

事業計画地及び周辺には国、府及び市が指定する指定（登録）文化財は存在しない。

(b) 埋蔵文化財

事業計画地及びその周辺における埋蔵文化財の状況は、表 4-67 及び図 4-18 に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺には南西側に土師器出土地と呼ばれる散布地が分布し、北側に西国街道が東西にのびている。

表 4-67 埋蔵文化財の状況

名称	時代	種類
土師器出土地	奈良	散布地
西国街道	近世	その他

出典：大阪府地図情報システム（大阪府ホームページ）

1. 廃棄物

吹田市におけるごみの排出量の推移は表 4-68 に示すとおりである。

平成 30 年度のごみの排出量は、10.9 万 t であり、そのうち家庭系ごみは 7.2 万 t、事業系ごみは 3.6 万 t である。平成 26 年度以降は、人口、ごみの排出量ともに増加傾向となっている。

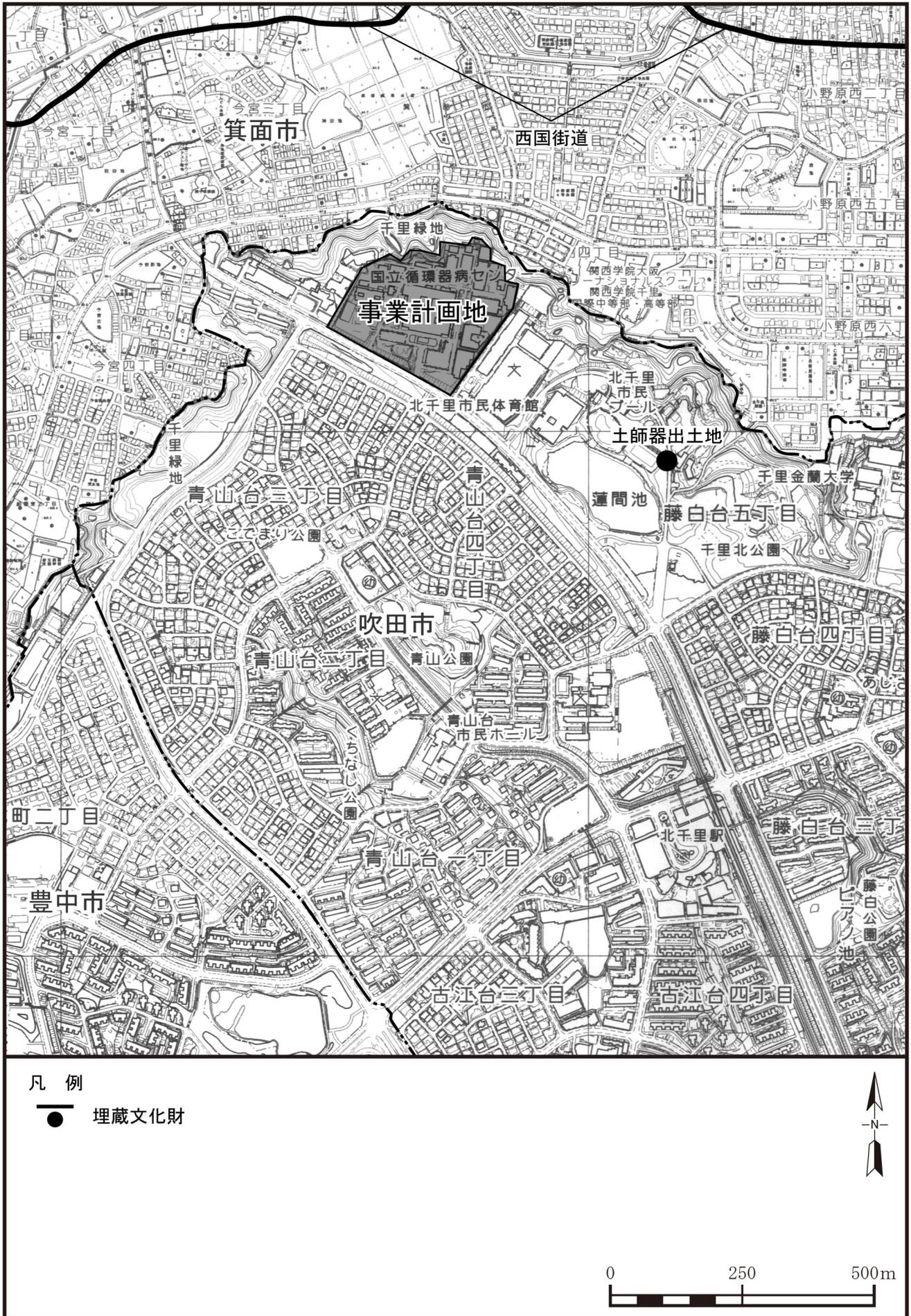
表 4-68 ごみ排出量の推移

単位：トン

項目 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ全体	103,433	104,722	104,631	105,630	108,746
家庭系ごみ	68,345	69,448	68,933	69,932	72,387
事業系ごみ	35,088	35,274	35,698	35,698	36,359
人口	361,877	365,587	369,441	370,365	371,753

注) 人口は 9 月 30 日の値

出典：「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）



出典：「大阪府地図情報システム」（大阪府ホームページ）より作成  
 図 4-18 事業計画地及びその周辺における文化財の状況

m. 地球環境

(a) 地球温暖化

「すいたの環境 令和元年版（2019年版）」（吹田市、2019年）によると、吹田市域の温室効果ガスの排出量の推移は図4-19に示すとおりである。吹田市域の平成28年度（2016年度）の温室効果ガス排出量は2,036千トンとなっており基準年度の平成2年度（1990年度）の1,753千トンに比べて16%の増加となっている。

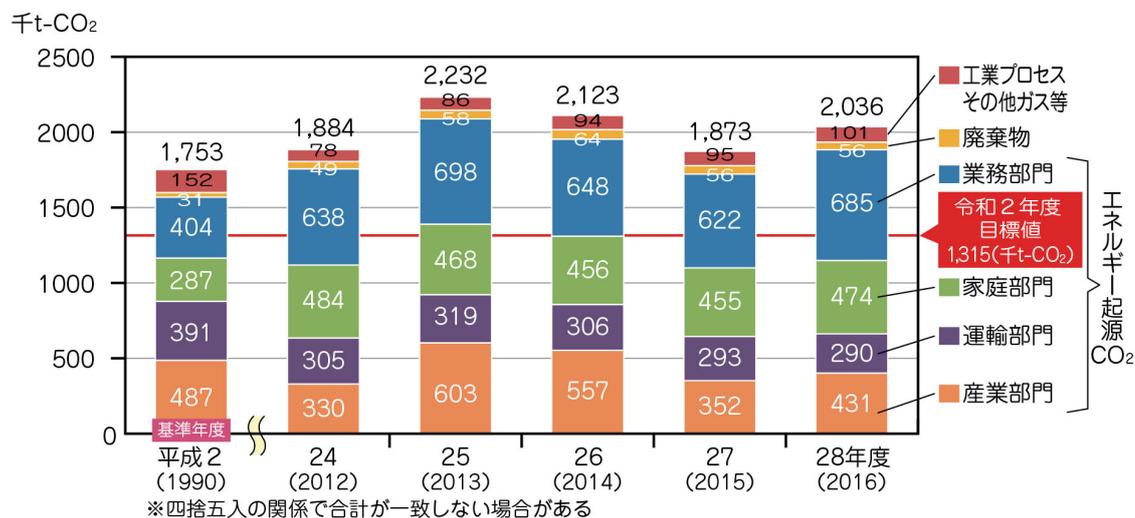


図4-19 温室効果ガスの推移

④ 周辺事業の有無

事業計画地から概ね500m以内の周辺地域において実施または実施が予定されている環境負荷の大きな施設及び事業、工事（以下「周辺事業」という。）については、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例」（平成16年3月31日条例第13号（最終改正：平成30年3月30日条例第21号）の大規模開発事業に該当する事業が2件あり、その内容について表4-69に示す。

表4-69 周辺事業の状況

事業者の名称	株式会社 タカラレーベン	株式会社 日本エスコン
開発事業の名称	(仮称) 吹田市青山台2丁目計画	(仮称) 吹田市青山台3丁目計画
事業区域の位置	青山台2丁目119番11	青山台3丁目119-678
予定建築物の概要	共同住宅	店舗付き共同住宅
事業区域の面積	5,542.46 m <sup>2</sup>	7,961.48 m <sup>2</sup>
事業の内容	109戸、高さ2.95m 地上8F、地下1F	152戸、高さ24.99m 地上8F、地下1F
事業の進捗状況	建設工事実施中 令和2年(2020年)3月着工 (令和4年(2022年)1月竣工予定)	建設工事実施中 令和元年(2019年)12月着工 (令和3年(2021年)4月竣工予定)

出典：「大規模開発事業構想の経過書」（吹田市ホームページ）及び現地看板での確認

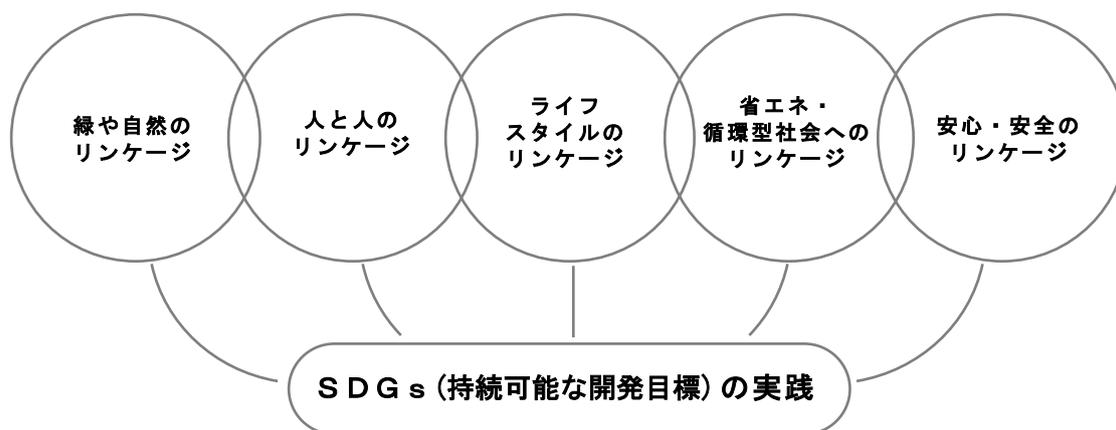
5. 当該事業における環境に対する取組方針

開発コンセプト

つながり、つづく、暮らしの未来へ。

## 千里グローバルリンクエッジタウン構想

ここに暮らし、ここに育った子どもたちが、またこのまちに戻り、  
自分たちの子どもを育て、いつまでも見守り続けていきたいという思いに寄り添えるまち。



開発コンセプトに基づいた本事業における環境に対する取組方針は、以下のとおりである。

・住民がいつでも親しめる身近な自然環境を整備する計画とする。

千里緑地からの広がりイメージした緑地の構成

生物に配慮した緑地の形成など（ABINC 認証を目指す）

・毎日の生活の中に持続可能な省エネ・温暖化対策、ヒートアイランド対策を導入する計画とする。

大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果（CASBEE A）を目指す

戸建て住宅の一部での ZEH 住宅の導入

集合住宅などでの太陽光発電、高効率ガス給湯設備等の導入

ヒートアイランド解析による効果的・積極的な対策の検討・実施

事業計画地での環境への対策・取組及びSDGsの取組の周知など

・地域の災害時における安全・安心機能を高める計画とする。

集合住宅各戸に防災備蓄倉庫を設置

敷地内に防災倉庫を完備

周辺からの利用可能な公園での防災設備の設置など

## 6. 当該事業における環境取組内容

環境の保全及び良好な環境の創造のための標準的取組事項を踏まえ、本事業の特性等を考慮して検討した、現時点で予定している環境取組内容は、表 6-1(1)～(8)に示すとおりであり、その概要を以下に示す。

### (1) 工事中

- ① 排ガス・騒音等の抑制
  - ・排出ガス対策型建設機械の採用及び低騒音・低振動型の建設機械・工法の使用に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップ等、適切な施工管理を行う。
- ② 工事中の排水等の対策
  - ・工事中の濁水は、仮設沈砂池、ノッチタンク等を経由して表層水のみ公共下水道に放流し、道路などへの濁水や土砂の流出を防止する。
- ③ 廃棄物等の抑制
  - ・廃棄物の発生抑制、減量化に努める。
  - ・建設発生土については、事業計画地での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土の発生を抑制する。
- ④ 景観
  - ・仮囲いの設置に際しては景観面に配慮し、計画地周辺や場内の清掃による環境美化に努める。
- ⑤ 交通安全
  - ・児童、生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮する等、事故防止に努める。

### (2) 施設の存在、供用時

- ① 地球温暖化対策・省エネルギー
  - ・大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果（CASBEE A）を目指す。
  - ・省エネルギー型の照明、高効率給湯器などのエネルギー効率の高い機器の採用及び太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- ② ヒートアイランド対策
  - ・CFD（計算流体力学）に基づくヒートアイランド解析による効果的・積極的な対策を検討・実施する。
  - ・遮熱性舗装・保水性舗装等の採用に努める。
  - ・歩道や公園等に可能な限り植栽帯を設ける。
  - ・屋上緑化・壁面緑化の導入に努める。
- ③ 廃棄物等の抑制
  - ・廃棄物の発生抑制、減量化に努める。
  - ・廃棄物の分別収集及び商業施設でのマイバッグ利用推進に努める。
- ④ 景観
  - ・吹田市の景観形成基準を遵守し、景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計を行う。
- ⑤ 交通安全
  - ・歩車分離を行うことで歩行者が安全に通行できる空間を確保する。

表 6-1(1) 環境取組内容（工事中その1）

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>■ 大気汚染や騒音などの公害を防止します。</p> <p>建設機械</p>			
1	低公害型建設機械の使用	実施する	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2	低燃費型建設機械の使用	一部実施する	低燃費型バックホウの使用を励行します。調達台数に限りがあるため、部分的な使用となりますが、可能な限り使用します。
3	アイドリングの禁止	実施する	低燃費運転講習会の開催、啓蒙看板を設置し、アイドリングストップを実施します。
4	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5	稼働台数の抑制	実施する	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6	工事の平準化	実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	機械類の整備点検	実施する	機械類は適切に整備点検を行います。
<p>工事関係車両</p>			
8	低公害、低燃費車の使用	一部実施する	燃費や排出ガス性能のよい車両をできる限り使用します。
9	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	実施する	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。
10	工事関連車両の表示	実施する	工事関連車両であることを車両に表示します。
11	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	一部実施する	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、一般車両の車両集中時間、通学時間帯をできる限り避けて設定します。また、歩行者等の安全を考慮し、出入口前に誘導員を配置する計画です。
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
13	通勤等で利用する車両台数の抑制	実施する	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
14	土砂の積み降ろし時の配慮	実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
15	タイヤ洗浄	実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。
16	ドラム洗浄時の配慮	実施する	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。

表 6-1(2) 環境取組内容（工事中その2）

取組事項		実施の有無	取組内容
17	場外待機の禁止	実施する	工事関連車両を場外に待機させません。
18	クラクションの使用抑制	実施する	クラクションの使用は必要最小限にします。
19	アイドリングの禁止	実施する	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
20	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法 ＜騒音・振動等＞			
21	防音シートなどの設置	実施する	事業計画地の周囲には、仮囲いを設置するとともに必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、防音対策を行います。
22	丁寧な作業	実施する	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	実施する	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	実施する	特定建設作業は、法、府条例を遵守し、騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
＜粉じん・アスベスト＞			
25	粉じん飛散防止対策	実施する	周辺への粉じん飛散を防止するため、掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。
26	アスベストの調査など	該当なし	解体工事はありません。
27	アスベストの飛散防止対策	該当なし	解体工事はありません。
＜水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下＞			
28	濁水や土砂の流出防止	実施する	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
29	塗料などの適正管理及び処分	実施する	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。
30	土壌汚染対策	実施する	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議します。

表 6-1(3) 環境取組内容（工事中その3）

取組事項		実施の有無	取組内容
31	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
32	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。
＜悪臭・廃棄物＞			
33	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
34	現地焼却の禁止	実施する	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
35	解体時の環境汚染対策	該当なし	解体工事はありません。
36	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
■地域の安全安心に貢献します。			
37	地域との連携における事故の防止	実施する	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。
38	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
39	夜間や休日の防犯対策	実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
40	児童などへの見守り、声かけ	実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。
41	地域の防犯活動への参加	実施する	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。
■環境に配慮した製品及び工法を採用します。			
省エネルギー			
42	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源			
43	残土発生の抑制	実施する	建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。
44	廃棄物の減量	実施する	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。

表 6-1(4) 環境取組内容（工事中その4）

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>■ 快適な環境づくりに貢献します。</p> <p>景観</p>			
45	仮囲い設置時の配慮	実施する	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。
46	仮設トイレ設置時の配慮	実施する	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。
<p>周辺の環境美化</p>			
47	周辺道路の清掃	実施する	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
48	場内整理	実施する	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
<p>ヒートアイランド現象の緩和</p>			
49	打ち水	一部実施する	夏期において水道水を確保し、周辺道路などに打ち水を行います。
<p>■ 地域との調和を図ります。</p> <p>工事説明・苦情対応</p>			
50	工事内容の事前説明及び周知	実施する	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。
51	苦情対応	実施する	工事に関する苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
<p>周辺の教育・医療・福祉施設への配慮</p>			
52	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	実施する	府立北千里高校に対して、工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。
53	騒音、振動などの配慮	実施する	府立北千里高校に対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。
<p>周辺の事業者との調整</p>			
54	複合的な環境影響の抑制	実施する	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

表 6-1(5) 環境取組内容（施設・設備等その1）

取組事項	実施の有無	取組内容
■地球温暖化対策を行います。		
55	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	実施する 大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果（CASBEE A）を目指すとともに、その評価結果を大阪府建築物環境性能表示制度により広告物などに表示します。
56	Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）設計	一部実施する 戸建住宅の一部において、消費するエネルギーを極力減らすようZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）設計とします。
57	高効率及び省エネルギー型機器などの採用	実施する 空調機器：高効率機器を採用します。 照明器具：LED器具を採用します。 給湯機器：高効率ガス給湯設備を採用します。
58	再生可能エネルギーの活用	実施する 集合住宅において、太陽光発電システムを導入します。
59	エネルギー効率の高いシステムの導入	実施する 高効率ガス給湯設備や高効率空調機器などエネルギー効率の良い機器を採用します。
60	エネルギーを管理するシステムの導入	実施する 集合住宅にHEMSを用いるなどエネルギーを管理するシステムを可能な限り採用します。
61	冷媒漏えい（使用時排出）の防止	実施する 高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備（空調機器、冷蔵冷凍庫など）を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい（使用時排出）が発生しないように設計します。
62	建築物のエネルギー負荷の抑制	実施する 採光や通風性の考慮やLow-Eガラスや複層ガラスの採用など断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制します。（断熱等性能等級4を取得します。）
63	長寿命な建築物の施工	実施する 基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。
64	環境に配慮した建設資材などの製品の採用	実施する リサイクル製品、間伐材などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。
■ヒートアイランド対策を行います。		
65	建物屋根面、壁面の高温化抑制	実施する CFD（計算流体力学）に基づくヒートアイランド解析を用いて、植栽樹の配置、屋上緑化、壁面緑化、高反射塗料、遮熱性・保水性舗装などの対策について効果的・積極的な採用検討を行うことにより、高温化抑制に努めます。
66	地表面の高温化抑制	

表 6-1(6) 環境取組内容（施設・設備等その2）

取組事項		実施の有無	取組内容
■ 自然環境を保全し、みどりを確保します。			
67	動植物の生息や生育への配慮	実施する	事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。
68	地域のシンボルツリーの保全	該当なし	事業計画地にシンボルツリーがないため
69	既存の植生の保全	該当なし	事業計画地の既存植生は、荒廃した竹林と土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定されている斜面の雑木であり、開発工事時に改変せざるを得ません。なお、新たに整備する緑地については、事業計画地北側の千里緑地など周辺の植生に配慮した緑地を形成する予定です。
70	地域に応じたみどりの創出	実施する	事業計画地北側の千里緑地とできるだけ連続する植栽計画とします。
71	駐車場緑化	実施する	店舗駐車場等において駐車場緑化を行います。
72	屋上緑化など	実施する	集合住宅駐輪場の屋根や集合住宅外構の一部等において屋上緑化、壁面緑化を行います。
73	法面緑化	実施する	開発により生じた法面に対して緑化を行います。
74	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
■ 水循環を確保します。			
75	水資源の有効利用	実施する	植栽への散水等に雨水を利用し、有効利用に努めます。
76	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設又は雨水浸透施設等を設置します。
77	雨水浸透への配慮	実施する	オープンスペース、駐車場などについては雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などを採用します。
■ 地域の生活環境を保全します。 大気・騒音・振動等			
78	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	実施する	空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
79	住宅における防音サッシ等の設置	該当なし	周辺からの騒音の影響がないため、防音を要しません。
80	駐車場の配置計画時の配慮	実施する	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の配置については、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画とします。

表 6-1(7) 環境取組内容（施設・設備等その3）

取組事項		実施の有無	取組内容
81	近隣への悪臭及び騒音の配慮	実施する	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮します。
82	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	該当なし	該当機器は設置しません。
83	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
84	建築資材による光の影響の考慮	実施する	建築資材（ガラス、太陽光パネルなど）による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
85	環境に配慮した塗料の使用	実施する	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用します。
86	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	実施する	府立北千里高校には、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。
中高層建築物（高さ10メートルを超える建築物）			
87	日照障害対策	実施する	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域（商業と工業地域を除く）を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。
88	電波障害の事前把握及び近隣説明	実施する	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。
89	電波障害発生時の改善対策	実施する	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。
90	プライバシーの配慮	実施する	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。
■ 景観まちづくりに貢献します。			
91	地域への調和	実施する	本市の自然条件や風土、歴史の中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
92	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
93	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	実施する	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。

表 6-1(8) 環境取組内容（施設・設備等その4）

取組事項		実施の有無	取組内容
94	重点地区指定に向けた協議	実施する	事業計画地が1haを超えるため、重点地区の指定について協議します。
95	景観形成基準の遵守	実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
96	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	実施する	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
■安心安全のまちづくりに貢献します。			
97	歩行者が安全に通行できる工夫	実施する	周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる工夫をします。
98	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備	実施する	災害時の防災対策や緊急時に対応できる設備として、集合住宅敷地内での防災倉庫の設置、周辺からの利用可能な公園でのかまどベンチやパーゴラ（防災テント備え付け）の設置など、安心安全に配慮した適切な整備を行います。
99	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	実施する	防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に導入し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。

## 7. 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

### (1) 環境影響評価の項目

#### ① 環境影響要因の細区分の抽出

本事業の実施に伴う一連の諸行為等のうち、環境影響要因としては、「工事」、「存在」及び「供用」が考えられる。

環境影響要因の細区分の抽出結果は、表 7-1 に示すとおりである。

なお、本事業は吹田市環境まちづくり影響評価条例の対象事業の「住宅団地の建設」に該当するが、事業計画地内において計画する小規模な商業施設による影響が懸念されるため「商業施設の建設」の環境影響要因についても検討している。

表 7-1 環境影響要因の抽出結果

環境影響要因	環境影響要因の細区分
工 事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建設機械の稼働</li><li>・ 工事用車両の走行</li><li>・ 工事の影響</li></ul>
存 在	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 緑の回復育成</li><li>・ 建築物等の存在</li></ul>
供 用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人口の増加</li><li>・ 施設の供用</li><li>・ 冷暖房施設等の稼働</li><li>・ 施設関連車両の走行</li><li>・ 駐車場の利用</li><li>・ 歩行者の往来</li></ul>

#### ② 環境要素の細区分の抽出

吹田市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）に示された環境要素のうち、前項で抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、予測・評価を行う必要があると考えられる環境要素を抽出した結果は、表 7-2 に示すとおりである。

表 7-2 環境影響評価項目選定表

目標	分野	環境要素	工事			存在		供用						
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	人口の増加	施設の供用	冷暖房施設等の稼働	施設関連車両の走行	駐車場の利用	歩行者の往来	
エネルギーを適正に利用できる低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						○	○	○	○			
資源を有効に利用 する社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物						○	○				×	
		産業廃棄物			○			○						
		建設発生土			○									
		フロン類			○									
健康で安全な生活 環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○								○	○	
		悪臭			○				×					
		ヒートアイランド現象				○	○			○	○			
	水	水質汚濁	公共用水域			×								
			地下水			×								
			底質汚染											
	土	土壌汚染	土砂流出、崩壊			×								
			斜面安定			×								
			地下水位											
	騒音・振動等	地盤	地盤沈下、変状											
			騒音	○	○					○	○	○	○	×
			振動	○	○					○		○		
		低周波音						○	○					
人と自然とが共生する 良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○	○	○		×					
		緑化（緑の質、緑の量）				○								
		人と自然とのふれあいの場			○	○								
快適な都市環境の 創造	建造物の影響	景観				○	○							
		日照障害					○							
		テレビ受信障害					○							
		風害					×							
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			×									
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等							○					
	地域社会	コミュニティ			○			○						
	交通混雑、交通安全		○					○		○	○	×		

注：「○」は影響があると考えられる項目、「×」は標準的な項目として例示されている項目の内、本計画では影響はないと考えられる項目。

③ 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由

技術指針において、「住宅団地の建設」及び「商業施設の建設」により影響をもたらす可能性のある事項として例示された環境要素の内、本事業において影響はほとんどないと考えられることから調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由は、表 7-3 に示すとおりである。

表 7-3 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由

分野	環境要素		環境要因	除外した理由
廃棄物等	一般廃棄物		【供用】 歩行者の往来	事業計画地の商業施設は小規模なものであり、歩行者の往来による一般廃棄物の影響はないと考えられる。
大気・熱	悪臭		【供用】 施設の供用	事業計画地の商業施設は小規模なものであり、施設の供用による悪臭の影響はないと考えられる。
水	水質汚濁	公共用水域	【工事】 工事の影響	工事中の濁水等については周辺への流出を防止し、適切な処理をした後公共下水道へ放流する計画であることから、影響はないと考えられる。
		地下水		
土	地形、地質	土砂流出、崩壊	【工事】 工事の影響	事業計画地は造成済みのほぼ平坦な地形であり、大規模な造成工事も行わないことから、影響はないと考えられる。
		斜面安定性		
騒音・振動等	騒音		【供用】 歩行者の往来	事業計画地の商業施設は小規模なものであり、歩行者の往来による騒音の影響はないと考えられる。
人と自然	動植物、生態系		【供用】 施設の供用	事業計画地の商業施設は小規模なものであり、また幹線道路沿いを商業施設用地としていることから、施設の供用による動植物、生態系への影響はないと考えられる。
構造物の影響	風害		【存在】 建築物の存在	計画建物（集合住宅）は最高高さ 30.85m であり、一般的に高層建築物とされる 31m 以下であること、また、事業計画地北側の千里緑地よりに配置することから、周辺への影響はないと考えられる。
文化遺産	文化遺産 (有形・無形・複合)		【工事】 工事の影響	事業計画地及び周辺には、有形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群、埋蔵文化財包蔵地は分布していないことから、影響はないと考えられる。
地域社会	交通混雑・交通安全		【供用】 歩行者の往来	事業計画地の商業施設は小規模なものであり、来店する歩行者の往来による周辺の交通混雑、交通安全への影響はないと考えられる。

(2) 調査、予測及び評価の方法

① 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

「(1) 環境影響評価の項目」で選定した環境要素についての、調査の方法及びその時期並びに予測の方法及びその時点は表 7-4(1)～(21)に、現地調査の地点及び範囲は図 7-1 に示すとおりである。

表 7-4(1) 現況調査及び予測の手法 (温室効果ガス・エネルギー)

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	温室効果ガス・エネルギーの状況	事業計画地周辺	至近年	既存資料の収集・整理
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	人口の増加、施設の供用及び冷暖房施設等の稼働による影響 予測対象項目 ・温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量及び削減量 ・エネルギー使用量及び削減量	事業計画地	供用後	原単位及び設備計画等に基づき予測。
	施設関連車両の走行による影響 予測対象項目 ・温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量及び削減量	事業計画地周辺	供用後	原単位及び交通計画に基づき予測。

表 7-4(2) 現況調査及び予測の手法（廃棄物等）

現況調査	調査項目	調査範囲	調査時期・頻度	調査方法
	廃棄物等の状況	事業計画地周辺	至近年	既存資料の収集・整理
予測	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
	建築工事等の実施により発生する建設副産物による影響 ・産業廃棄物 ・建設発生土	事業計画地内	工事中	事業計画、既存資料等をもとに建設副産物発生量及び排出量を推定。
	建築工事等の実施により発生するフロン類による影響		工事中	類似事例、事業計画等をもとに定性的に予測。
	人口の増加及び施設の供用により発生する廃棄物の影響 ・一般廃棄物 ・産業廃棄物		供用後	現況調査結果と事業計画等から廃棄物発生量及び排出量を推定。

表 7-4(3) 現況調査及び予測の手法（大気汚染）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	大気質・気象の状況 ・窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素） ・浮遊粒子状物質 ・気象（風向・風速）	事業計画地周辺の一般環境大気測定局（北消防署局）	至近 5 年間	既存資料の収集・整理
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	建設機械の排出ガスによる影響 予測対象項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 予測値 ・1 時間値 ・年平均値 ・日平均値の年間 98% 値 または 2% 除外値	事業計画地周辺	工事最盛期	大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。
	工事中車両の排出ガスによる影響 予測対象項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 予測値 ・1 時間値 ・年平均値 ・日平均値の年間 98% 値 または 2% 除外値	工事中車両主要走行ルート沿道 3 断面	工事最盛期	大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。
	駐車場の利用車両の排出ガスによる影響 予測対象項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 予測値 ・年平均値 ・日平均値の年間 98% 値 または 2% 除外値	事業計画地周辺	供用後	大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。
	施設関連車両の排出ガスによる影響 予測対象項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 予測値 ・年平均値 ・日平均値の年間 98% 値 または 2% 除外値	施設関連車両主要走行ルート沿道 3 断面	供用後	大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。

表 7-4(4) 現況調査及び予測の手法（悪臭）

現況調査	調査項目	調査範囲	調査時期・頻度	調査方法
	悪臭の状況	事業計画地周辺	至近年	既存資料の収集・整理
予測	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
	建築工事等の実施により発生する悪臭の影響	事業計画地周辺	工事中	現況調査結果、類似事例及び事業計画等から定性的に予測。

表 7-4(5) 現況調査及び予測の手法（ヒートアイランド現象）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	土地被覆等の状況 ヒートアイランド現象の状況	事業計画地及び周辺	至近年	既存資料の収集・整理
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	緑の回復育成、建築物の存在及び冷暖房等の稼働による影響 予測対象項目 ・土地被覆の変化 ・人工排熱の変化	事業計画地	供用後	土地利用計画、緑化計画及び施設計画等を用いた解析による予測。
	施設関連車両の走行による影響 予測対象項目 ・人工排熱の変化	事業計画地周辺	供用後	事業計画及び交通計画に基づき予測。

表 7-4(6) 現況調査及び予測の手法（土壌汚染）

現況調査	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	地歴等の状況	事業計画地	適宜	既存資料の収集・整理及び聞き取り調査
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	掘削工事の実施が土壌汚染に及ぼす影響	事業計画地及び周辺	工事中	事業計画（工事計画等）及び現況調査結果をもとに予測。

表 7-4(7) 現況調査及び予測の手法（騒音）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	一般環境騒音 ・騒音レベル	事業計画地周辺 3 地点	平日・休日 各 1 日 24 時間連続	JIS 等に定める測定方法に基づき調査。
	道路交通騒音 ・騒音レベル	関連車両主要 走行ルート沿道 3 断面	平日・休日 各 1 日 24 時間連続	同上
交通量 ・時間交通量 方向別、3 車種分類 (大型、小型、 動力付き 2 輪車)	ハンドカウンターにより目視計測。			
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	建設機械の稼働による影響 ・騒音レベル	事業計画地周辺	工事最盛期	日本音響学会式等による数値計算により、騒音レベルを予測。
	工事用車両の走行による影響 ・騒音レベル	工事用車両主要 走行ルート沿道 3 断面	工事最盛期	日本音響学会式等による数値計算により、騒音レベルを予測。
	施設の供用、冷暖房施設等の稼働及び駐車場の利用による影響 ・騒音レベル	事業計画地周辺	供用後	距離減衰式等による数値計算により、到達騒音レベルを予測。
	施設関連車両の走行による影響 ・騒音レベル	施設関連車両主要 走行ルート沿道 3 断面	供用後	日本音響学会式等による数値計算により、騒音レベルを予測。

表 7-4(8) 現況調査及び予測の手法（振動）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	一般環境振動 振動レベル	事業計画地周辺 3地点	平日・休日 各1日 24時間連続	JIS等に定める測定方法に基づき調査。
道路交通振動 振動レベル 地盤卓越振動数	関連車両主要 走行ルート沿道 3断面	平日・休日 各1日 24時間連続	振動レベル 同上 地盤卓越振動数 大型車走行時の振動の1/3オクターブバンド <sup>1)</sup> 周波数分析により求める。	
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	建設機械の稼働による影響 ・振動レベル	事業計画地周辺	工事最盛期	距離減衰式等により、到達振動レベルを予測。
	工事用車両の走行による影響 ・振動レベル	工事用車両主要 走行ルート沿道 3断面	工事最盛期	建設省土木研究所提案式等による数値計算により振動レベルを予測。
	施設の供用による影響	事業計画地周辺	供用後	距離減衰式等により、到達振動レベルを予測。
施設関連車両の走行による影響 ・振動レベル	施設関連車両主要 走行ルート沿道 3断面	供用後	建設省土木研究所提案式等による数値計算により振動レベルを予測	

表 7-4(9) 現況調査及び予測の手法（低周波音）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	一般環境低周波音 ・低周波音レベル	事業計画地周辺 3地点	平日・休日 各1日 4回/日	低周波音の測定方法に関するマニュアルに準拠し調査。
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	施設の供用、冷暖房施設等の稼働による影響 ・低周波音レベル	事業計画地周辺	供用後	距離減衰式等により、到達音圧レベルを予測。

表 7-4(10) 現況調査及び予測の手法（動植物：動物）

現況調査	調査項目	調査範囲	調査時期・頻度	調査方法
	哺乳類	事業計画地及び周辺	3回 (春、夏、秋)	現地調査 フィールドサイン調査 捕獲調査(1回)
	鳥類		4回 (四季各1回)	現地調査 ラインセンサス ポイントセンサス
	は虫類・両生類		3回 (春、夏、秋)	現地調査 目視観察
	昆虫類		3回 (春・夏・秋)	現地調査 一般採集 ベイトトラップ調査(適宜) ライトトラップ調査(適宜)
	魚類・底生動物		2回 (春・秋)	現地調査 一般採集(目視観察含む)
予測	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
	工事の実施及び施設の存在による影響 ・動物相の変化の程度 ・貴重な動物の消滅の有無	事業計画地及び周辺	工事中及び存在時	現況調査結果と土地利用計画、緑化計画、植物予測結果等から定性的に予測。

表 7-4(11) 現況調査及び予測の手法（動植物：植物）

現況調査	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	植物相	事業計画地及び周辺	3回 (春・夏・秋)	現地調査 目視観察・採取
植生 現存植生	事業計画地及び周辺	適宜(春～夏)	現地調査 空中写真及び現地踏査により植生分布状況を把握し、現存植生図を作成。	
予測	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
	工事の実施及び施設の存在による影響 ・植物相・植生の変化の程度 ・貴重な植物の消滅の有無	事業計画地及び周辺	工事中及び存在時	現況調査結果と土地利用計画、緑化計画等から定性的に予測。

7-4(12) 現況調査及び予測の手法（動植物：生態系）

	調査項目	調査範囲	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位性・典型性・特殊性を有する生物種の生態及びその生育・生息状況</li> <li>・生育・生息環境の状況</li> <li>・種の多様性の状況等</li> </ul>	事業計画地及び周辺	適宜	動物・植物調査結果の整理・解析
	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
予測	工事の実施及び施設の存在による影響	事業計画地及び周辺	工事中及び存在時	現況調査結果と土地利用計画、緑化計画、動物・植物予測結果等から定性的に予測。

表 7-4(13) 現況調査及び予測の手法（緑化）

	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	周辺地域の生育木 ・大径木調査	事業計画地及び周辺	適宜（春～夏）	現地調査 大径木について、生育状況を記録する
	緑被の状況	事業計画地及び周辺	適宜	植物調査結果の整理・解析
	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
予測	施設の存在による影響 ・緑の質・量の変化の程度	事業計画地及び周辺	存在時	現況調査結果と土地利用計画、緑化計画等から定性的に予測。

表 7-4(14) 現況調査及び予測の手法（人と自然とのふれあいの場）

	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な人と自然とのふれあいの場の分布状況</li> <li>・主要な人と自然とのふれあいの場の利用状況</li> </ul>	事業計画地及び周辺	適宜	聞き取り調査及び現地踏査
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	工事の実施及び施設の存在による人と自然とのふれあいの場の変化の程度	事業計画地及び周辺	工事中及び存在時	現況調査結果、工事計画及び事業計画等から定性的に予測。

表 7-4(15) 現況調査及び予測の手法（景観）

	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	地域の景観特性 ・景観資源の状況 ・代表的な眺望地点の分布状況	事業計画地周辺	適宜	既存資料調査及び現地踏査
	代表的な眺望地点からの事業計画地方向の景観	代表的な眺望地点（5地点程度）	適期 各1回	景観写真撮影
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	建築物等の出現による景観への影響	代表的な眺望地点（5地点程度）	完成時	景観モニタージュの作成により定性的に予測。

表 7-4(16) 現況調査及び予測の手法（日照障害）

	調査項目	調査範囲	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	建築物等の分布状況	事業計画地周辺	適宜	既存資料の収集・整理、現地踏査
予測	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
	建築物の出現により発生する日影の影響 ・時刻別日影図 ・等時間日影図（冬至日等）	事業計画地周辺	完成時（冬至日等）	幾何学的計算式により予測。

表 7-4(17) 現況調査及び予測の手法（テレビ受信障害）

	調査項目	調査範囲	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	テレビジョン電波受信状況 ・アンテナ端子電圧 ・受信画質 等	事業計画地周辺	適宜	テレビジョン受信状況は電波障害測定車による現地調査 建築物等の分布状況は現地踏査等
	建築物等の分布状況 ・住居等の位置、形状、階層等			
予測	予測項目	予測範囲	予測時点	予測方法
	建築物の出現がテレビジョン電波受信状況に及ぼす影響 ・受信障害発生範囲	事業計画地周辺	完成時	建造物による障害の理論式により予測。

表 7-4(18) 現況調査及び予測の手法（安全）

現況調査	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	過去の災害等の状況	事業計画地及び周辺	適宜	既存資料の収集・整理
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	施設の供用による影響	事業計画地周辺	供用後	類似事例、事業計画等をもとに定性的に予測。

表 7-4(19) 現況調査及び予測の手法（コミュニティ）

現況調査	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	コミュニティ施設の状況	事業計画地周辺	適宜	既存資料調査及び現地踏査
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工事の実施によるコミュニティ施設への影響	事業計画地周辺	工事中	工事計画等をもとに定性的に予測。
	人口の増加によるコミュニティ施設への影響		供用後	事業計画等による人口増加量から周辺施設への影響を予測。

表 7-4(20) 現況調査及び予測の手法（交通混雑）

現況調査	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	交通量、歩行者及び自転車通行量 時間交通量 (方向別、3車種区分)	事業計画地周辺 4交差点	平日・休日 各1回 6時～22時	ハンドカウンターにより目視計測。
	信号現示			ストップウォッチにより計測。
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工事用車両の走行による影響 ・交差点需要率等	工事用車両主要走行ルート沿道 4交差点	工事最盛期	現況調査結果と工事計画等から交差点需要率等を予測。
	施設関連車両の走行による影響 ・交差点需要率等	施設関係車両主要走行ルート沿道 4交差点	供用後	現況調査結果と事業計画等から交差点需要率等を予測。

表 7-4(21) 現況調査及び予測の手法（交通安全）

現況調査	調査項目	調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法
	交通安全施設等の状況	事業計画地周辺	適宜	既存資料調査及び現地踏査
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	施設関連車両及び工事用車両の走行による影響	事業計画地周辺	工事中及び供用後	関連車両の通行ルート、交通量及び周辺の歩行経路等を考慮し、事業計画等を基に予測。
	人口の増加及び駐車場の利用による影響		供用後	

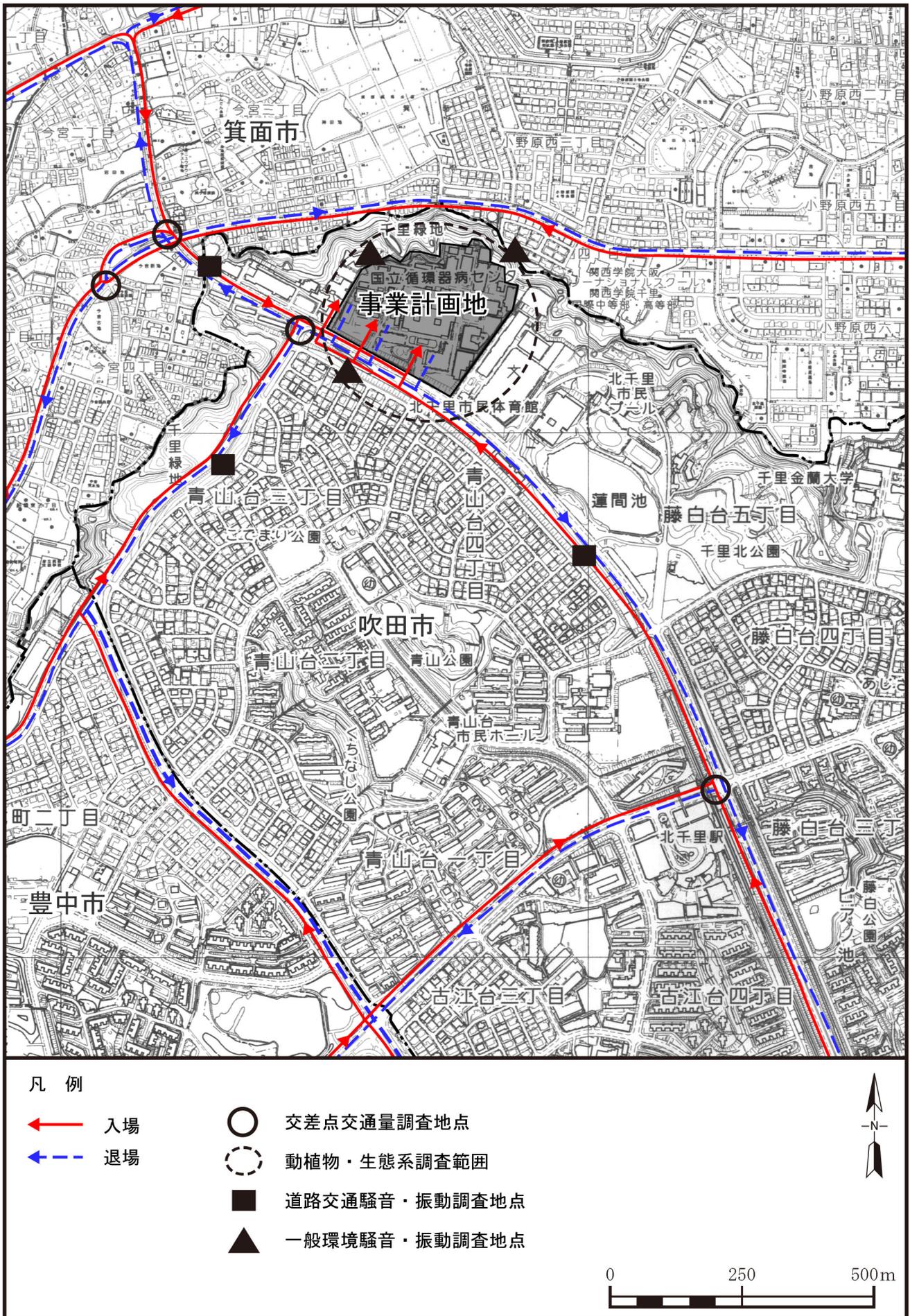


図 7-1 現地調査地点・範囲図

## ② 評価の方法

予測結果について、以下の観点からの評価を行う。

### a. 温室効果ガス・エネルギー

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・温室効果ガスの排出量が可能な限り低減されていること。

### b. 廃棄物等

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・廃棄物等の最終処分量が、発生抑制、再利用等により可能な限り低減されていること。
- ・廃棄物・発生土が適正に処理されること。
- ・地域における廃棄物の処理に支障をきたさないこと。

### c. 大気汚染

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・環境基本法により設定されている環境基準の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・吹田市第3次環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

### d. 悪臭

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市第3次環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

### e. ヒートアイランド現象

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・人口排熱増加が、可能な限り低減されていること。

### f. 土壌汚染

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例を遵守すること。
- ・吹田市第3次環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

### g. 騒音

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により設定されている特定建設作業の規制基準の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・環境基本法により設定されている環境基準の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・吹田市第3次環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

#### h. 振 動

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により設定されている特定建設作業の規制基準の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・振動規制法により設定されている道路交通振動の限度の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・吹田市第3次環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

#### i. 低周波音

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市第3次環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

#### j. 動植物、生態系

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・貴重な動植物の生息・生育環境を可能な限り保全すること。
- ・周辺地域における動植物、生態系に著しい影響を及ぼさないよう配慮されていること。
- ・吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

#### k. 緑 化

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）で設定されている目標の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

#### l. 人と自然とのふれあいの場

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）で設定されている目標の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

#### m. 景 観

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市景観まちづくり計画で設定されている基本目標の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

#### n. 日照障害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・地域の日照が著しく障害されるおそれがないこと。

o. テレビ受信障害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・地域住民のテレビ電波の受信に障害を及ぼすおそれがないこと。

p. 安全

- ・安全が確保されるよう、配慮されていること。

q. コミュニティ

- ・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。
- ・コミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能に著しい支障をきたさないよう努めること。

r. 交通混雑

- ・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。

s. 交通安全

- ・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。
- ・歩行者の交通安全の確保に配慮されていること。

## 8. その他の事項

本事業の実施に際して順守すべき主な法令は、以下に示すとおりである。

### 【事業に関する法律】

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 道路法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 電気事業法
- ・ 消防法

### 【環境に関する法律】

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 景観法
- ・ 文化財保護法

### 【事業に関する条例】

- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例
- ・ 大阪府野外広告物条例
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・ 大阪府景観条例
- ・ 吹田市開発事業の手続等に関する条例
- ・ 吹田市環境まちづくり影響評価条例
- ・ 吹田市景観まちづくり条例
- ・ 吹田市建築基準法施行条例
- ・ 吹田市環境基本条例
- ・ 吹田市環境の保全等に関する条例
- ・ 吹田市水道条例
- ・ 吹田市緑の保護及び育成に関する条例
- ・ 吹田市産業振興条例
- ・ 吹田市下水道条例
- ・ 吹田市文化財保護条例